



新經濟連盟 規制改革提言2026

2026.9.11



INDEX

- 0 1 雇用・労働関係
- 0 2 職業紹介・労働者派遣関係
- 0 3 外国人材活用関係
- 0 4 AI・データ利活用関係
- 0 5 資本政策関係
- 0 6 業務運営関係
- 0 7 ビジネス展開関係
- 0 8 施設運営関係
- 0 9 設備運用関係
- 1 0 医療・介護関係
- 1 1 その他

雇用・労働関係

- 日本における「熱意ある社員」の割合は6%と世界最低水準（[GALLUP調査](#)）に留まっている。深刻化する労働力不足への対応を含め、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革によって一定の前進がみられた「働きやすさ」と働く人の心身の健康を前提に、働く者一人ひとりが主体的にキャリアを形成し、自らの可能性を最大限に発揮できる社会への移行、すなわち「働きがい改革」（新経済連盟「[いま、働き方改革から『働きがい』改革へのチェンジを](#)」参照）が必要である。
- こうした基本的な考えの下、本章は、新経済連盟会員企業へのヒアリング及び成長志向の経営者が集うEO Tokyo Centralが実施した調査に基づき、我が国のイノベーションをリードしている「意欲ある」現場の視点から、新経済連盟が必要と考える政策的打ち手を提言するものである。

【参考】新経済連盟が提案する、選択的かつ柔軟な労働時間法制の全体像

ハイスکیل労働者

◆ 裁量労働制

【PP.6-8】

企画業務型（対象業務の指定、労働者要件あり）

- ➡ ・ ① 対象業務の拡大【P6】
- ・ ② 専従要件の緩和【P7】
- ・ ③ 導入要件の緩和【P8】

専門業務型（対象業務の指定あり）

- ➡ ・ ② 専従要件の緩和【P7】

ミドル～ロースکیل労働者

◆ 原則時間制（1日8時間、週40時間制）

- ◆ 変形労働時間制
- ◆ フレックスタイム制
- ◆ 事業場外みなし労働時間制

労働時間規制の適用除外

◆ 高度プロフェッショナル制度

【P11】

- ➡ 現行の業種要件を撤廃し、1,075万円以上の年収要件のみとする

◆ 管理監督者（経営者と一体的な立場にある者）

◆ 成長支援型労働制度（仮称・新設）

- ・ 成長意欲があり、一定の基礎能力を持つ労働者に対して、健康・福祉確保措置を前提に労働時間に関する規定を一部適用除外とする
- ・ 次世代リーダーの育成、技能継承、労働者の成長意欲の促進、若手社員の早期成長と貢献、専門性や経験を問わない自律的な働き方の促進等を意図

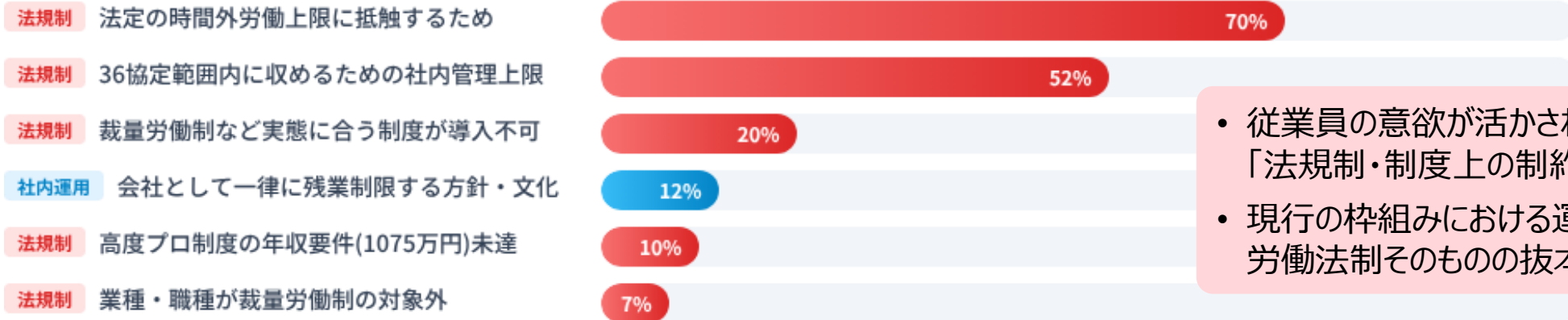
【P12】

個別特性に応じた労働時間等の適用除外

- ◆ 農業・水産業（農業又は水産業等の事業に従事する労働者）
- ◆ 機密の事務を取り扱う者
（例：職務が経営者等の活動と一体不可分である秘書）
- ◆ 監視又は断続的労働に従事する者

【参考】労働時間法制の抜本的見直しの必要性

【意欲ある従業員が十分に働けていない主な理由】（複数回答・n=470）



・従業員の意欲が活かされない理由は「法規制・制度上の制約」が大部分。
・現行の枠組みにおける運用改善のみならず労働法制そのものの抜本的見直しが必要。

【従業員・経営者の声】

若手層（20～24歳）

もっと働きたい人が働けないようになりかけている。

（一般メンバー/20～24歳/年収400万円未満）

もっと自由に満足いくまで沢山の時間労働に費やしたい。

ワークライフバランスを重視する法律や制度、それを超越した社内の制度による時間的な制約が成長を阻んでいる。

（リーダー・主任クラス/20～24歳/年収600～800万円未満）

中堅層（30～39歳）

働くことで価値を出したい人達が社会に認められる形で自由に働ける社会になると良いと思います。

（一般メンバー/30～34歳/年収400～600万円未満）

労働基準法自体が古い概念であるため、現代の働き方にマッチしていないと感じます。成果で評価されるべき人が評価され、「静かな退職」のような状態が生まれない世界であってほしい。

（一般メンバー/35～39歳/年収400～600万円未満）

経営層・役員

残業規制がある若手かもどかしく感じていることを聞くことがもどかしい。

36協定の存在が若手の挑戦を阻んでいる。

（取締役/40歳以上/年収1075万円以上）

裁量労働制の抜本的な見直し

多様で自律的な業務遂行やスタートアップを含む企業の円滑な事業実施を後押しするため、現場の実態に合わせ、

- ①「課題解決型営業」を企画型裁量労働制の対象業務とすべき
- ②複数領域の業務の兼務が不可避な場合には対象業務と非対称業務の混在が許容されるよう、裁量労働制における専従要件を緩和すべき
- ③労使委員会の設置が困難なスタートアップや中小企業等においては、過半数代表者との協定の締結をもって、企画業務型裁量労働制の導入を可能とすべき

【①企画型裁量労働制の対象業務への「課題解決型営業」の追加】

- 企画業務型裁量労働制の対象業務は、労働基準法（1947年法律第49号）において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」（第38条の4第1項第1号）とされているが、「個別の営業活動の業務」は「対象業務となり得ない業務」として例示（「[労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針](#)」平成11年労働省告示第149号）されており、深い課題分析に基づき高度な解決策の提案を行う自律的な業務であっても、「営業」に該当するプロセスが混在する限り対象とはならない運用が行われている。
- こうした「課題解決型営業」は普遍的かつ高付加価値を生む業務であり、業務遂行の手段や労働時間の配分は労働者に委ねられているものの、裁量労働制の適用を受けないため勤怠管理が制約となり、成果が抑制される等の課題が生じている。
- こうしたことから、本年7月21日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」において、「特定の顧客向けの商品・サービスの企画、立案、調査及び分析を行った上で、それに基づき開発・提案まで行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがある」としつつ、「厚生労働省は、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、裁量労働制の対象の在り方について労働政策審議会において見直しの検討を開始し…必要な措置を講ずる」とされた。
- ついては、このプロセスを通じ、「課題解決型営業」を企画型裁量労働制の対象業務に追加すべき。

【②裁量労働制の下でマルチタスクを可能とするための専従要件の緩和】

- 裁量労働制の対象労働者は「対象業務に常態として従事していることが原則」であり、「非対象業務と対象業務とを混在して行う場合は、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、裁量労働制を適用することはできない」とされている※。

※「[規制改革推進に関する答申](#)」（2025年5月28日規制改革推進会議）において引用されている「現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈について」（2023年8月2日基政発0802第1号・基監発0802第1号）の記載事項。

- 人的リソースが限られる中、変化の激しい事業環境に置かれているスタートアップ等においては、組織運営上、1人の労働者が内部管理業務等の非対象業務を含む複数の業務を兼務（マルチタスク）する必要性が高いため、対象業務への専従を求める現行の要件（専従要件）は、どんなに優秀な人材であっても、こうしたマルチタスクをこなす限り、裁量労働制の適用から構造的に排除しかねないものとなっている。
- 昨年取りまとめられた上記の答申において、「スタートアップにおいては労働者が複数の業務を担当することが一般的であることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない裁量労働制を適用することが困難との声がある」とされ、本年7月21日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」においても、これを引用しつつ、「厚生労働省は、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、裁量労働制の対象の在り方について労働政策審議会において見直しの検討を開始し…必要な措置を講ずる」とされている。
- ついては、**企画業務型・専門業務型のいずれにおいても**、マルチタスクの遂行が不可避なスタートアップ等の特性を踏まえ、**対象業務と非対象業務の混在を許容するよう、裁量労働制に係る専従要件を緩和すべき。**

平均担当業務数

3.63個 (n=266※)

複数領域の業務を兼務

80% (213/266名)

うち

環境変化に応じて頻繁に比重が変化

62% (132/213名)

※「管理監督者でない」かつ「仕事の進め方や時間の使い方について『上司からの指示をほとんど受けない』または『多くは自分で判断できる』」と回答した者

【③「過半数代表者との協定」の締結による企画型裁量労働制の導入】

- 労働基準法（1947年法律第49号）において、**企画業務型裁量労働制の導入には「労使委員会の設置」及び「その委員の5分の4以上の多数による決議」（第38条の4第1項）が必要とされている。**
- 他方、**専門業務型裁量労働制については**労使委員会の決議までは求められておらず、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は当該労働組合と、これがないときは使用者と労働者の過半数を代表する者（**過半数代表者**）との**書面による協定の締結**（同法第38条の3第1項）によりその導入が可能である。
- **しかし、**労務専任人材を必ずしも確保できない**スタートアップ企業等にとって、**労使委員会を維持運営し、継続的に法定事務手続きを行うことは困難であり、**企画業務型裁量労働制の導入にあたりこれが大きな障壁となっている。**
- 昨年取りまとめられた「[規制改革推進に関する答申](#)」（2025年5月28日規制改革推進会議）において、「**企画業務型裁量労働制…を導入する際に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面からスタートアップにおける制度導入の障壁になっている**」とされ、本年7月21日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」においても、これを引用しつつ、「**厚生労働省は、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、裁量労働制の対象の在り方について労働政策審議会において見直しの検討を開始し…必要な措置を講ずる**」とされている。
- ついては、労使委員会の設置が困難な**スタートアップや中小企業等においては、**専門業務型裁量労働制と同様、民主的に選出された**過半数代表者との協定の締結をもって企画業務型裁量労働制を導入できるようにすべき。**

【参考】スタートアップ等における課題解決型営業の実像

主たる業務として
「提案型営業※」に従事する者

42% (n=522)

提案型営業は普遍的かつコアな業務である。

このうち

「指示を受けず自律的に業務を遂行している」

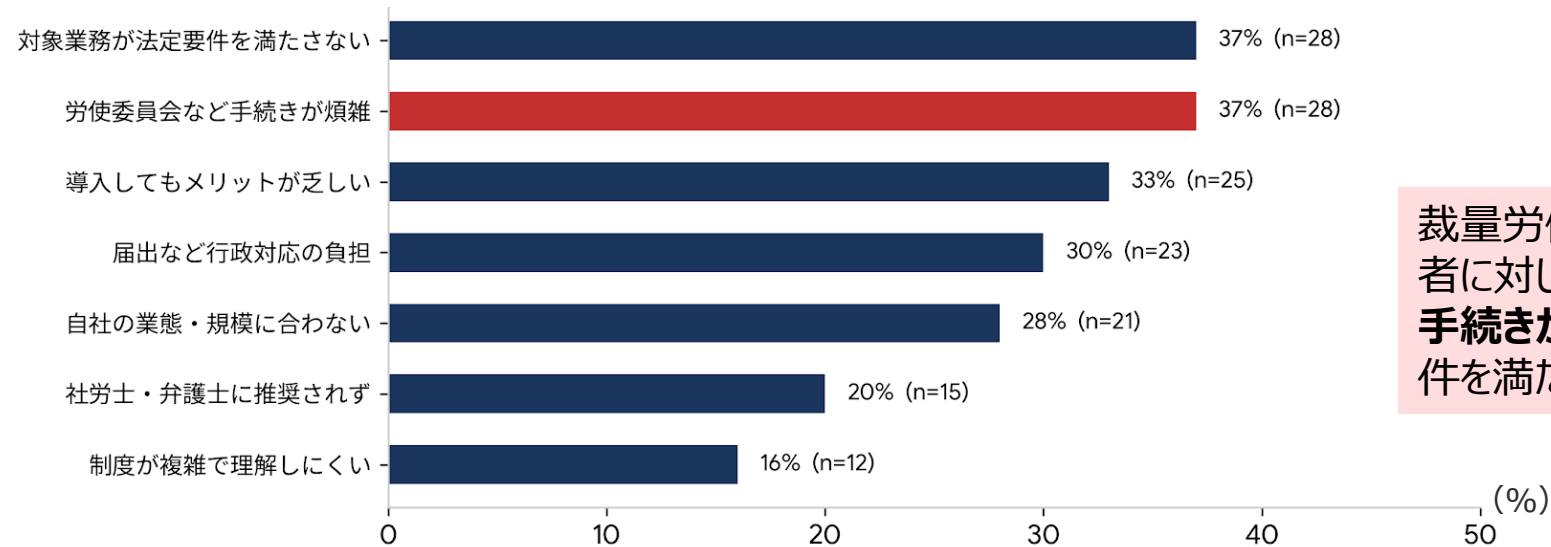
91% (n=220)

- 提案型営業に従事する労働者の多くは、仕事の進め方や時間配分について上司からの指示をほとんど受けず、高い自律性・裁量を持って業務を遂行している。
- 裁量労働制が想定する「業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」であるにもかかわらず、制度が適用できないという事態が生じている。

※「課題解決型営業」とは、「特定の顧客向けの商品・サービスの企画、立案、調査及び分析を行った上で、それに基づき開発・提案まで行う業務」のことであり（P6参照）、「提案型営業」と同じ類型にあたる。

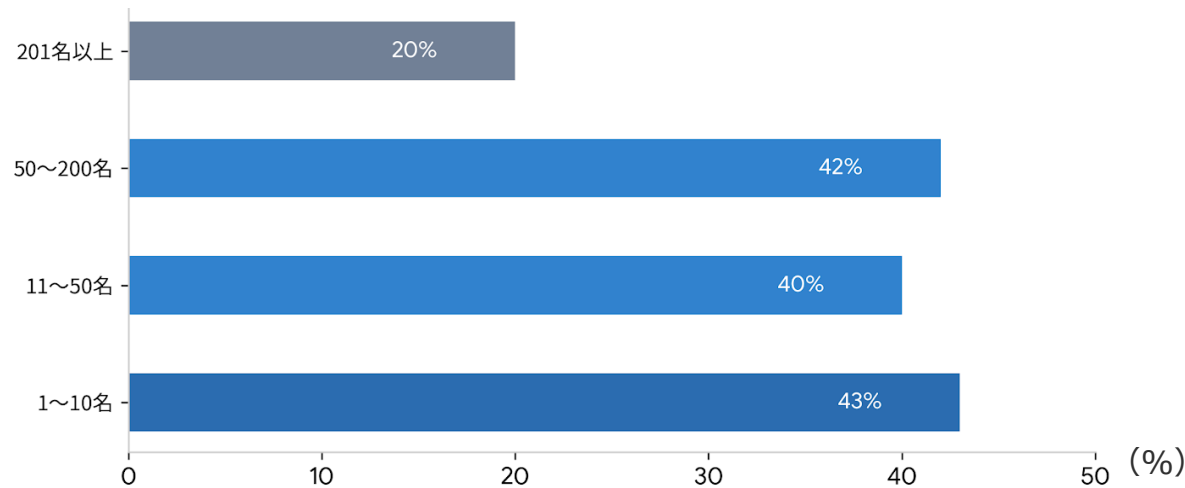
【参考】裁量労働制の導入障壁

【裁量労働制の見送り理由】（複数回答・n=76）



裁量労働制の導入を検討したものの見送った経営者に対し、理由を尋ねたところ、「**労使委員会など手続きが煩雑**（37%）」が「**対象業務が法定要件を満たさない**（37%）」と並び、同率で**最多**。

【裁量労働制を見送った社のうち「労使委員会が煩雑」と答えた割合（企業規模別）】



裁量労働制の導入を見送った理由として「**労使委員会の煩雑さ**」を挙げたのは、201名以上の比較的大規模の大きな企業では20%に対し、200名以下の**中小・スタートアップ企業は40%以上の社が見送り理由であると回答**。

高度プロフェッショナル制度の拡充

職務要件を撤廃し、高度プロフェッショナル制度の適用条件を年収要件（1,075万円以上）のみとすべき

- 高度プロフェッショナル制度は、「多様で柔軟な働き方の実現」を含む「[働き方改革の実現](#)」に向け、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（2018年法律第71号）により導入されたものであり、「**高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度**」（厚生労働省「[高度プロフェッショナル制度の概要](#)」サイト）とされている。
- 「**一定の年収要件**」は1,075万円以上（労働基準法施行規則（1947年厚生省令第23号）第34条の2第6項）とされている一方、「**職務の範囲**」については、**金融商品の開発、ディーリング、証券アナリスト業務、コンサルティング、研究開発等**（同条の2第3項）に限定されており、結果としてその適用を受ける労働者は全国36事業場（34社）のわずか1,390人（厚生労働省「[高プロ制度に関する報告の状況（令和7年3月末時点）](#)」）に留まっていることから、制度として活用されているとは言い難い状況にある。
- 本年7月21日に閣議決定された「[日本成長戦略](#)」及び「[経済財政運営と改革の基本方針2026](#)」においては、「心身の健康維持と従業員の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会において議論を行う」とされている。しかし、検討の対象において、「裁量労働制の対象の在り方」、「変形労働時間制」、「連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け」等があげられているが、「高度プロフェッショナル制度」には言及されていない。
- ついては、労働政策審議会における議論の対象に「高度プロフェッショナル制度の対象の在り方」を含めた上で、現行の職務要件を撤廃し、客観的な市場価値を表す「1,075万円以上の年収要件のみ」とすることにより、その対象者を拡大すべき。

成長意欲と能力のある労働者に係る労働時間の制約を緩和する制度の創設

次世代リーダーを育成すべく、成長意欲があり一定の基礎能力を持つ労働者に対して、健康・福祉確保措置等を前提に、労働時間を制約する規定の一部を適用除外とする制度を設けるべき

- 現行の労働基準法（1947年法律第49号）では、「**みなし労働時間制**」や「**労働時間規制の適用除外**」の適用にあたり、**対象業務・職務の限定、一定の年収の有無、経営上の重要な決定への関与権限の有無**といった要件が設定されており、実際にこれらを受けられるのは、裁量労働制（第38条の4）や高度プロフェッショナル制（第38条の3）の適用を受ける者、管理監督者（第41条第2号）等に限られている。
- その結果、全労働者に占める各制度の適用割合は極めて低く※、**高い成長意欲と自律性を備えた若手・中堅社員など、次世代を牽引するリーダーの候補であり、労働者本人が強く望む場合であっても、要件を満たさない限り、こうした労働時間の制約を緩和する制度をあてはめることはできない。**

※ 企画業務型裁量労働制：0.3%、専門業務型裁量労働制：1.1%（以上、厚生労働省「[令和7年就労条件総合調査](#)」の「[結果の概要](#)」）

高度プロフェッショナル制度：0.002%程度（厚生労働省「[高プロ制度に関する報告の状況（令和7年3月末時点）](#)」及び総務省統計局「[労働力調査（基本集計）2025年（令和7年）3月分](#)」をもとに新経済連盟推計）

- 他方、昨年6月13日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」においては、「スタートアップにおける役職者等（部下を持たない場合を含む。）の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる」とされているが、当該検討の起点は「管理監督者」にあり、部下のを持つか持たないかにかかわらず、役職者でない者には焦点が当てられていない。
- ついては、次世代リーダーを育成すべく、**成長意欲があり、一定の基礎能力を持つ労働者に対して、本人の自由意思に基づく書面による同意、厳格な健康・福祉確保措置、いわゆるブラック企業による悪用防止策を前提に、労働時間を制約する規定の一部を適用除外とする「成長支援型労働制度（仮称）」**（次頁参照）**を創設すべき。**

【参考】新経済連盟が提案する「成長支援型労働制度」と既存制度との比較

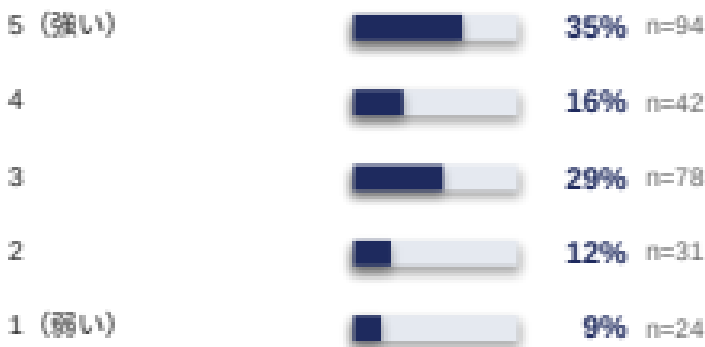
	法定労働時間制	裁量労働制	高度プロフェッショナル制度	成長支援型労働制度（提案）
概要	1日8時間、週40時間を上限とした原則となる労働制度	業務遂行の方法や時間配分を労働者の裁量に委ね、労使協定で定めた時間働いたとみなす制度	高度な専門知識やスキルを持つ労働者に対し、労働時間等に関する規定を一部適用除外とする制度	成長意欲があり、一定の基礎能力を持つ労働者に対して、健康・福祉確保措置を前提に労働時間に関する規定を一部適用除外とする制度
対象者	全ての労働者	19の専門業務の従事者(専門業務型) - 本社等の部門で事業運営に関する企画・立案・調査・分析を行い、業務遂行の方法を自らの裁量で決定する必要がある、使用者が具体的な指示をしない業務に従事する労働者(企画業務型)	- 高度な専門業務(金融商品の開発・ディーリング、証券アナリスト、コンサルタント、研究開発等)に従事 - 年収1075万円以上	- 成長意欲があり、一定の基礎能力を持つ労働者(裁量労働制の対象でなかった者を含む) - 一定の人的資本投資を行っている企業※に所属する労働者であること ※ 人的資本開示において開示が義務化されている項目(人的資本経営、人材育成、従業員エンゲージメント、コンプライアンス、健康・安全分野等)を参考にすることも考えられるか
個別同意	不要	必要 労使協定(専門型) or 労使委員会決議(企画型) + 労働者本人の書面同意	必要 労使委員会決議 + 労働者本人の書面同意	必要 労働者本人の書面同意 ※本人同意の任意性を確保するための措置について検討(第三者の立ち合い等)
労働時間上限	あり	あり	— (適用除外)	— (適用除外)
割増賃金(時間外)	あり	あり(法定労働時間を超える、みなし労働時間に対して割増賃金を支払)	— (適用除外) ※時間給を前提としないため	あり ※時間給を前提としない働き方だが、高プロのような職種・年収の限定がないことから報酬面での一定の手当は必要か
健康・福祉確保措置	時間外・休日労働の限度時間を超える労働者には、健康・福祉確保措置を実施	健康・福祉確保措置の実施	- 健康管理時間の把握 - 休日の確保(年間104日以上、かつ4週間を通じ4日以上) - 選択的措置(11時間以上の勤務間インターバルの確保等から選択) - 健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置	高プロ制度に準じつつ、必要十分な措置を検討
評価	時間	成果・時間	成果	成果・本人の成長
成長支援	—	個人の裁量による部分が多い	個人の裁量による部分が多い	研修・学習機会の提供、メンター制度等の環境整備を企業に要請
制度趣旨	労働条件の適正化	裁量や専門性の高い業務の性質に適した働き方への対応	特定の高収入・専門職の働き方の選択肢を増やし、成果重視の柔軟な労働環境の整備	次世代リーダーの育成、技能継承、労働者の成長意欲の促進、若手社員の早期成長と貢献、専門性や経験を問わない自律的な働き方の促進

【参考】若手時代の時間投下の重要性

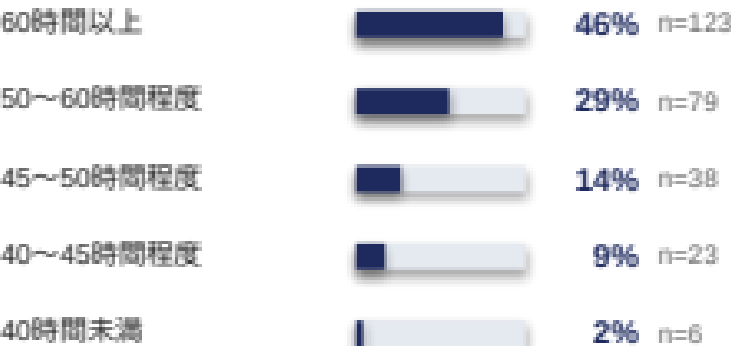
- スタートアップ等においては、キャリア初期における一定の経験量（時間投下）の重要性を労使双方が支持。

【若手時代の労働時間と成長の関係】

【若手時の時間投下と成長（管理職）】

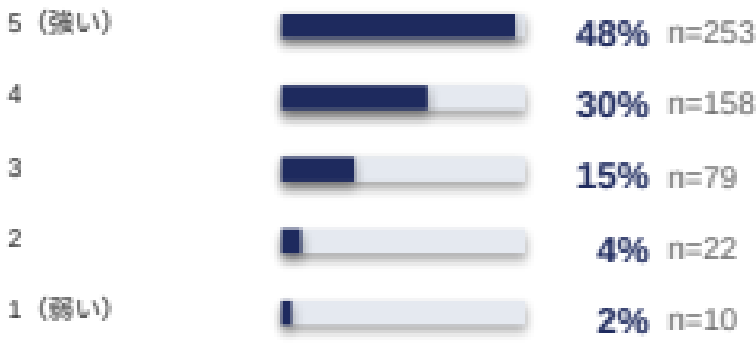


【若手時の週平均労働時間（管理職）】



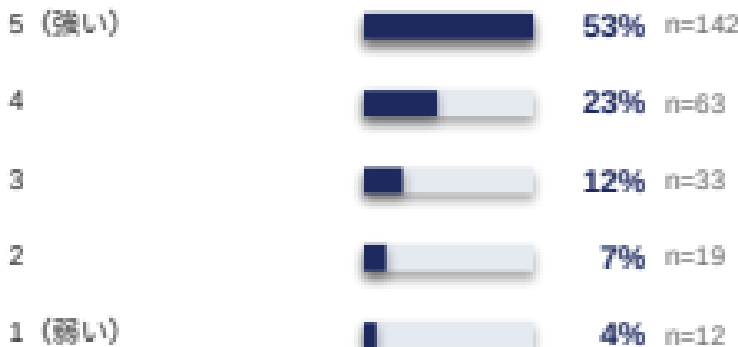
【成長への意識】

【修羅場体験の重要性（役職員全体）】



従業員の78%も「難易度の高い案件や修羅場体験」が自らの成長にとって重要だと感じている。

【若手時の労働時間と現キャリアへの影響（管理職）】



管理職の75%が、自身の20代における労働時間の長さが現在のキャリアに「強く影響した」・「影響した」と肯定的に振り返り。

※ 管理職：課長・マネージャークラス以上

【参考】経営者が直面する従業員からの「働きたい」意思表示

- 成長意欲の高い従業員から「法定上限を超えてでも働きたい、挑戦したい」と直接の意思表示を受けた経験について、スタートアップ等の経営者の約8割が「ある」と回答。さらに、こうした意思表示が「よくある」と答えた経営者の約7割は、「自社の一定数の従業員が時間的制約を感じている」と推測。
- こうした訴えは一部の熱心な従業員によるものではなく、「働きたくても働けない」構造的な制約であることが示唆される。

スタートアップ等の経営者の

80% (n=470)

➡ 従業員から法定の上限労働時間を超えてでも働きたいという意思表示を経験

〔 内訳：よくある37%、時々ある27%、過去数回16% 〕



上限越えの労働の意思表示が「よくある」と答えた企業（経営者）の

71% (n=173)

➡ 自社で一定以上の割合（20%以上）の従業員が時間的制約を感じていると推測

経営側が過重労働を強要しているのではなく、
「もっと挑戦したい」従業員の情熱と現行法の板挟みに、スタートアップ等の現場が苦慮

【参考】時間制約が業務成果や挑戦に与える影響

- 労働時間の制約により、労働者が本来出せるはずの成果や自己の成長につながる案件・挑戦を諦めざるを得ない事態が生じている。

「やり切りたいが時間が足りない」
と感じている従業員

75% (n=522)

(内訳)

「やり切りたいが足りない」 63%
「慢性的に時間が足りない」 12%

75%の従業員が、業務完遂への
意欲をもちながら、労働時間の制
約を受けざるを得ない実態がある

「時間があればより成果が出せた」
と感じている従業員

86% (n=522)

(内訳)

「時々ある」 57%、「頻繁にある」 29%

86%の従業員が、十分な時間
を投入できれば解決できた「成
果の天井」を感じている

時間制約により
案件・挑戦を控えた経験
がある従業員

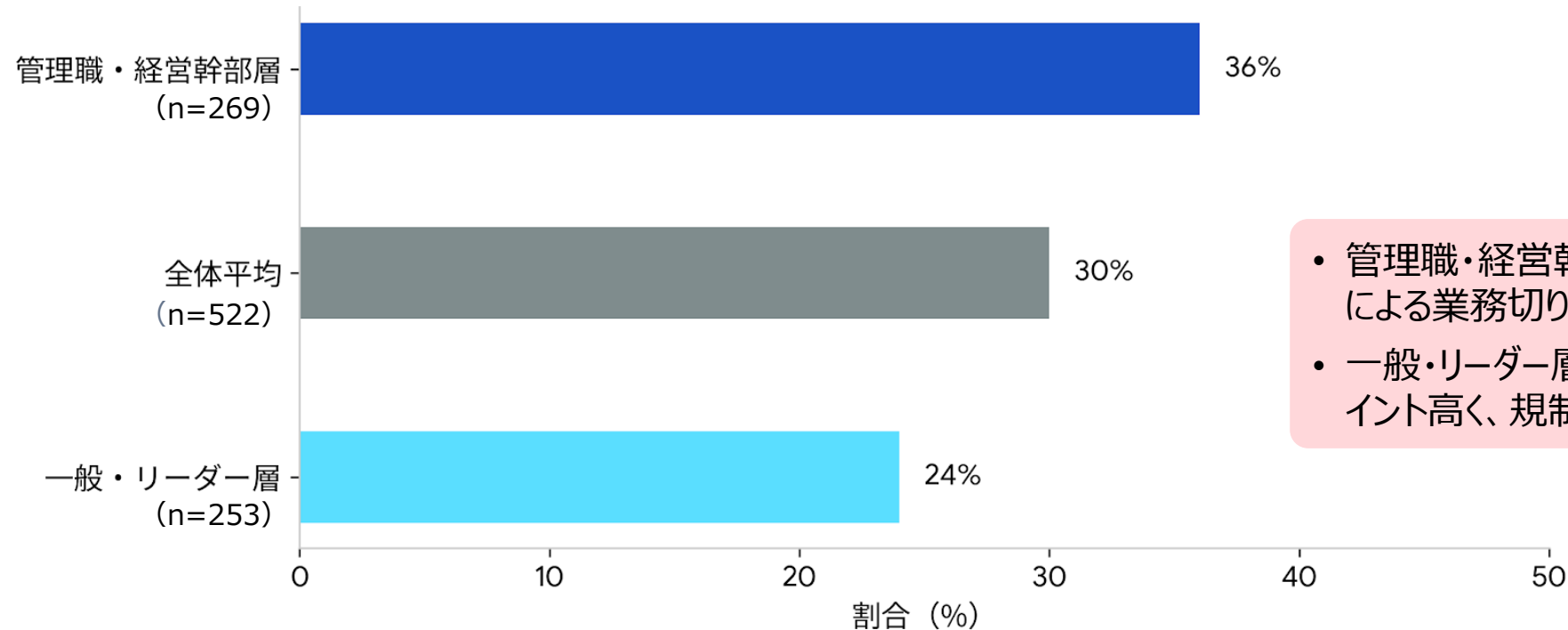
36% (n=522)

時間的な制約が従業員の成長機会
の喪失、ひいては企業の機会損失
に直結している

【参考】管理職層への負荷の集中と成長機会の喪失

- 一般メンバー層の労働時間が厳格に抑制された結果、業務の最終的なしわ寄せが管理職層に集中。
- 一般社員以上に管理職層の労働時間の過少申告を誘発すると同時に、管理職が本来担うべき「育成・指導」や「中長期的な戦略立案」に十分時間を割けないことで、組織としての生産性・成長を抑制している可能性がある。

【上限規制を意識した業務の切り上げ経験があると答えた割合】



- 管理職・経営幹部層の36%が上限規制による業務切り上げを経験。
- 一般・リーダー層（24%）と比較して12ポイント高く、規制の影響が顕著。

【参考】上限規制の一律適用による弊害・成長意欲の高い労働者像

実例①：設立15年超／従業員数80～90名／人材サービス／TOKYO PRO Market上場企業 の声

- 「目標達成のため時間をかけて最後までやり切りたい」と希望する人材紹介業務を担当する社員が**毎年2名前後**いるが、特別条項の範囲内におさめるために時間制限を余儀なくされており、**機会損失が継続的に発生している**
- 仕事の完遂、事業や自身の成長のために、**特別条項の上限を超えても働きたい意欲をもつ社員は5%程度（約4～5名）**いると感じている。そうした**社員像は、当社の場合は以下のとおり**
 - 20代、新卒入社社員が多い傾向
 - 職種は営業職（人材紹介企業担当、コンサルタント）
 - 20代の体力/自分の時間があるうちに、出来る限り多くの経験をして成長したい
 - スキル/経験がまだ未熟なため、"質"ではなく"量"でカバーしたい
 - 残業代が欲しい訳ではなく、自分や会社の成長と達成のために出来る限りのことをしたい
 - "顧客のために"細部までこだわった資料を作成するために時間を使いたい



実例②：設立7年目／従業員数70名／システム開発企業 の声

- 当社は全職種の95%以上を未経験者から採用し、社内教育に力を入れ、育てて戦力としている。
- そうした背景から、一人前になるまで働く時間を長くにとって、手に職をつけてどこでも活躍できる人材になりたいという**成長意欲の高い20代30代が多く集まる**
- 特別条項の上限時間を超えても働きたい意欲をもつ社員は70%程度**いると感じているが、**上限規制がボトルネックとなり、以下のような理由で合計数千万円規模の機会損失が発生している**
 - エンジニアとシステム開発案件のマッチングを行う営業担当者が成約しきれず、案件につけないエンジニアの待機（赤字）が発生
 - 採用担当者がエンジニアを雇用しなければ売上を伸ばすことができないが、時間の制約により採用目標を達成できない
 - エンジニアという職種は、一人称で仕事ができるようになるまでほとんど利益貢献できない。習熟の密度を高められる環境であれば1年で戦力化が可能だが、労働時間の制約により成長スピードが緩やかになり、結果として1年半を要しており、この半年分の遅れが機会損失となっている

02

職業紹介・労働者派遣関係

離職後1年以内の元雇用先への派遣禁止の緩和

スポットワーク従事者がより労働条件のよい派遣労働へと移行できるよう、雇用期間が30日以内の者については、離職後1年以内の元雇用先への派遣禁止の対象外とすべき

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（1985年法律第88号）においては、**一度離職した労働者を、その離職から1年以内に、同じ事業者に対し派遣労働者として派遣することが禁じられている。**
これについて、厚生労働省は「一度離職した労働者を再度派遣労働者として受け入れることは離職の事由にかかわらず本来直接雇用すべき労働者を派遣労働者に置き換えているものといえることから、離職の事由を限定せず禁止することとしたもの」（内閣府「[規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）](#)」資料2「[検討要請に対する所管省庁からの回答 規制改革 令和2年度回答](#)」）としていることから、**その目的は、常用代替によって労働条件が引き下げられかねない労働者の保護にある。**
- 本規制は、いわゆるスポットワークと呼ばれる短期間の雇用形態においても適用されるが、**スポットワークと派遣労働の平均時給は後者の方が高いことから、むしろ派遣労働に置き換わる方が、労働条件が引き上げられる実態にある。**
- また、派遣先・派遣元においては、派遣労働を希望する者が、過去1年間、スポットワークで当該派遣先での就労経験の有無を確認・把握する必要があるが、異なる事業所で就労していた場合には困難が伴うなど、そのための負担が大きい。
- ついては、**スポットワーク従事者が、より条件の良い中長期的な就労に向け、派遣労働への移行という選択肢を取ることができるよう、雇用期間が30日以内※と短期である者については本規制の対象外とすべき。**

※ 30日以内の期間を定めての雇用は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律における日雇派遣に該当。

有期雇用派遣従事者とスポットワーク従事者の平均時給の比較（全職種平均・円）

	2022年年度	2023年年度	2024年度
スポットワーク従事者	1,094	1,122	1,148
有期雇用派遣従事者	1,708	1,736	1,801

【出典】
厚生労働省「[労働者派遣事業報告書の集計結果](#)」、
スポットワーク研究所「[スポットワーク市場・クォーターレポート](#)」

派遣労働者の派遣先での事前面談の解禁

労使双方に高いニーズがあることから、労働者派遣契約締結の際の派遣労働者との事前面接を解禁すべき

- **派遣労働者との事前面接は禁止されている**が、これは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（1985年法律第88号）において、「労働者派遣契約の締結に際し…派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない」とされ、「[派遣先が講ずべき措置に関する指針](#)」（1999年労働省告示第138号）に当該行為の禁止規定が、「[派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針](#)」（1999年労働省告示第137号）に派遣先への協力を禁止する規定が盛り込まれていることによる。

この理由について、厚生労働省は「…事前面接等が可能になると、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づく選別が行われるおそれがあり、また、派遣先に直接の雇用責任が発生しかねず、労働者保護、雇用責任の明確化の観点から問題があると考えられる」（「[全国規模での規制改革要望に関する当室からの検討要請に対する各省庁の回答](#)※」2003年12月25日内閣府総合規制改革会議事務局）としている。

※ 2003年11月に行われた「[規制改革集中受付月間](#)」において寄せられた「[全国規模での規制改革要望](#)」に対する各省庁からの回答。

- 2008年の臨時国会において、「期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、特定を目的とする行為を可能とする…ことが適当」とする[労働政策審議会の建議](#)を受け、事前面接を可能とする旨を盛り込んだ労働者派遣法の改正案が提出された。しかし廃案となり、政権交代を経て2010年の通常国会に再提出された改正案では派遣労働者が選り好みされるとする当時の福島瑞穂内閣府特命担当大臣らの意見※により当該条項は削除され、現在に至っている。

※ 2010年3月22日に行われた福島内閣府特命担当大臣記者会見において次のように発言。

「労働者派遣法の改正案については、今日、閣議決定をしませんでした。これについては、まだ協議中です。これは、社民党と国民新党、亀井静香代表と私のほうで、事前面接解禁、これは削除してほしい。これは規制緩和の政策で、いろいろな人がこれで選り好みされるという問題があり、派遣の趣旨から事前面接を解禁するというのはおかしい。それだったら直接雇用すればよいわけで、人材を供給するという派遣からいうとおかしい。それから、規制を強化するという法律の中に、規制を緩和する、派遣先が今までできなかったことができるようにするというのはおかしいと思っていて、これは協議中です。ですから、これは基本政策閣僚委員会にかけて協議したいと思っております。ですから、今日、閣議決定はしなかった。その意味で、これは引き続き頑張っていきたいと思っています。」

- 労働政策審議会における議論の元となった**2005年の厚生労働省調査**（次頁参照）によると、派遣元事業主・派遣先事業主・**派遣労働者**のいずれにおいても**事前面接を容認する回答が8割弱**を占めている。その理由として、派遣先事業主・派遣元事業主の8割前後が「派遣労働者へ業務内容を教えられる」を、**派遣労働者においては87.9%が「派遣先の業務内容がわかる」**をあげている。

直近でも、**2018年の東京都調査**（次々頁参照）において、**派遣労働者の90.1%が事前面接を「よい」と回答**しており、その理由について**84.4%が「就労前に派遣先の様子がわかるから」と**、**74.2%が「就労前に業務内容を確認できるから」と**している。なお、派遣先事業主の側でも、2022年の東京都調査（同）において、「受入れにあたって事前にしておきたいこと」として63.8%が「面接」をあげている。

- このように**派遣労働者側においても派遣先のことを把握できる有用な手段として広く是認**されているほか、運用上、派遣労働者自らの判断の下、派遣就業開始前に事業所に訪問することや履歴書の送付等を行うことは可能であり、実態としてこれを禁止する理由は乏しい。
- ついては、**労働者派遣契約の際の事前面接が解禁されるよう、早急に制度を改めるべき。**

【参考】事前面接に関する調査結果①

参考 14 派遣先による事前面接の実施

<事前面接を実施することの是非>

(派遣元事業主)

派遣先による派遣労働者への事前面接を実施することの是非 (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	31.3	46.7	6.9	10.1	5.0
一般派遣事業主	26.9	50.6	7.8	11.3	3.4
特定派遣事業主	36.7	41.9	5.8	8.6	7.0

(派遣先事業主)

派遣労働者への事前面接を実施することの是非 (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	40.8	44.4	2.2	6.8	5.8

(派遣労働者)

派遣先との事前面接の賛否 (紹介予定派遣の場合を除く) (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	48.2	37.2	3.2	4.0	7.4
登録型	51.2	37.6	3.5	4.2	3.6
常用型	47.2	36.5	3.0	4.1	9.2

<事前面接が認められてよい理由>

(派遣元事業主)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣労働者へ業務内容を教えられる	派遣先の社風を教えられる	派遣先が派遣労働者の人物を選考できる	派遣先が派遣労働者の能力を選考できる	不明
総数	83.6	55.5	44.0	48.4	0.4
一般派遣事業主	83.4	61.9	41.8	43.7	0.5
特定派遣事業主	83.9	47.5	46.7	54.3	0.4

(派遣先事業主)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣労働者へ業務内容を教えられる	貴事業所の社風を教えられる	貴事業所が派遣労働者の人物を選考できる	貴事業所が派遣労働者の能力を選考できる	不明
総数	79.6	37.1	54.6	48.3	0.6

(派遣労働者)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣先の業務内容がわかる	派遣先の社風がわかる	自分の能力がわかってもらえる	自分の人物がわかってもらえる	派遣先の責任を問うことができる	その他	不明
総数	87.9	61.2	38.0	48.9	8.6	1.8	0.3
登録型	87.5	71.6	31.8	52.0	9.0	2.3	0.3
常用型	87.7	54.1	42.5	46.9	8.5	1.6	0.3

<事前面接が認められるべきでない理由>

(派遣元事業主)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	派遣先が選考するのではなく、派遣元の存在意義がない	派遣先が適切に選考するかどうか疑問である	責任の所在が不明確になる	派遣労働者の就労拒否が増大する	作業量が増大する	派遣先による派遣労働者の選別が増大する	不明
総数	67.9	34.1	39.4	8.1	2.8	55.7	4.5
一般派遣事業主	70.8	39.0	40.3	8.4	1.3	58.4	3.3
特定派遣事業主	63.0	26.1	38.0	7.6	5.4	51.1	6.5

(派遣先事業主)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	派遣先が選考するのであれば、派遣元の存在意義がない	派遣先が適切に選考できるかどうか疑問である	責任の所在が不明確になる	派遣労働者の就労拒否が増大する	作業量が増大する	不明
総数	61.5	16.1	43.4	6.3	14.0	0.0

(派遣労働者)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	時間的負担がかかる	面接で断られる場合がある	派遣先は雇用主ではない	派遣先が適切に選考するかどうか疑問である	その他	不明
総数	18.8	32.2	58.2	41.4	2.4	3.9
登録型	24.1	33.7	61.4	45.8	3.6	4.8
常用型	14.2	32.7	54.9	38.1	1.8	3.5

〔出典〕厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査 (平成17年)」

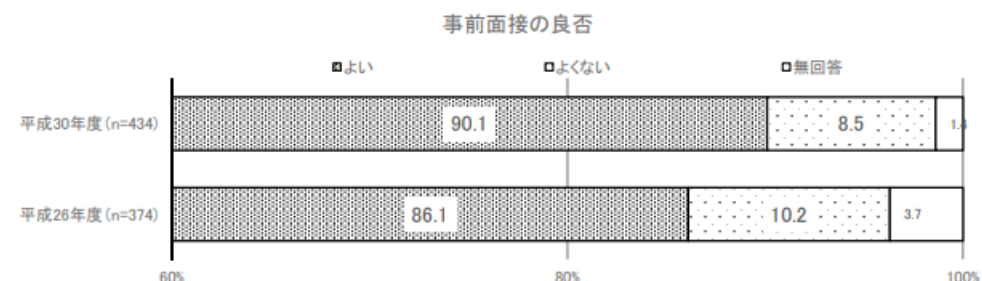
〔注〕各表は厚生労働省「第11回 今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」(2008年7月28日) 参考資料で引用・加工されたもの。

【参考】事前面接に関する調査結果②

6.派遣先を決める際に行う事項

(4)事前面接の良否【第 225 表】

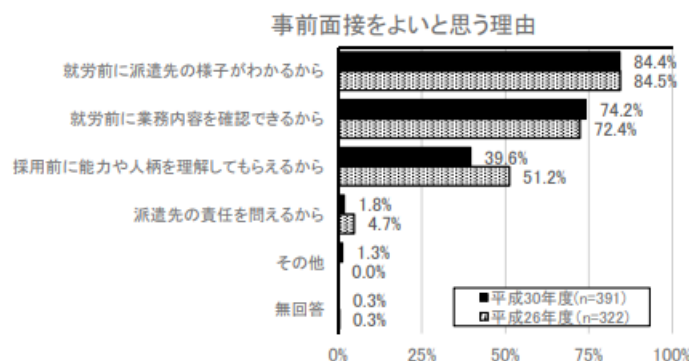
○事前面接の良否については、「よい」が90.1%、「よくない」8.5%となっている。



(5)事前面接をよいと思う理由(複数回答)【第 226 表】

○事前面接をよいと思う理由につい

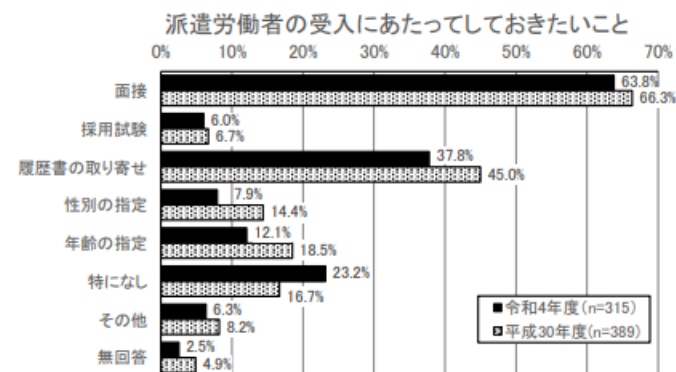
ては、「就労前に派遣先の様子ができるから」が84.4%で最も高く、次いで「就労前に業務内容を確認できるから」(74.2%)となっている。



6.派遣労働者の受入れにあたって

(4)受入れにあたって事前にしておきたいこと(複数回答)【第 124 表】

○受入れにあたって事前にしておきたいことは、「面接」が63.8%で最も高く、次いで「履歴書の取り寄せ」(37.8%)となっている。「特になし」は23.2%となっている。

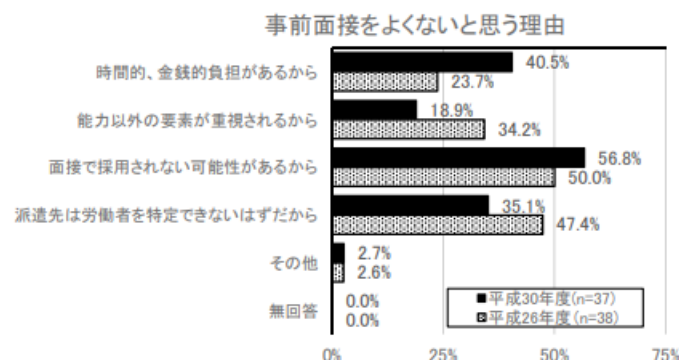


【出典】東京都「令和4年度 派遣労働に関する実態調査」(2023年3月)

(6)事前面接をよくないと思う理由(複数回答)【第 227 表】

○事前面接をよくないと思う理由に

ついては、「面接で採用されない可能性があるから」(56.8%)、「時間的、金銭的負担があるから」(40.5%)となっている。



【出典】東京都「平成30年度 派遣労働に関する実態調査」(2019年3月)

建設業における有料職業紹介の解禁

人手不足が深刻である建設業において、職業安定法等により禁止等されている有料での職業紹介を、一定の基準を満たす優良な事業者限定して解禁すべき

- 職業安定法（1947年法律第141号）の規定により**建設業務における有料職業紹介事業は禁止**され、**労働者の派遣についても**、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（1985年法律第88号）の規定により**建設業においては行うことができない**。

あっせんによるこの分野での**労働の需給調整**は、事実上、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（1976年法律第33号）に基づき、**特定の条件**（同法第12条第1項の規定による認定を受けた団体であって厚生労働大臣の許可を受けていること）を**満たす事業主団体にのみ認められている建設業務有料職業紹介事業の下でのみ実施**されている。

- 当該禁止の理由については、「悪質なブローカーが介入し、労働者供給と明確に区分し得ない形で職業紹介が行われ、中間搾取等につながるおそれ強いなどといった問題があることから、有料職業紹介事業の適用対象としていない」（規制改革会議第6回雇用ワーキング・グループ（2013年5月14日）[資料2](#)）ためとされている。
- しかし、建設業就業者の減少や高齢化が進む中（次々頁参照）、昨年度においても**建設・土木作業員**の有効求人倍率は**9.67倍**と高水準にあり、**深刻な人手不足**に陥っているほか、**建設業の倒産は過去10年で最多のペースとなっており、人手不足・高齢化等に対する構造的な改革の必要性も指摘**されている（帝国データバンク『[建設業の倒産動向（2025年）](#)』）。

現状に鑑みると、この分野での人材のあっせんを現行の**建設業務有料職業紹介事業のみに限定することには限界**がある。

- ついては、これを解決すべく、**建設業務における有料職業紹介事業または建設業務有料職業紹介事業を、一定の基準を満たす優良な職業紹介事業者限定しつつ解禁すべき**。

【参考】関係法上の規定

○職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

第32条の11 **有料職業紹介事業者**は、港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務又は同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、**建設業務**（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）**に就く職業**その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが**当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるもの**として厚生労働省令で定める職業を**求職者に紹介**してはならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

第4条 何人も、**次の各号のいずれかに該当する業務**について、**労働者派遣事業を行つてはならない**。

一 （略）

二 **建設業務**（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 （略）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）（抄）

第2条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「**事業主団体**」とは、**事業主を直接又は間接の構成員**（以下「構成員」という。）**とする団体又はその連合団体**（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）**であつて、厚生労働省令で定めるもの**をいう。

7～11 （略）

第12条 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構成員である事業主（以下「構成事業主」という。）が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置（以下「改善措置」という。）を一体的に実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 （略）

第14条 **第12条第1項の規定による実施計画の認定を受けた事業主団体**（以下「**認定団体**」という。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

2～4 （略）

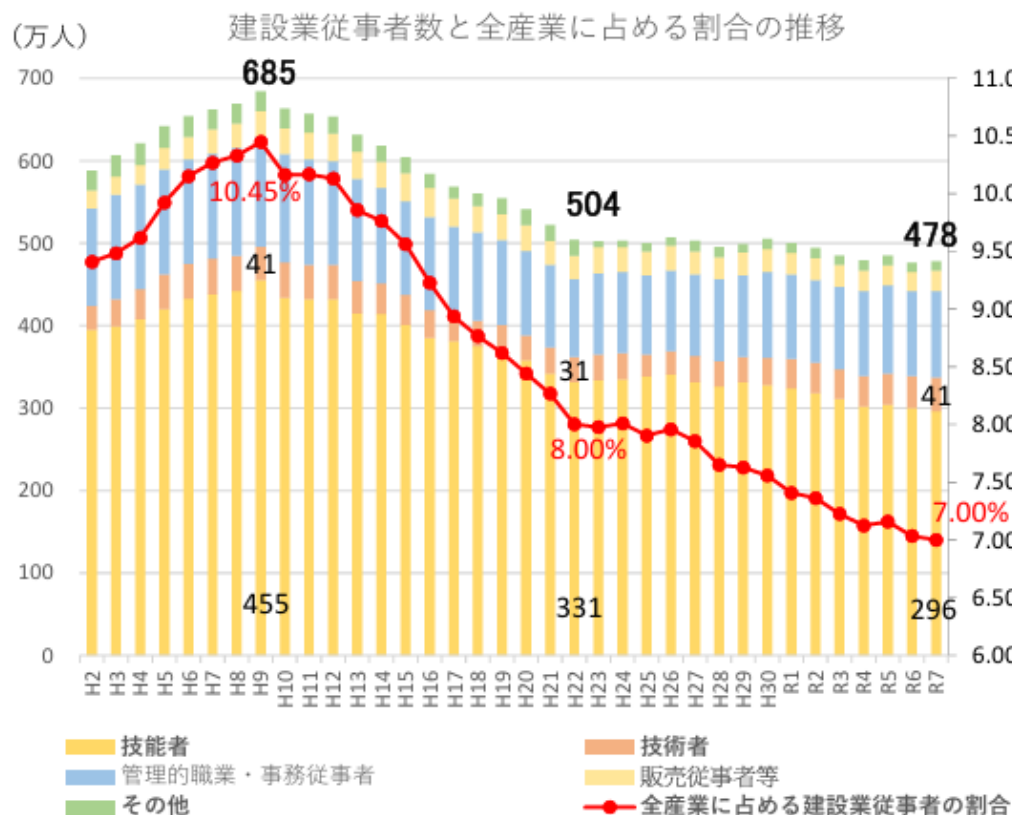
第18条 **建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない**。

2～5 （略）

【参考】建設業者の現状

技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>
 ○建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
 ○技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
 ○技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

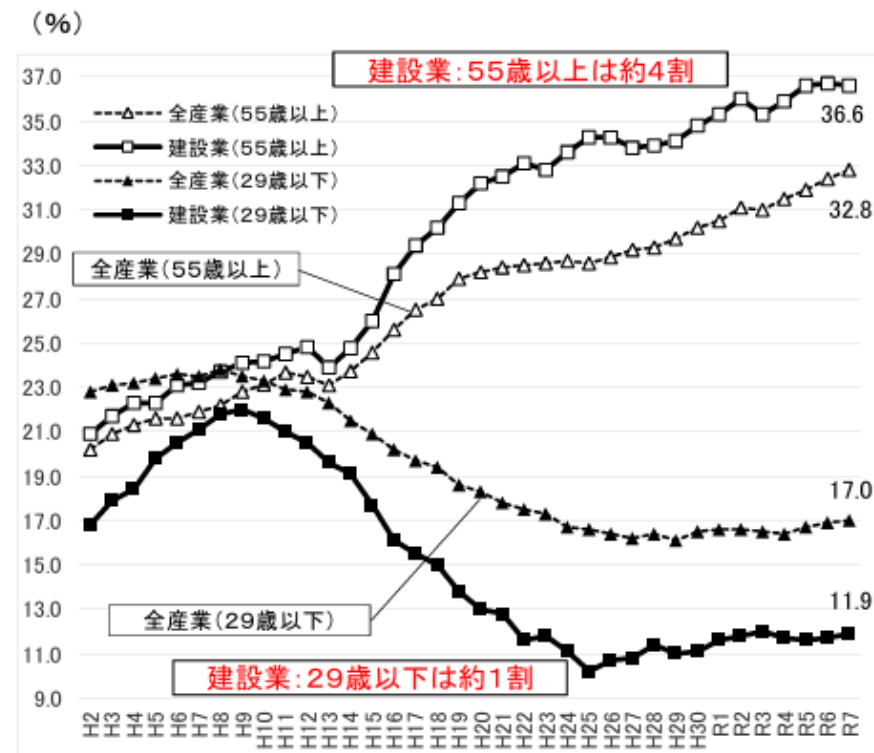


出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

03

外国人材活用関係

1号特定技能外国人の受入れ上限の数及び運用の見直し

ビジネスの安定的な継続のため、1号特定技能外国人の受入れ上限について、その数及び運用を見直すべき

- 1号特定技能外国人については、日本人の雇用機会の喪失や処遇の低下等を防ぎ、外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（旧方針（2018年12月25日閣議決定）を廃止して2026年1月23日閣議決定）において、2024年度から2028年度までの5年間の受入れ上限が定められている。
- こうした中、当該方針の閣議決定から約2か月後の本年3月27日、**外食業における1号特定技能外国人の受入れ見込数が上限を超える見込み**となったとして、4月13日以降、同分野に係る**在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置**が講じられることとなった（「特定技能『外食業分野』における受入れ上限の運用について」2026年3月27日出入国在留管理庁）。
- しかしながら、**外食業においては、現時点でも職種別有効求人倍率が2倍を超える※**など依然として**人手不足が続いており、今般の措置は、企業の採用計画の根底を揺るがすものとなっている**。また、1号特定技能外国人を必要とする**他分野においても、周知期間が十分とられないまま同様の突発的な一時停止措置が講じられるリスクが懸念されており、ビジネスの予見可能性が著しく損なわれるなど、中長期での事業継続に直結する問題として強い危機感が広まっている**。
※ 厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」の「職業別労働市場関係指標（実数）」では、「飲食物調理従事者」及び「接客・給仕職業従事者」における本年4月時点での職業別有効求人倍率（パートタイムを含む常用）はそれぞれ2.17倍、2.35倍であり、職業計の1.02倍の2倍以上となっている。他分野においても、建設及び飲食料品製造業では2028年度末を待たずに受入れ上限に達する見込み（次頁参照）。
- ついては、**外食業その他の分野における1号特定技能外国人の受入れ上限について、早急に見直しを行うべき**。
- また、**1号特定技能外国人の受入れ上限の見直しを行う際には、各分野における人手不足の状況等について改めて検証を行うべき**。また、**在留資格認定証明書交付の一時停止措置を講じる際には、あらかじめ経済界・関係業界等との緊密な対話や情報共有を行うとともに、十分な周知期間を設けるなど、ビジネスの現場に配慮した対応を講じるべき**。
- なお、来年4月1日より開始される**育成就労制度においても、これに準じた運用を行うべき**。

【参考】1号特定技能外国人の充足状況

- 分野別運用方針で定める受入れ上限の充足率は、既に50%を超過している分野が多数存在。
- 建設・飲食料品製造業では、仮に2023年6月以降の6か月ごとの増加数の最小値で増加した場合であっても、2028年度末を待たずに受入れ上限に達する可能性がある。

特定産業分野	1号特定技能外国人の 在留人数(A)	分野別運用方針の 受入上限数 (B)	充足率 (A/B)
飲食料品製造業	93,393	133,500	70.0%
介護	67,871	126,900	53.5%
工業製品製造業	56,736	199,500	28.4%
建設	49,323	76,000	64.9%
外食業	43,869	50,000	87.7%
農業	37,952	73,300	51.8%
造船・舶用工業	11,204	23,400	47.9%
ビルクリーニング	8,395	32,200	26.1%
漁業	4,590	14,800	31.0%
自動車整備	4,560	9,400	48.5%
航空	2,260	4,900	46.1%
宿泊	1,968	14,800	13.3%
自動車運送業	151	22,100	0.7%
鉄道	54	2,900	1.9%
木材産業	15	4,500	0.3%
林業	0	900	0.0%

※ 1 : 出入国在留管理庁「[特定技能在留外国人数の公表等](#)」における令和7年12月末現在の1号特定技能外国人の在留人数

※ 2 : 「[特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針](#)」(2026年1月23日閣議決定)
における1号特定技能外国人の受入上限数

国外転居した外国人材が株式報酬を継続保有できる環境の整備

外国人材が国内で得た株式報酬を国外転居後も保有を継続できるよう、ガイドラインの整備等を検討すべき

- 近年、日本でも報酬の一部を株式により付与する慣習が広まりつつあり、その交付先は国内の証券口座とされている。
- 他方、国外に転居する場合、国内に保有している証券口座について解約または休眠等の手続きを行う必要があるが、我が国の証券ライセンスを有する海外の証券会社（国際的な株式報酬管理会社）は存在しないため、国内で取得した株式を長期間継続して保有することはできない。
- このため、**報酬の一部として株式を取得している外国人材が国外に転居した場合、半ば強制的にこれを処分せざるを得ず、意図しない株価での売却、これに伴う意図しない譲渡益への課税等に対応しなければならないこととなる。**これは、世界的に高度人材の獲得競争が熾烈となる中、**高度外国人材を我が国に呼び込む際のディスインセンティブ要因**ともなるものである。
- 高度外国人材に対し株式報酬がインセンティブとして機能するようにするためにも、特定のビザ（「経営・管理」、「高度専門職」等）保有者については、当該口座での株式の売買を行わない等の一定の条件の下、**外国人材が国外に転居した後も報酬として付与された株式を保管する口座の保有を継続**できるよう、**留意すべき事項等をまとめた証券業界向けのガイドラインの整備等を検討すべき。**

海外からのインターン生の銀行口座の開設・保有に関する特例の導入

海外からのインターン生への報酬支払いをスムーズに行えるよう、

- ①「特定活動（インターンシップ・サマージョブ）ビザ」保有者もすべからく銀行口座を開設できるようにすべき
- ②インターンを終え国外転居した後も一定期間当該口座の保有を継続できるようにすべき

- 有給インターンシップを本採用前に実施することで採用のミスマッチを減らす効果を期待することができる。
- 一方、**海外からのインターン生向けには3種類のビザ**（下表参照）があるところ、その**種類によっては**居住者向けの一般的な**銀行口座の開設ができない**といった課題がある。開設できた場合でも、インターン終了後に**国外に転居すると**非居住者となるため**解約しなければならず、最終月の報酬支払のため海外送金が必要**となる。海外送金は手続きが煩雑で費用がかかる上、送金できない国・地域も存在する。
- ついては、在留期間3ヶ月の「特定活動（サマージョブ）ビザ」保有者についても在留カードの発行を認めるなどし、**ビザの種類を問わず有給のインターン生はすべからく銀行口座を開設**できるようにすべき。また、インターンシップ先企業が身元保証するなどし、**インターン終了に伴い国外に転居した後も一定期間の口座の保有を継続**できるようにすべき。

ビザの種類	在留期間	銀行口座開設の可否	備考
特定活動 （告示9号：インターンシップ）	6ヶ月、1年	在留カードが発行されるので 可能 ※ 銀行によっては インターンシップビザであることを理由に 不可	帰国の際に解約する必要があり、最終月の報酬のみ海外送金の必要
特定活動 （告示12号：サマージョブ）	3ヶ月	在留カードが発行されないの で不可	報酬支払い手段は海外送金のみ
技術・人文知識・国際業務	3ヶ月、1年、 3年、5年	在留カードが発行されるので 可能	既卒のみ対象 ※上記の2ビザを活用する方が主流

04

AI・データ利活用関係

法的手続き等を支援する生成AIサービスと士業等との法的関係の明確化

法的手続き等を支援する生成AIサービスについて、結果に誤りが含まれることや採否の責任が利用者にあることが明示され、利用者自身が決定等を実行できる環境にある場合、関係する士業等に係る法律に抵触しないことを明確化すべき

- 生成AIを用いて、会社設立等の手続きを支援するサービスや、税務申告・会計仕訳等に関する助言・自動処理を行うサービス、社会保険に関する手続きに係る助言等を行うサービス、金融商品・保険等の購入・売却等を提案するサービス等を提供することは、司法書士法（1950年法律第197号）、行政書士法（1951年法律第4号）、税理士法（1951年法律第237号）、社会保険労務士法（1968年法律第89号）、金融商品取引法（1948年法律第25号）、保険業法（1995年法律第105号）など、関係する士業等に係る法律に抵触するおそれがある。

※ なお、弁護士法（1949年法律第205号）第72条（いわゆる非弁行為）との関係については、「[ビジネス分野におけるA I 等法務業務支援サービス提供と弁護士法第72条の関係について](#)」（2026年8月21日法務省大臣官房司法法制部）及び「[A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について](#)」（2023年5月法務省大臣官房司法法制部）により整理が行われている。

- 他方、すでに、ChatGPT、Gemini、Claudeなどの汎用生成AIサービスにおいては、専門的な内容であっても、これらに指示や質問をしたり、画面のキャプションやサービスからダウンロードしたデータをアップロードして助言を求めるといった行為を極めて容易に行えるようになっているほか、AIエージェントが画面操作自体を自動処理することも起こり得る状況にある。
- こうした中、汎用生成AIサービスについては利用者の自己責任であることが明らかである一方、**法的手続き等を支援する専門性の高い生成AIサービスを提供した場合にのみ各士業等に係る法律との関係が問われる状況は、これにのみ一方的に法的リスクを強いるものであり、当該専門性の高い生成AIサービスの円滑な提供を阻害するという課題がある。**
- ついては、「**生成AIを利用しており結果に誤りが含まれ得ること**」や、「**その内容の採否に対する責任は利用者にあること**」を明示するといった適切な表示の下、最終的な決定や手続き等を利用者自身が行うことが可能な実装をしている場合には、こうした**専門性の高い生成AIサービスの提供が各業法には抵触しないことをガイドライン等で迅速に明確にすべき。**

- なお、「適切な表示」の方法については、関係する士業等に係る法律との解釈上の整理に加え、当該士業等の関係団体との間で一定の合意が形成されること、また、各士業等における当該整理の足並みが揃っていることも重要である。
- 具体的には、例えば次の各業務において、当該業務に関係する士業等に係る各法律との関係を明確化すべき。これらにおけるAIサービスの展開が、既存の法令の解釈やガイドラインによる明示のみでは難しい場合、必要に応じ法令での手当てを行うべきである。

【司法書士・行政書士業務関係】

AIを用いたチャットインターフェースなどにより、ユーザーの希望に応じて会社定款の案などを提案し、会社設立等の手続きを支援するサービスは、司法書士法第73条、行政書士法第19条等に抵触するおそれがある。

【税理士業務関係】

AIを利用して、税務申告や会計仕訳等に関する助言や、申告書類作成・提出等の自動処理を行うサービスは、税理士法第52条等に抵触するおそれがある。

【社会保険労務士業務関係】

AIを利用して、社会保険に関する手続き書面の作成や、雇用契約、就労規程等の作成または助言等を行うサービスは、社会保険労務士法第27条等に抵触するおそれがある。

【証券外務員・保険募集人業務関係】

生成AIを用いたチャットインターフェースにより、具体的な金融商品や保険等の購入・売却等を提案するサービスや、その購入・売却等をAIエージェント等により効率化、自動化するサービスは、金融商品取引法第64条、保険業法275条等に抵触するおそれがある。

個人情報情報の漏えい等に係る報告・通知制度の運用の柔軟化

個人情報情報の漏えい等が発生した際に義務づけられている個人情報保護委員会への報告・本人への通知について、事業者の実務実態に即し柔軟な運用が行われるよう、下位法令等を改正・改定すべき

- 個人情報情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）の[2020年改正](#)に基づき、2022年度より、**個人情報情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合**における、**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務づけられている**。
- その後、同法の「[いわゆる3年ごとの見直し](#)」において、「個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討すべき」（「[個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」2024年6月27日個人情報保護委員会）とされ、**本人への通知義務については**、「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は…**緩和する**」ことと、**個人情報保護委員会への報告義務については**「体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提とした**合理化の方策等について、検討を進めていく**」こととなり（「[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針](#)」2026年1月9日個人情報保護委員会）、これを受け、同法の[2026年改正](#)において、「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合、**本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとする**」措置（詳細は個人情報保護委員会規則に委任）が講じられた。
- 他方、下位法令等に基づく**現行の運用**は、個人の権利利益侵害が発生する**リスクの大小にかかわらず、個人情報情報の漏えい等のおそれが少しでもあれば、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知することを求めるもの**となっており、健全な事業者ほど過大な負担を強いられている。
- ついては、当該報告の方法・頻度の合理化、当該通知における代替措置認容条件の緩和といった**手段の合理化に留まらず、リスクに応じた報告・通知対象の合理化により、事業者の実務実態に即し柔軟な運用が行われるよう、政令や規則、ガイドライン等を改正・改定すべき**である。

- 具体的には、次の措置を講じるべき。

【権利利益侵害リスクの評価基準の明確化】

- ✓ 報告・通知対象となるか否かを判断できるよう、「個人の権利利益を害するおそれ」の有無やその大小といった「リスクの評価基準」を明確化すべき。
- ✓ 明確化された「リスクの評価基準」をもとに、漏えい等の可能性がゼロでない限り一律に報告・通知対象とされる現在の運用を見直すべき。

【報告・通知対象の限定】

- ✓ 当局への「報告」や本人への「通知」の対象となる事案を、個人の権利利益を侵害するリスクが真に大きい事案に限定し、リスクが大きい場合はそもそも報告・通知は不要と整理すべき。

介護データの分析等における本人同意不要の明確化

介護関係事業者より委託を受けてデータを保持する介護・福祉機器企業による高齢者の身体機能や生活機能等の悪化・改善要因の分析等についても、公衆衛生の向上に特に必要があることから、個人データの取扱いについて本人の同意取得を不要とする個人情報保護法の例外規定に依拠できる旨を明示すべき

- 個人情報保護法（2003年法律第57号）では、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合」には個人データの取扱いについて本人の同意取得を不要とする例外規定が設けられているが、ガイドラインやQ&A※等では、その適用を受ける主体の具体例として健康保険組合等の保険者等、医療機関、製薬企業が示される一方、介護関係事業者については記載がない。

※「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)」（2016年11月（2026年6月一部改正）個人情報保護委員会）、「[『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ & A](#)」（2025年7月1日個人情報保護委員会）

- このため、介護関係事業者から委託を受け個人データを保持する介護・福祉機器企業（特に介護ロボット・ICT等提供事業者）が、当該データを用いて高齢者の身体機能や生活機能等の悪化・改善要因を分析することが「公衆衛生の向上」に該当するか不明確であり、適法性の判断が困難であるために、こうした分析を行うことを断念せざるを得ない状況にある。
- 個人情報保護法の[2026年改正](#)において、同意取得困難性要件の緩和がなされたが、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合」の具体例については追加等ないため、上記のままの状況においては、このような懸念は解消されない。
- ついては、医療分野に限定せず、**介護関係事業者より委託を受けてデータを保持する介護・福祉機器企業（介護ロボット・ICT等提供事業者）による高齢者の身体機能や生活機能等の悪化・改善要因の分析等についても、「公衆衛生の向上に特に必要がある」ことから、上記の例外規定に依拠して、個人データの取扱いについて本人の同意取得を不要とできる旨を、ガイドラインやQ&A等において、例えば下記のような内容にて明示すべき**である。

- Q&A文案例：介護関係事業者等が、以前介護サービスの提供を行った利用者の介護情報を、高齢者の身体機能や生活機能等の悪化・改善要因の解明を目的とした研究のために、介護・福祉機器企業へ提供する場合

越境移転データの利活用促進に向けた個人情報関連制度の見直し

個人情報の有用性を活かすため、その保護とのバランスに配慮しつつ、越境移転の柔軟化を図りながらデータとして分野横断的に利活用できるよう関連制度を見直していくべき

- 個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号。以下「個人情報保護法」。）は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とすることとされている。
- 他方、その運用においては、**例えば個人情報保護法における第三者利用規制は「EU法よりも柔軟性に乏しい側面もありデータ連携が困難にするとの指摘」**（「[データ利活用の在り方に関する基本方針](#)」2025年6月13日デジタル行財政改革会議）がある。実際、例えば個人情報取扱事業者が**外国にある第三者に個人データを提供する際には「次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ『外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意』を得る必要がある**」（「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン](#)」2016年11月（2025年12月一部改定）個人情報保護委員会）とされている。
 - (1) 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
 - (2) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - (3) 個人情報保護法第27条第1項各号に掲げる7つの場合（①法令に基づいて個人データを提供する場合、②人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合、等）のいずれかに該当する場合しかし、政府の公開情報が古いため(1)に規定する国の把握は容易ではなく、また、第三者が(2)の体制を整備しているかの判断も困難であり、これらとあいまって、**このルールが外国にある第三者への個人データの提供における障壁となっている。**

- こうしたルールを定めるのであれば、**政府の責務において、少なくとも次の措置を講じるべき。**
 - ✓ 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」に関する情報の一覧化及び不断のアップデート
 - ✓ 「必要な体制として規則で定める基準に適合する体制」を整備しているかを判断する基準の明示
- そもそも、「**データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ**」であり、「**個人情報の保護と利活用のバランスが重要**」であるほか、「**制度設計に当たっては民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要**」である（[個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた事務局ヒアリング](#)（2024年12月5日）における[新経済連盟資料](#)）。

政府全体としてどのようなデータ戦略を持ち、その中でどのように個人情報保護を位置づけるかが重要となるところ、個人情報保護法第23条、第24条及び第25条に規定する安全管理措置、従業者の監督や委託先の監督の遵守等を通じた個人情報の厳格な管理を前提に、**データとしての個人情報の越境移転の柔軟化を図りつつ、本人同意を要しない要件を見直し**、統計や学術的利用のみならず、官民双方においてデータ連携を含め**個人情報のデータとしての利活用が分野横断的に広く促進される制度としていくべき。**

05

資本政策関係

アクティビストによる濫用防止に向けた各種制度の見直し

アクティビストによる短期的な利益を追求する活動のうち、制度の濫用による企業の事業継続性や中長期的な企業価値の向上を阻害する行為を防ぐため、

- ① 株主提案権の行使要件を厳格化すべき
- ② 臨時株主総会招集請求権等の濫用を防止すべき
- ③ 株主提案権及び臨時株主総会招集請求権で提案可能な議題を見直すべき
- ④ 違反株主に対する議決権の制限を導入すべき
- ⑤ 大量保有報告書及び変更報告書の提出期限を短縮すべき
- ⑥ 短期売買差益提供規制を強化すべき
- ⑦ 実質的支配者情報の登記を義務化すべき
- ⑧ 海外のアクティビスト・ファンドに対する対内直接投資における事前届出の免除を見直すべき
- ⑨ 新規上場時を対象とする複数議決権株式制度の導入を促進すべき

- **2025年の1年間に日本国内で行われたアクティビスト・キャンペーンの件数は米国に次ぐ世界第2位（P52参照）であり、株主提案数も過去最高（P53参照）に上った。**その中には、売名的提案や、本来取締役会の権限である業務執行に踏み込む提案等も多く含まれており、**企業の対応コストが増大している。**
- 健全な資本市場を構築するため、会社法（2005年法律第86号）等の関係法令や関連制度について、①**株主提案権の行使要件の厳格化**、②**臨時株主総会招集請求権等の濫用防止**、③**株主提案権及び臨時株主総会招集請求権で提案可能な議題の見直し**、④**違反株主に対する議決権制限の導入**、⑤**大量保有報告書及び変更報告書の提出期限の短縮**、⑥**短期売買差益提供規制の強化**、⑦**実質的支配者（UBO）情報の登記の義務化**、⑧**海外のアクティビスト・ファンドに対する対内直接投資における事前届出免除の見直し**、⑨**新規上場時を対象とする複数議決権株式制度の導入促進**を図るべき。

【①株主提案権の行使要件の厳格化】

- 近年、東京証券取引所からの要請の下、各企業が**個人投資家による投資促進に向け株式分割を進めてきたことで、議決権を取得するハードルが下がってきているが、その一方で、売名的・悪ふざけ的な株主提案が増加しており、企業の不要な対応コストが増加していることが課題となっている。**
- こうしたことを受け、法制審議会の会社法制部会が本年3月に取りまとめた「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案](#)」（2026年3月法制審議会会社法制部会）においては、「取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）」に関し、「議決権の要件を廃止する」か「『300個』という議決権数の要件を一定の個数まで引き上げる」かの検討が進められている。
- 売名的な株主提案を抑制し、企業の無駄な対応コストを削減するため、「議決権300個以上」とする要件を廃止し、「**持株割合1%以上**」へと一本化することで**厳格化すべき。**

【②臨時株主総会招集請求権等の濫用防止】

- また、主に中小型株において、一部の株主が、臨時株主総会招集請求権を用いて支配権の取得を試みる事例が増加しており、送り込まれた経営者がインサイダー取引規制違反疑惑で辞任したり、臨時株主総会の招集を請求した株主グループが大量保有報告規制違反で摘発されるといった不適切な事例も散見される。
- 加えて、会社法（2005年法律第86号）第316条第2項に基づく総会で業務調査者を選任できる制度はアクティビストの不当な介入手段ともなっており、「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案](#)」（2026年3月法制審議会会社法制部会）においても、当該規定の改廃について検討が進められている。
- 現行の会社法では総議決権の3%以上を保有する株主に臨時株主総会の招集請求権が認められているが、このハードルの低さが一部の株主による突発的な招集請求を容易にしている。その濫用や不当な介入を防ぎ、ガバナンスの健全性を確保するためにも、当該請求権の行使要件を現行の「3%以上」から国際的な水準である「5%以上」に引き上げるとともに、業務調査者の選任制度を完全に廃止すべき。

【③株主提案権及び臨時株主総会招集請求権で提案可能な議題の見直し】

- 加えて、企業経営の揺さぶりを目的として、株主提案や臨時株主総会招集請求を通じて定款変更の形で取締役会権限に属するはずの業務執行事項に踏み込むケースも増加し、経営の機動性を阻害している。
- 他方、コーポレートガバナンス・コードの制定・改訂に伴い、独立社外取締役が大幅に増加したことで、取締役会の監督機能は実質的に強化されてきたところであり、ついては、**取締役会設置会社における意思決定体制との整合性を考慮しつつ、株主による過度な経営介入を防止するためにも、提案可能な議題等の範囲そのものを見直すことが必要である。**
- 業務執行に係る定款変更によって経営の機動性を失わせないようにする観点から、**取締役会の権限に属する業務執行事項に関する議案のうち会社の利益を害するおそれ大きいものを、株主提案及び臨時株主総会招集請求の対象から除外すべき。**また、**会社の利益を害するおそれ大きいといえるか必ずしも明らかでないものについても、できる限り分類の上、当該提案及び請求の対象から外すべき。**

【④違反株主に対する議決権制限の導入】

- 現行の**大量保有報告規制**は、**違反行為に対して実質的な不利益を科す仕組みが欠けており、実効的な抑止力が不足している**。例えば、法制審議会会社法制部会で検討が進められている上場会社が真の所有者を特定するための「**実質株主把握制度**」について、「**会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案**」（2026年3月法制審議会会社法制部会）では仲介機関による情報不提供や虚偽提供に対して過料を科すこととされているが、会社法違反に対する過料の制裁は発動実績が極めて乏しく、制度の実効性を担保するには不十分である。
- 他方、同試案では大量保有報告規制に違反した株主への議決権停止が提起されているほか、本年7月21日に閣議決定された「**規制改革実施計画**」においても、「当該株主に係る株式について議決権の停止を可能とする」よう、法務省において、本年度に結論を得次第速やかに措置するとしている。
- 各種規制の実効性を担保し、市場の透明性と公平性を確保するため、**大量保有報告規制への違反に対するエンフォースメント手段として、次の措置を講じるべき**。
 - ✓ **大量保有報告規制を違反した株主について、ドイツ等で実施されている「全株式に対する一定期間の議決権停止」を参考に、保有する株式に係る議決権の行使を一定期間停止する制度の導入**
 - ✓ **実質株主把握制度において、名義株主（仲介機関等）が故意または重大な過失により情報提供を拒否したり、虚偽報告を行った場合、過料処分に留めず、対象株式の議決権を停止**

【⑤大量保有報告書及び変更報告書の提出期限の短縮】

- 金融商品取引法（1948年法律第25号）において、現在、**大量保有報告書や変更報告書の提出期限は報告義務発生の翌日から起算して「5営業日以内」とされている**が、これは諸外国と比較しても期間が長い。
- このため、**アクティビストが報告義務発生日から当該期限までの間に市場で急速な株式の買い増し**を行い、大量保有報告書の提出時点で、当該報告書に記載の議決権を大幅に上回る支配力を確保しているケースや、変更報告書の提出時には実際の保有割合が同報告書に記載の数値を大きく上回っているケースが発生しており、こうしたケースでは**実際とは乖離した古い情報しか開示されない**ことから、その不透明性が課題となっている。
- 主要な国々の開示基準を見ると、同様の報告書の提出期限は、英国やシンガポールで「2営業日以内」、「2営業日以内」、香港で「3営業日以内」、ドイツやフランスで「4営業日以内」とされているほか、米国においても、大量保有報告書の提出期限こそ「5営業日以内」ではあるものの、変更報告書については同様に「2営業日以内」とされており、いずれも迅速な開示が求められている。
- ついては、適時かつ適切な情報開示を確保するため、**大量保有報告及び変更報告の提出期限を「2～3営業日以内」へと短縮すべき**。特に、**市場の変動を迅速に反映させるため**、上記の米国等の例を参考に、**変更報告書の提出期限を優先的に「2営業日以内」へと厳格化することも検討すべき**。

【⑥短期売買差益提供規制の強化】

- 金融商品取引法（1948年法律第25号）では、インサイダー取引を間接的に防止する観点から、**議決権を10%以上保有する主要株主に対し、6ヶ月以内の短期売買で得た利益を会社に返還させる「短期売買差益提供規制」が設けられている**。主要株主に該当すると、短期での売買益が返還対象となることから、本来であれば、アクティビストによる短期的な売抜けを狙っての大量保有に対する抑止力として機能するはずである。
- しかしながら、**共同保有者の保有分が主要株主の判定において合算されない**ほか、「**信託業を営む者が信託財産として保有する場合**」はこの規制の適用除外とされており、信託型ファンドを経由すればその適用を回避することが可能となっている。この結果、組合理型ファンドは当該規制を受け一方、**信託型ファンド等を経由したアクティビストの間では、実質的に25～40%もの株式を保有しながら、対象会社に強硬な自社株TOBやMBOを迫ることで、短期での高値売り抜けを行うという手法が横行している**。
- これに対し、例えば米国では短期売買差益提供規制の適用対象となる主要株主の判定の際に共同保有者分の株式を合算しなければならないことから、アクティビストであっても保有比率を10%未満に抑えた上で、事業ポートフォリオの組み換えを提案し、中長期的な企業価値向上を伴う形で市場での売却を行うことが主流となっている。
- 国内における同規制の潜脱行為を防止するため、**主要株主の判定基準を厳格化するとともに、適用除外の範囲を適正化すべく、次の措置を講じるべき**。
 - ✓ 「主要株主（10%以上保有）」の判定において、共同保有者分の株式を合算して判定する仕組みの導入
 - ✓ 信託型ファンドについても、組合理型ファンドと同様に、同規制の適用対象に

【⑦実質的支配者（UBO）情報の登記の義務化】

- 法務省により2022年1月に運用が開始された「**実質的支配者リスト制度**」は、本来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism: AML/CFT）や経済安全保障にとどまらず、不透明なファンドによるステルス的な株式の買増しを早期に察知するための枠組みとしても、潜在的な価値を有している。
- しかし、現状では**法務局への当該リストの提出が任意であることに加え**、法務局に実態を調査する権限がないほか、**収集された情報は非公開とされるなど、制度的な制約が多く**、結果として、**資本市場における不透明株主への対抗策として機能していないのみならず、本来のAML/CFTとしても国際的に立ち遅れている**。
- AML/CFTを推進する国際組織である金融活動作業部会（Financial Action Task Force: **FATF**）は、我が国を含む参加国に対し、**法人自身に実質的支配者（Ultimate Beneficial Owner: **UBO**）情報の取得・保持を義務付ける「カンパニー・アプローチ」や、公的な登録機関がUBO情報を管理する「レジストリー・アプローチ」等の採用を求めているところ**、我が国を除くG7各国は既にこれらのうちいずれかの枠組みを採用している。
- ついては、我が国においても、**商業登記上の義務としてUBO情報を登記し、他の登記情報と同様に閲覧を可能とする制度を創設すべき**。

【⑧海外のアクティビスト・ファンドに対する対内直接投資における事前届出免除の見直し】

- **外国為替及び外国貿易法（1949年法律第228号）第27条に基づく対内直接投資における事前届出制度では、一定の要件を満たす外国金融機関に対して包括的に当該届出の免除が認められている。**
- **本来、この免除制度は、①関係者が役員に就任しない、②指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない、③指定業種の非公開技術情報にアクセスしない、という3要件の遵守を前提としているが、免除対象となる「外国金融機関」の定義に、金融商品取引法（1948年法律第25号）上の登録を受けていない海外の投資運用業者も含まれているため、実質的に経営介入や支配権取得を目的とする海外のアクティビスト・ファンドまでその対象となっている。**
- **こうしたファンドが20～40%もの大量の株式を取得し、PEファンド等による買収を誘発させるといった事例まで、当該届出が免除されており、能動的な経営介入を行うファンドを排除できない現状は、経済安全保障及び重要産業保護の観点からも合理性を欠いている。**
- **当該免除は、能動的な経営介入を行わない純粋な機関投資家を想定して設けられた制度である。これに類するものとして、金融商品取引法の大量保有報告制度における特例報告があるが、これは、証券会社や銀行など能動的な経営介入を行わない純粋な機関投資家に対してのみ、報告義務を大幅に緩和するものである。**
- **したがって、外国為替及び外国貿易法上の包括免除が適用されるべき「金融機関」についても、この金融商品取引法上の区分を準用して範囲を絞り込むのが妥当である。**
- **ついては、包括免除の適用を受ける「外国金融機関」の範囲を、大量保有報告制度において「特例報告」の対象となっている証券会社や銀行などの純粋な機関投資家に限定すべき。**

【⑨新規上場時を対象とする複数議決権株式制度の導入促進】

- 新規上場に伴う資金調達を行うと同時にアクティビストによる早期買付けがなされた場合、創業者の支配力（議決権比率）が急激に棄損されるリスクがある。これに対し、米国では、新規上場時に限って創業者等に複数議決権株式を付与する「Dual Class Structure」が広く普及し、アルファベットやメタ、バークシャー・ハザウェイなどの世界的成長企業が活用している。さらにEUでも、一昨年11月に採択された複数議決権株式指令（[Directive \(EU\) 2024/2810](#)）に基づき、本年12月5日を期限にすべての加盟国に対して複数議決権株式制度の導入が義務付けられた。
- 我が国においても、制度上は創業者等に複数議決権株式を付与することが可能ではあるものの、唯一の上場事例であるサイバーダイナミクス社に対して「サンセット条項（創業者の退任時に種類株式を普通株に転換）」や「譲渡制限」、さらに「取締役解任決議における複数議決権行使の不認可」といった極めて厳しい制限が課せられた。この結果、実務的な活用事例が極めて限定的な範囲にとどまっている。
- 我が国のスタートアップ企業の成長を後押しするため、**新規上場時に限り複数議決権株式制度の導入を積極的に認め、その活用を促進すべき。**

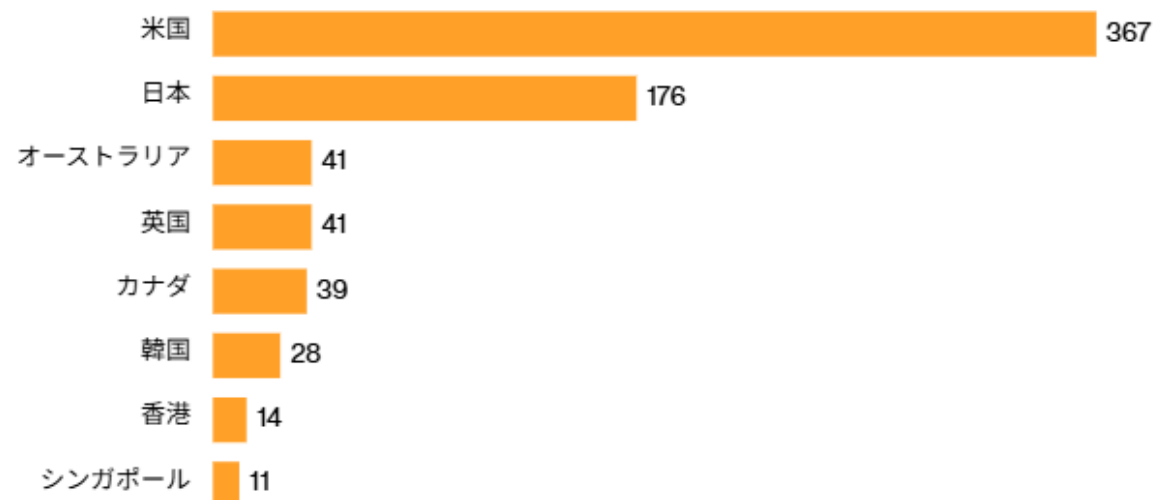
【参考】アクティビストキャンペーン数の推移等①

- アクティビストによるキャンペーンや提案行為が活性化しており、世界的にも極めて高い水準にある。

- 日本でのアクティビストキャンペーン数は世界2位。
対米比でも経済規模の差を考えると極めて多い。

世界で2番目の多さ

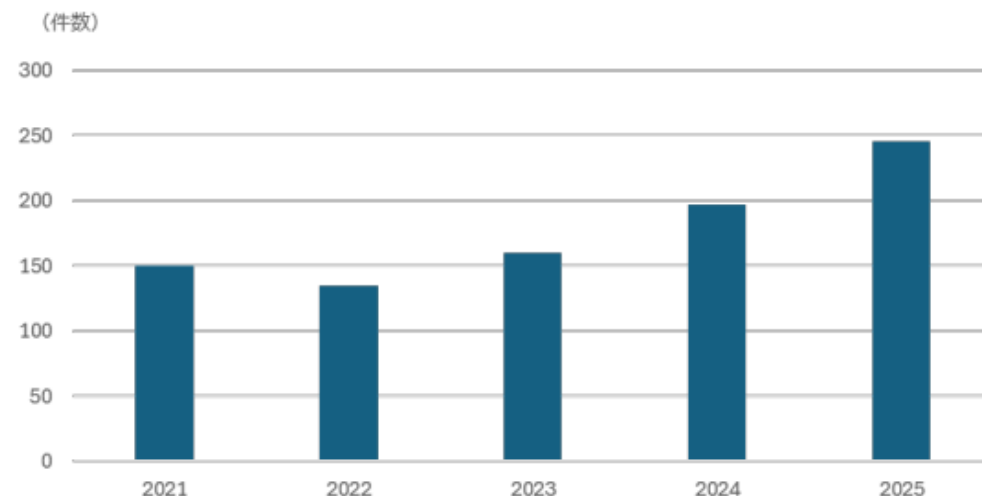
2025年の日本におけるアクティビスト・キャンペーンは176件



出所：ブルームバーグ

- アクティビストによる大量保有報告書等（重要提案行為あり）
提出件数も近年増加

（図表1）アクティビスト投資家による大量保有報告書等の提出件数推移（重要提案行為あり）



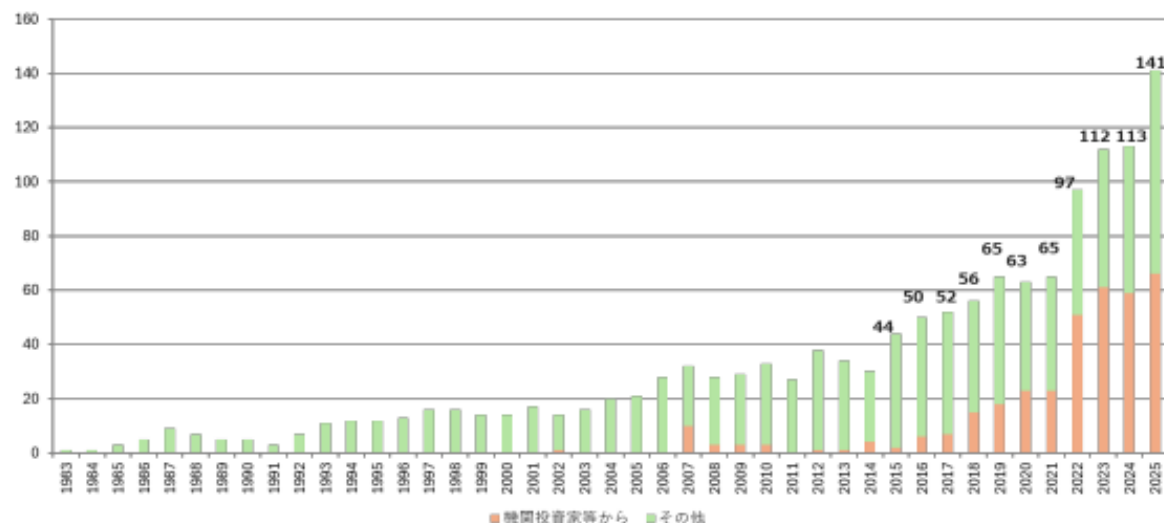
（注）公表情報等に基づき、株主提案や書簡送付等の株主アクティビズムを行った機関投資家等の提出者 78 者（一部、エンゲージメントファンドやイベントドリブン型ファンドで「重要提案行為ありの大量保有報告書」の提出等を含む）を集計

（出所）大量保有報告書等（変更報告書を含む）より大和総研集計

【参考】アクティビストキャンペーン数の推移等②

- 株主提案数も2025年6月シーズンは過去最高（141社、うち65社はアクティビスト等の機関投資家による）であり、定款変更の形で本来取締役会の権限にあるはずの業務執行踏み込む提案も多く見られている。

（図表 2）株主提案の時系列推移



（出所）各年の株主総会白書（商事法務）より大和総研作成、2020年以降は大和総研集計（2020年は7月開催の東芝を含む）

（図表 3）2025年6月株主総会シーズンにおけるアクティビスト投資家による主な株主提案

項目		主な事例
定款一部変更	株主還元	✓ 剰余金処分 ・ 配当性向（60%、100%） ・ DOE（3%、6%、8%、10%、12%） ✓ 自己株取得 ・ 発行済株式総数の10%等 ・ 過去1年の売買高（6%、20%）
	財務資本政策	✓ 剰余金処分の決定機関 ✓ 政策保有株式の売却 ✓ 政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示 ✓ 自己株式の消却 ✓ 資本コストの開示 ✓ 資本コストや株種を意図した経営の実現に向けた対応の開示
	コーポレートガバナンス	✓ 買収防衛策の導入の条項廃止 ✓ 上場廃止のおそれのある上場関係会社への対応方針の決定に関する規定の新設 ✓ 子会社管理 ✓ 支配株主からの独立に関する情報公開 ✓ 資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示 ✓ 指名・報酬委員会関連（設置、構成、後継者計画の諮問等） ✓ 相談役・顧問等の廃止 ✓ 役員報酬の個別開示 ・ 取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示 ✓ 創業家との取引内容の開示 ✓ 社外取締役過半数 ✓ 取締役会議長の社外取締役からの選任 ✓ 監査等委員会委員長の社外取締役からの選任 ✓ 共同保有の開示
	その他	✓ 特別委員会の設置 ・ 事業構造変革監督委員会の設置 ・ 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置 ・ 上場子会社の保有方針について検討するための特別委員会の設置 ・ 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立 ✓ 買収提案の取扱い ✓ 株主優待制度の導入・廃止等 ✓ 事業ポートフォリオ計画の策定・開示 ✓ 取締役による株主との面談対応について
役員報酬		✓ 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 ✓ 代表取締役の報酬制度にクローバック導入
役員選解任		✓ 取締役選任の件 ✓ 取締役解任の件
その他		✓ 買収防衛策の廃止 ✓ 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

（出所）大和総研作成

非上場株式の発行・流通市場の育成・強化

スタートアップへの資金供給に厚みを持たせるため、非上場株式の発行・流通市場の育成・強化を進めるべく、

- ① 特定投資家への移行要件を緩和すべき
- ② 少額免除基準の上限額を20億円に引き上げることを検討するとともに、少額募集にかかるコスト削減を図るべき
- ③ 少人数私募について、人数要件を見直すとともに、証券会社による仲介機能を強化すべき
- ④ 非上場株式の流通拡大のため、オンラインマーケットプレイスや株式コミュニティを活用すべき

- 日本のスタートアップへの資金供給は他国に比し不足しており、海外の調査（P59参照）によると、国内ユニコーン企業数はブラジル、メキシコ、インドネシアよりも少ない。米国のように、**どのステージにおいても資金供給に厚みを持たせる構造改革が不可欠であり、そのためには非上場株式の発行・流通市場の育成・強化が必要**である。
- 具体的には、次頁以降に示すように、特定投資家への移行要件を拡大しつつ、潜在的特定投資家の参加を促した上で、少額募集や少人数私募を通じて一般投資家を含む市場参加者の拡大を図るとともに、投資家保護が担保されることを前提に発行会社の負担軽減を図るべく、①**特定投資家への移行要件の緩和**、②**少額免除基準の上限額の引上げの検討**及び**少額募集にかかるコストの削減**、③**少人数私募にかかる人数要件の見直し及び証券会社による仲介機能の強化**、④**非上場株式の流通拡大のためのオンラインマーケットプレイスや株式コミュニティの活用**を図るべき。

【①特定投資家への移行要件の緩和】

- 「特定投資家私募」はスタートアップの機動的な資金調達手段であるものの、活用事例は極めて少ない（「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)」2025年12月26日）。その背景として、特定投資家へ移行するための基準が厳格であり、投資家の裾野が構造的に制限されている点があげられる。
- この課題認識に基づき、昨年12月26日に金融審議会において取りまとめられた同報告を受ける形で、本年7月21日に閣議決定された「[日本成長戦略](#)」において、「**2026年夏までにプロ投資家（特定投資家）への移行要件の緩和・明確化を図る**」との方針が示された。
- 主要国と同様に、富裕層全般や一定の知識・経験を有する個人へと裾野を拡大するためにも、**特定投資家への移行要件について、次の措置を講じるべき。**
 - ✓ 資産要件について、**投資性金融資産・純資産の保有額の「3億円以上」から「1億円以上」への引下げ**
 - ✓ **年収要件について、「1億円以上」から「2,000万円以上」への引下げ**
 - ✓ 年収1,000万円以上の者に併せて求められる「**特定の知識経験の資格**」への、**企業経営経験者、弁護士、不動産鑑定士などの追加**
- ただし、要件緩和により個人投資家の参入を促す一方で、十分な投資経験を持たない層を含む投資家の保護も実施する必要もある。ついては、特定投資家を相手方とした取引であっても、証券会社に対し金融商品取引法（1948年法律第25号）上の適合性原則などの行為規則を課すべき。

【②少額免除基準の上限額の引上げの検討及び少額募集にかかるコストの削減】

- 金融商品取引法（1948年法律第25号）の[2026年改正](#)により、有価証券届出書の提出が免除される資金調達額の基準（いわゆる「**少額免除**」基準）の**上限額が1億円から5億円に引き上げられたものの**、主要な国々の水準（米国：1,000万ドル、EU：1,200万ユーロ等）と比較すると、**成長資金を機動的に調達するための枠組みとしては依然として限定的**である。
- ついては、今般の改正を踏まえつつ、投資家保護の状況や5億円以上10億円未満の「少額募集」の需要動向を見極めながら、**中長期的には「少額免除」基準の上限額を20億円まで引き上げることを検討すべき**。
- また、**上限額5億円未満の「少額免除」基準の適用を受ける募集について**、証券会社の顧客網を活用した円滑な調達を行えるよう、**次の措置を講じ、店頭有価証券に関する規則**（2005年3月15日日本証券業協会）**等による実務上の開示コストを削減すべき**。
 - ✓ **会社内容説明書の簡素化**：少額免除の募集を証券会社を通じて行う際に提出が義務づけられる「会社内容説明書」について、有価証券届出書並みに求められる詳細な開示や厳格な監査を廃止し、「有価証券通知書」や「会社法上の事業報告・計算書類（監査は任意）」において求められる程度まで開示を簡素化する。
 - ✓ **準特定投資家向け開示書類の簡素化**：準特定投資家を対象に募集する場合は、開示書類の内容を、特定投資家向け市場と同等の「特定証券情報・発行者情報」並みに簡素化する。
- 他方、**5億円以上10億円未満の「少額募集」についても**、現状では有価証券届出及び有価証券報告書の提出が必要となるところ、スタートアップ等がこの枠内で**募集を行う際のコストを削減するため、次の措置を講じるべき**。
 - ✓ **様式の簡素化**：有価証券届出書等の様式を、特定投資家私募において求められる「特定証券情報・発行者情報」並みに簡素化する。
 - ✓ **監査の段階的簡素化**：米国のレビュー（部分保証）制度（新経済連盟「[規制改革提言2024](#)」P16参照）等を参考に、厳格な公認会計士監査に代わる段階的な簡素化措置を導入する。

【③少人数私募にかかる人数要件の見直し及び証券会社による仲介機能の強化】

- 現行の一般投資家を対象とした「特段の開示を要さず、勧誘先を49名以下に絞る」という勧誘者基準（金融商品取引法施行令（1965年政令第321号）第1条の5）では、実際の投資実行者ではなく声をかけた人数そのものが対象となるため、成約率の観点から実質的には数名にしか資金を募ることができないこと、また、複数の投資家が集まるピッチイベントやオンラインでの事業説明は「勧誘」とみなされ、違法な無届募集に該当する懸念に晒されることから、機動的に広範な投資家から資金を募る上で足枷となっている。
- 昨年6月13日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」において、スタートアップ等の資金調達円滑化に向け、少人数私募における人数要件の緩和や勧誘者基準から取得者基準への変更等について令和7年度中に結論を得ることとされた。しかし、同年12月26日に取りまとめられた「[金融審議会ディスクロージャーWG報告](#)」では本制度に関する言及は極めて限定的で、制度改革にむけた提言には至っておらず、本年6月29日に規制改革推進会議が取りまとめた「[規制改革実施計画のフォローアップ結果について](#)」においても「『勧誘』概念の整理といった必要な政策について、引き続き検討を行っていく」とされるにとどまり、政府の方針に反して改革が遅滞している。
- ついては上記の「規制改革実施計画」に則り、次のとおり**少人数私募制度の人数要件の見直しと、証券会社の媒介によるプロフェッショナルな仲介機能の強化を行うべき**。
 - ✓ **人数要件の抜本的見直し（上限拡大）**：有価証券通知書を提出・公衆縦覧した場合、少人数私募の対象を「勧誘先150名未満（EU並み）」に拡大するか、人数制限の基準を勧誘者ベースから「購入者49名以下（米国並みの取得者基準）」に変更する。
 - ✓ **証券会社による仲介（紹介・媒介）機能の強化**：少人数私募においても、発行会社からの委託を受けた証券会社が、その顧客網を通じ、金融商品取引法（1948年法律第25号）上の適合性原則の下で機動的に勧誘を行えるようにする。その際、一般投資家を対象とする場合に発行会社に作成が求められる「会社内容説明書」について簡素化（前頁参照）を図るとともに、主要国と同様に、発行会社が作成する私募目論見書に関する交付・説明ルールを整備し、普及させる。

【④非上場株式の流通拡大のためのオンラインマーケットプレイスや株式コミュニティの活用】

- 金融商品取引法の[2024年改正](#)により、非上場有価証券の仲介業者の登録要件や私設取引システム（Proprietary Trading System: PTS）**参入要件が緩和された**ところ、これらの措置によって実際にどの程度非上場株式の流動性が高まるのか注視していく必要がある。
- したがって、まずは**現行措置の具体的な効果検証と継続的な定点観測を行い、その結果を客観的に分析し、適宜必要な見直しを継続的に行っていくべき**。なお、定点観測にあたっては、「我が国の非上場株式の流通市場が、証券会社の仲介の下、諸外国のようにオンラインマーケットプレイス上で多額のエクイティが調達され、投資家間で流通する枠組みのレベルに到達しているか」（規制改革推進会議[第7回スタートアップ・投資ワーキング・グループ](#)（2024年4月3日）における[新経済連盟資料](#)）を重要な評価基準とすべき。
- **この検証を踏まえ**、将来的には**投資回収資金が再び次の新規成長企業へ再投資される循環を創出するため、次の措置を講じていくべき**。
 - ✓ **オンラインマーケットプレイス等を活用した流通環境の整備**：レイターステージの発行会社が行う特定投資家私募において、機関投資家が、大口で株式を購入しつつ、「特定投資家私売出し」を通じてオンラインプラットフォーム等で富裕層投資家に小口転売できるような取引を可能にする。
 - ✓ **株主コミュニティにおける勧誘対象の「潜在的特定投資家」への拡大**：株主コミュニティの運営会員（証券会社）による勧誘対象について、金融商品取引法（1948年法律第25号）上の適合性原則の下で、現状は認められていない「潜在的特定投資家」に対する勧誘を解禁し、市場での取引の裾野の拡大を図る。

【参考】ユニコーン企業の国別ランキング

順位	国	ユニコーン企業数
1	米国	766社
2	中国	156社
3	インド	62社
4	英国	60社
5	ドイツ	34社
6	フランス	31社
7	イスラエル	24社
8	カナダ	22社
9	ブラジル	17社
10	シンガポール	15社
10	韓国	15社
12	オーストラリア	10社
12	オランダ	10社
14	メキシコ	9社
14	アイルランド	9社
16	インドネシア	7社
17	スウェーデン	6社
17	日本	6社

【出展】CB-Insights「The Complete List Of Unicorn Companies」より新経済連盟作成

企業会計基準におけるのれんの非償却化

のれんを規則的に償却しなければならないとするルールはM&Aを慎重にさせる要因ともなることから、これを定める企業会計基準において、償却ではなく減損のみを行う処理（非償却）を可能とすべき

- 企業会計基準第21号「[企業結合に関する会計基準](#)」（2003年10月31日（最終改正：2019年1月16日）企業会計基準審議会）では、**のれんを「20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する」**こととされており、現状ではM&Aを行うと必然的に帳簿上の財務状況が悪化することとなる。
- 昨年3月28日に開催された[規制改革推進会議第4回スタートアップ・イノベーション促進ワーキンググループ](#)においても、米国会計基準や国際会計基準とのコンバージェンスの観点や、近年の無形資産型ビジネスモデルにあった会計処理の在り方、スタートアップの出口政策としてのM&A促進の観点から、定期的な償却について問題点が指摘され、これを踏まえ、同会議事務局から企業会計基準委員会（ASBJ）に対し、次の2点に係る検討提案を行うこととされた。
 - ✓ 速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用から営業外費用に変更すること
 - ✓ 短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること
- これを受け、ASBJにおいて昨年8月から本年2月にかけて8回の公聴会が開かれたが、結論は得られなかったため、本年4月から6月にかけて改めて情報収集が行われ、その[結果](#)を受け、本年7月27日に開催された、ASBJの母体である財務会計基準機構（FASF）の[第57回企業会計基準諮問会議](#)において、「**償却を行う基本的な会計処理の枠組みは変更しない。（中略）償却と非償却の選択の導入のテーマも提言しない**」としつつも、「今後の状況の変化によって**のれんの非償却に関するテーマが改めて提起される余地を否定するものではない**」とされた。
- 一方、規制改革推進会議により本年6月29日に取りまとめられた「[規制改革実施計画のフォローアップ結果について](#)」では、スタートアップに係るM&Aを促進する観点から、わが国の会計基準におけるのれんの会計処理のあり方に関し、「**引き続き適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含め、フォローする**」とされている。

- **スタートアップの出口として、またスタートアップがより大きく成長する上でM&Aは有効な戦略であるところ、のれんの償却が営業利益を圧迫する環境は好ましくない。ついては、スタートアップ支援をはじめとする経済政策上の観点からも、のれんを非償却、つまり償却ではなく減損のみを行う処理を可能とすべき。**

06

業務運営関係

スタートアップ等の育成に向けた補助金制度の構造的見直し

新技術の開発に取り組むスタートアップ等の育成に向け、

- ①カタログ注文型の補助金において、スタートアップ等の製品が登録から排除されない制度を構築すべき
- ②概算払い等の適用を進めることで、スタートアップ等が事業で各種の補助金を円滑に活用できるようにすべき

- 政府は、スタートアップやイノベーション創出に取り組む中小企業等の育成を我が国における重要課題の一つと位置づけ、これまでも予算措置や税制優遇措置等を講じてきた。
- しかしながら、その足元で、**既存の補助金においては、新規に開発した技術を足がかりに新製品の展開に取り組むスタートアップ等による活用を阻む仕組みが残存**しており、それらが生み出す新技術の社会実装を足止めする一因にもなっている。

事前にカタログ登録された製品について、これを導入する企業に対し補助が支給される、いわゆる「**カタログ注文型**」を採用する補助金では、スタートアップ等により新技術を開発して製品化されたものは、**その新規性ゆえカタログへの登録条件に見合わないなど当該カタログへの登録のハードルが極めて高く、結果として、当該補助金を活用しての導入が可能なカタログ掲載の既存の製品に対し劣後してしまう。**

- このため、**カタログ注文型の補助金において、スタートアップ等が開発した製品向けの柔軟な登録制度を構築してその導入の機会を創出するなどし、当該スタートアップ等が生み出した新技術の社会実装を後押しすべき。**
- また、資金環境が脆弱なスタートアップ等では、仮に補助金に採択された場合であっても、精算払いまでの間の資金調達負担が大きく、**資金ショートを起こしかねないこと等を理由に、補助金への応募をためらうケースが存在する。**
- こうした事態を回避し、結果として補助金の効果的な活用に資するためにも、**スタートアップ等が各種の補助金をもとに行う事業を円滑に進められるよう、概算払い（事前払い）等の適用を進めるべき。**

【参考】スタートアップ等を取り巻く既存補助金の課題例

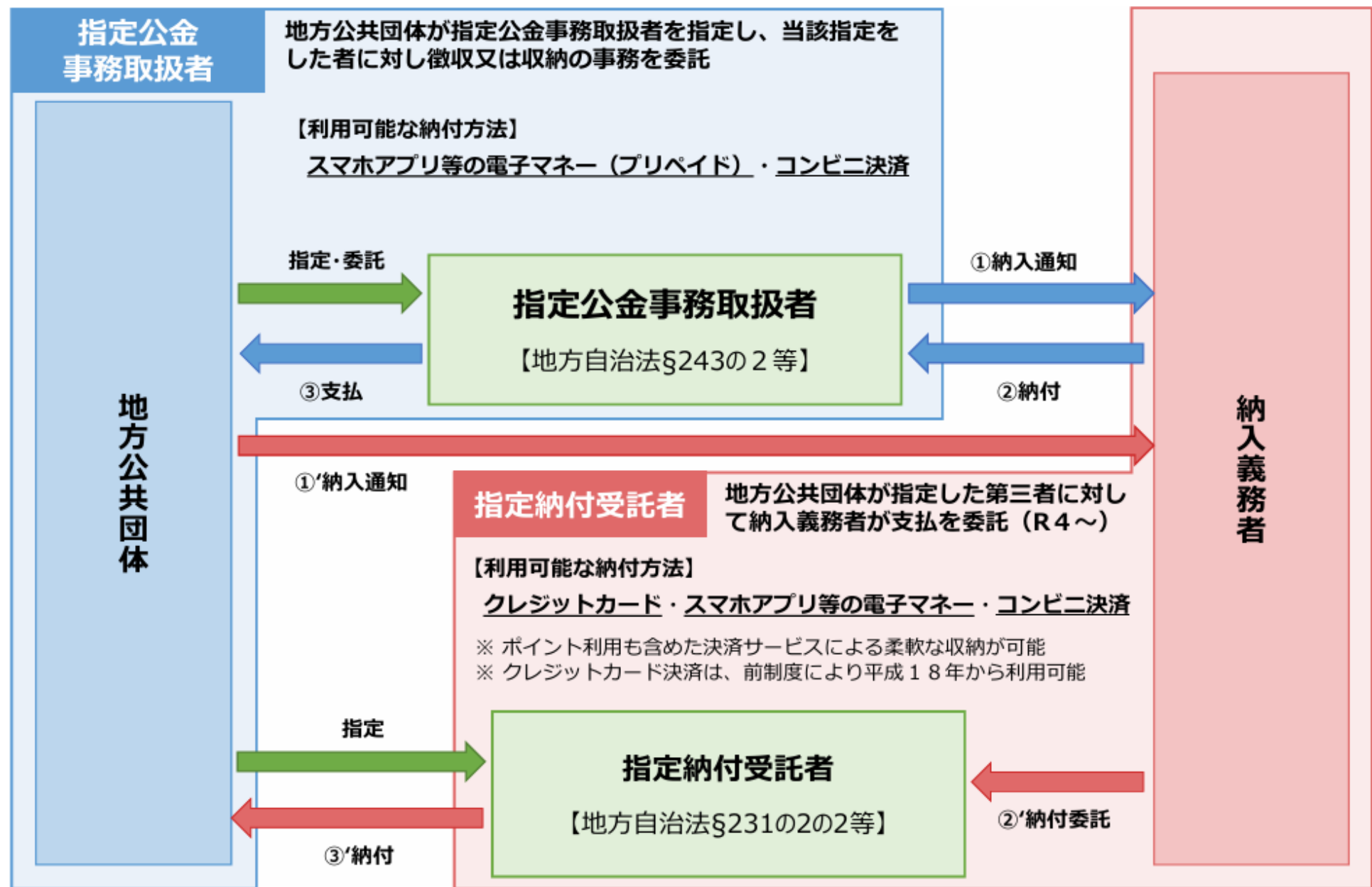
	補助金名	課題例
カタログ型 補助金	<u>中小企業省力化 投資補助金</u>	- 簡易な手続きで申請可能な「カタログ注文型」と、オーダーメイド性のある省力化投資が可能な「一般型」の2類型が存在。 - このうち、「カタログ注文型」では、製品登録に際し、その製品の属する既存の「製品カテゴリ」の存在が前提となるが、これらの「製品カテゴリ」は工業会等からしか登録ができず、既存の工業会等が存在しないスタートアップ等の革新的な製品に対する登録経路が乏しい（<u>製品カテゴリ登録要領、省力化製品・製造事業者登録申請の手引き</u>）。 - また、「一般型」では、中小の製造事業者の革新的で優れた省力化技術を持つ製品を導入を促す補助スキームとして、「イノベーション応援プログラム（イノベPG）」は存在するものの、製造事業者と顧客が毎回連携して申請書類を準備する必要があり、「カタログ注文型」と比べて顧客の手続き負担が大きい。さらに、イノベPGに採択され、「イノベーション製品」と認定された場合であっても、「カタログ注文型」のカタログへの登録が保証されるわけではなく、カタログ登録に至らなかった場合は、次の顧客が同製品を導入する際にも初回と同一の書類を提出する必要がある（<u>イノベーション製品応援プログラム案内資料</u>）。 - これらにより、スタートアップ等の革新的な製品は、カタログ掲載済み製品と比較して顧客から選ばれにくい構造となっている。
	<u>省エネ・非化石 転換補助金</u>	- 指定設備等の補助対象設備においてカタログ型を採用。 - 同補助金では製品登録自体においてはスタートアップ等が排除されていないものの、そもそもの指定設備の設備区分（15区分）は令和4年度補正予算以降は固定化していることに加えて、当該区分に該当しない場合には、「『その他SIIが認めた高性能な設備』として指定した設備も対象」とされてはいるものの、その認定方法等は定かではない（<u>令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）公募要領、『指定設備』の製品型番登録</u>）。 - これにより、既存の設備区分に該当しないスタートアップ等の革新的な製品は、登録対象となりにくい構造となっている。
その他	<u>ものづくり・商業・ サービス生産性 向上促進補助金</u>	- 同補助金では、18次締切（令和6年6月）までの「<u>補助事業の手引き</u>」においては、事業資金の調達については、『つなぎ融資（①ものづくり補助金 PO ファイナンス、②交付決定債権譲渡）、③補助事業で取得する財産（機械装置等）を担保に供すること』や『④本事業の概算払い』を利用することが可能である旨が明示されていたが、19次締切（令和7年7月）以降はこれらの記載がない。 - こうした記載が明示されない状況は、資金環境が脆弱なスタートアップが当該補助金の活用を躊躇する要因となりうる。

指定納付受託者の指定に係る手続きの標準化

不要になった自治体の所有物をオンラインで販売し、その収益を自治体に還元するスキームを全国に普及できるよう、指定納付受託者の指定に係るスキームを全国で標準化すべき

- **自治体で不要となった所有物**について、既存の**オンラインマーケットプレイス（フリマアプリ等）**を通じて**オンライン販売**し、廃棄ではなくリユースを図りつつ、**その売上を歳入として有効活用**する動きが広がりつつある。そして、当該オンライン販売サイトの運営事業者が当該売上をその自治体に納付するスキームとして、**指定納付受託者制度が活用されている**。
- この制度自体は自治体の歳入等に係る決済にスマートフォンアプリ等を活用できるよう整備されたものであり、自治体の指定を受けた者（オンライン販売サイトの運営事業者）が、当該自治体に納付金を納付する者（購入者）から、クレジットカード、スマホアプリ等の電子マネー、コンビニ決済により当該納付金（商品の代金）を収受し、その者に代わって当該納付を行っている（「[地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（通知）](#)」2021年4月1日総行第92号）。
- しかしながら、こうした**事業者が指定納付受託者の指定を受けるプロセスにおいて、自治体間で次のような差異があり、同一サービスの全国一律での提供を展開する妨げとなっている**。
 - ✓ 期限なく指定が行われるケース、指定が毎年度自動更新されるケース、指定を受けるための申出書の提出が毎年度必要なケースがあり、指定後の自治体との業務契約においても、これに連動しつつ、一度契約すればよいケース、毎年度自動更新されるケース、毎年度更新契約が必要なケース、自動更新ながら更新契約が必要なケースが混在。
 - ✓ 自治体によっては、直近2期分の収支状況が確認できる書類（財務諸表等）、自治体の定める「個人情報取扱特記事項」への同意（特記事項に変更があった場合、契約の更新が必要なケースあり）、セキュリティ関連資料や外部サービス利用に関する実施手順書等が求められる。
- ついては、**提供するサービス自体に自治体間での差異はないことから**、あらゆる自治体が同一のスキームに則ることができるよう、**これを標準化すべき**。これにより、自治体側でも当該プロセスに係るコストを削減できるほか、当該サービス未導入の自治体にこれを展開することで、当該自治体における歳入の増加にも寄与する。

【参考】指定公金納付受託制度の概要



賃金のデジタル払いにおける保証負担の軽減

資金移動口座への賃金支払いにおいて指定資金移動業者に二重に求められる保証負担（資金決済法上の全額資金保全・労働基準法施行規則上の全額資金保証）を軽減すべき

- 労働基準法施行規則（1947年厚生省令第23号）の2022年11月改正により資金移動口座への賃金支払いが認められることとなったが、資金移動業者が厚生労働大臣の指定を受けるためには、資金決済法に基づく口座残高全額の資産保全に加え、同規則に基づく即時払いのための口座残高全額の保証が必要とされている（厚生労働省「[制度の概要](#)」）。

同規則に基づく保証では、賃金の支払いとしての入金が一度もない口座の残高も、賃金の支払いとして入金されたものではない残高も保証対象としなければならず、保証コストの負担が大きいほか、大口信用供与規制や6営業日以内の確実な弁済とそのための平時の体制構築など、保証機関に求められる負担も大きく、対応可能な保証機関が限定的となっている。

こうした状況の中、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者数も4者にとどまっている。

- 昨年6月13日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」においては、「資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律…上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと」とされ、「資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について…新たに利用者に直接返還する方法を認める」旨を定めた[資金決済に関する法律の一部を改正する法律](#)（2025年法律第66号）が昨年6月6日に成立し、本年6月1日より施行されている。
- 本年5月13日開催の[労働政策審議会労働条件分科会](#)においてもこうした見直しを時期尚早とする慎重な意見が依然としてみられるが、**制度の普及・拡大のためにも**、同計画に基づき、**要件の見直しや保証負担の軽減を引き続き検討すべき**。

電気通信事業法上の規制対象の明確化及び同法自体の抜本的見直し

あらゆるサービスがICTやデジタルと一体化する中、電気通信事業法上の規制対象事業が複雑化していることから、これを明確化しつつ、電気通信事業法そのものを根本的に見直すべき

- 電気通信事業法（1984年法律第86号）においては、電気通信事業を営む者に「検閲の禁止」、「通信の秘密の保護」、「外部送信に関する規律」の各義務が課されるほか、このうち「**他人の通信を媒介又は電気通信回線設備を設置**」する者は**電気通信事業者と定義**され、「**事業参入登録・届出義務**」、「**事故報告義務**」などが課される※。

※ 電気通信回線設備を設置している場合には「事業参入登録」または「事業参入届出」のいずれかが必要（「端末系伝送路設備の設置が一の市町村（特別区を含む。）を超えているか」、「中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県の区域を超えているか」のうち一つでも該当すれば「登録」、一つも該当しなければ「届出」）となるほか、電気通信回線設備を設置していない場合であっても、「他人の通信を媒介」していれば「届出」が必要（「[電気通信事業参入マニュアル（追補版）ガイドブック](#)」2022年4月14日（2023年1月30日改定）総務省総合通信基盤局）。

- つまり、電気通信回線設備を設置していない場合でも、他人の通信を媒介していれば届出が必要な電気通信事業者に該当することとなるが、例えばダイレクトメッセージ機能や口コミ掲示板サイト等の複数のサービスを展開している場合、サービスごとにその該当性を判断することとなるものの、基準が不明瞭なため、事業者側での判断には困難が伴っている。
- **あらゆるサービスがICTやデジタルと一体化する中、そもそも電気通信事業法上の各規制について対象となる事業の線引きが複雑化しており、自社のサービスが規制対象にあたるか総務省に問合せをする事業者も後を絶たないほか、仮に規制対象に該当しない場合でも、リスクヘッジの観点から取りあえず上記の届出を行うケース、当該届出の必要性に気づかないままこれを行っていなかったケースも散見される。**
- 事業者側の予見可能性を高めるためにも、**一義的には各規制の対象事業を明確化しつつ、実効性に乏しい規制を廃止・合理化すべく、何のために何を規制するのか抜本的に整理し、電気通信事業法そのものについて必要な見直しを行うべき。**

【参考】電気通信事業法の抜本的な見直しについて

あらゆるものがICT／デジタルと一体化する中で、電気通信事業法では、何のために、何を規制するのかを抜本的に整理し、必要な見直しを行うべき

電気通信事業法の規制対象

様々なオンラインサービス

○通信を利用 ×通信を提供

リアルでの提供なし
他人の需要に応じるため

○電気通信事業

オンラインモール
送金サービス等

※ただし、新聞社の提供するオンラインニュースは「電気通信事業」に該当するとされている

リアルでの提供あり※
自己の需要のため

×電気通信事業

自社商品ネット販売
オンラインバンキング等

通信を「利用」しているに
すぎないサービスは
「電気通信事業」から外すべき

事故報告義務

電気通信事業者による サービスの停止 など

総務省に対する報告義務

- 重大な事故 遅滞なく報告
- その他の事故 四半期ごとに報告

様々なオンラインサービスに付随する
チャット機能の事故も対象

過剰な規制であり
報告義務の対象から外すべき

事業参入の届出制度

電気設備を用いて 他人の通信を媒介する事業

総務省に対する参入の届出義務

様々なオンラインサービスに付随する
チャット機能の提供も対象

しかしながら、通信の秘密や外部送信規律は
届出の有無にかかわらず規制されている

そもそも事業参入の
届出制を廃止すべき

クラウド事業者についても、事業参入届出義務・技術基準関係規制・事故報告義務などを課すべきではない
課題が生じた場合には、競争の中での消費者による選択による解決が適当であるとともに、規制の実効性を欠く

犯収法に基づく本人確認情報の他サービスでの利用

犯罪収益移転防止法に基づき保存される取引時確認の情報で、同一事業者や同一グループ内の事業者が他のオンラインサービスを提供する際に求められる本人確認を代替できるようにすべき

- **犯罪収益の移転防止に関する法律**（2007年法律第22号）に基づき、金融機関等の**特定事業者**は、預貯金口座の開設や契約やクレジットカード契約の締結等の**特定取引を行う際、本人特定事項や取引を行う目的等の確認**（取引時確認※）を行うとともに、**当該確認の記録を作成し、7年間保存**する必要がある。

※ 取引時確認済の顧客等は、記録と同一であると確認することで、改めての取引時確認は不要。

- 確認事項：本人特定事項（氏名、住居、生年月日）、取引を行う目的、職業
- 本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類等：運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、パスポート等

- 他方、本人確認が必要なサービスの中には、根拠法で必要とされる事項等が上記により充足されるものも存在する。
- ついては、このうち**同一事業者や同一グループの事業者がオンラインで提供するものに限り、同法に基づき保存される取引時確認の記録で、個別法に基づく本人確認を代替できるようにすべき。**

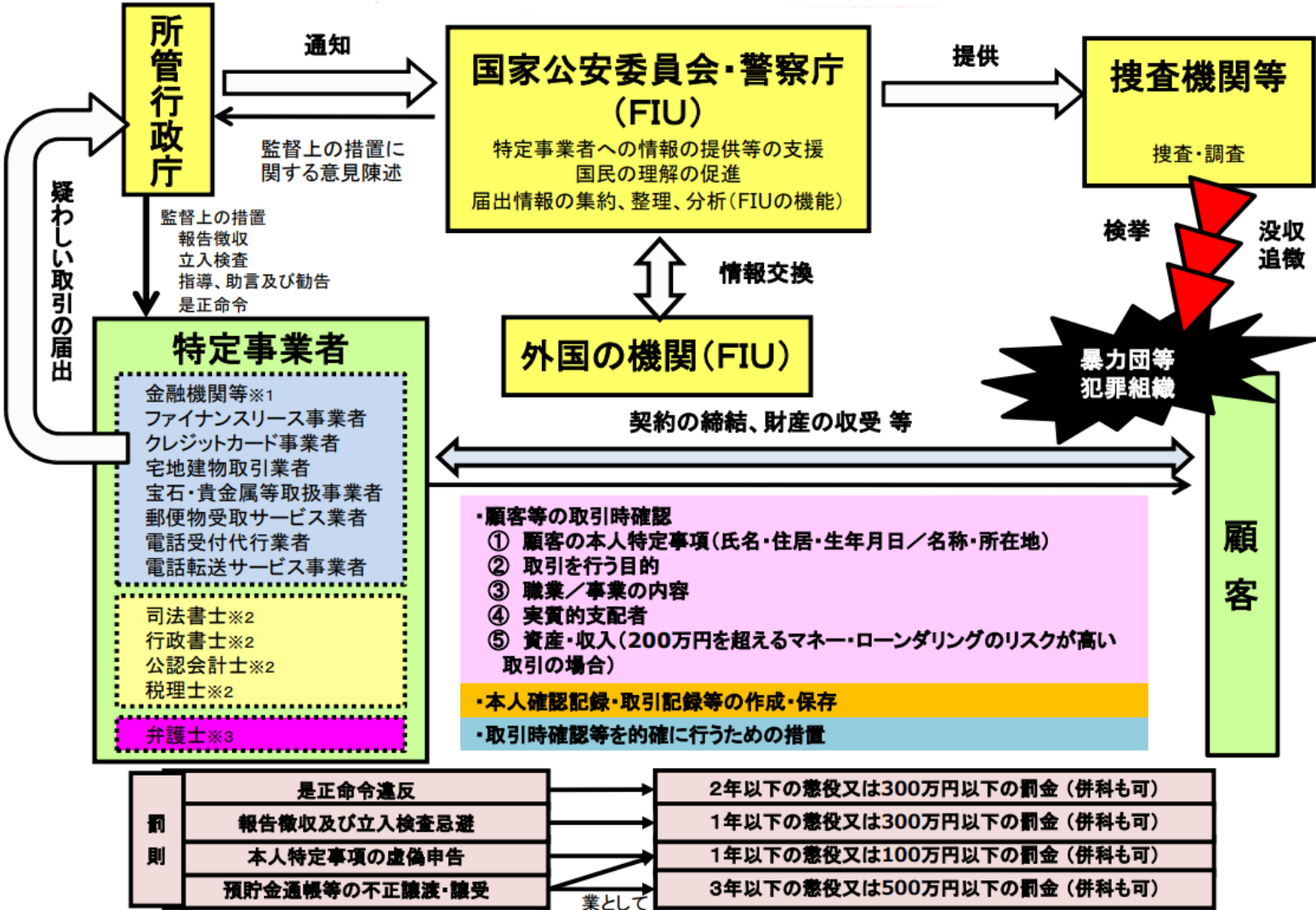
【例1】古物営業法（1949年法律第108号）に基づく**古物の買受、交換、売却・交換の委託**

- 確認事項：相手方の住所、氏名、職業、年齢 ※帳簿の保存期間：3年
- 本人確認書類：身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料

【例2】携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（2005年法律第31号）に基づく**携帯電話の契約締結、譲渡**

- 本人特定事項：相手方の氏名、住居、生年月日 ※本人確認記録の保存期間：3年
- 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書等

【参考】犯罪収益移転防止法の概要



※1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。
※2 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。
※3 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

【出典】警察庁「[犯罪収益移転防止法等の概要について](#)」（総務省「[犯罪収益移転防止法について](#)」サイトに掲載された【平成29年年3月開催説明会資料】【資料1】）
〔注〕図は2014年改正法施行時のもの。2022年改正法（2023年6月1日全面施行）において、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者の特定事業者への追加等が行われた。

07

ビジネス展開関係

総付景品の上限額の撤廃

多様なビジネス形態の誕生に伴い、総付景品への上限額の設定のみで過当な競争を規制する意義は失われていることから、これを撤廃すべき

- 総付景品の上限額については、景品表示法等に基づき、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には200円、価額が1,000円以上の場合には20%と規制されている。
- **本制度は景品類の提供に関する過当な競争を制限するために1977年に創設され、その後1996年と2007年に上限額の引き上げ等の改正がなされてきた。しかし、近年の物価高や円安により提供する景品類を上限額に収めることが困難となっている上、セット販売やインターネットショッピングの普及に伴うポイント付与、情報資産に関する取引等、多様なビジネス形態が生まれてきた結果、総付景品のみを規制する意義は失われている。**なお、本制度を理由とした行政処分は1983年以来行われておらず、また、総付景品の上限額は多くの国で廃止されている。
- 会員企業からは次のような声があがっており、**総付景品規制によってビジネスが阻害されている。**
 - 有料イベントにおける**全員配布型のサンプル提供が形式的に総付景品と評価され得る**ため、萎縮的な対応を取らざるを得ない。
 - NFTをはじめとする唯一性のある**デジタルアイテム**（オリジナルアイテムや一点もの）は**特に景品価格の算定が困難。**
 - **色々なキャンペーンでポイントが重なってしまう。**その都度、「これは対象が重なって20%を超えては駄目」などと調整をしており本当に手間。
- 創設から50年が経ち商慣習が大きく変わっている中、**総付景品のみ上限額を設定する意義は失われていることから、事業者間の競争を促進し、消費を活性化するためにも、当該上限額は撤廃すべき。**

家電等における健康上の効能効果等の明示に係る遵守事項の明確化

家電等において健康上の効能効果等を明示する際に生じている過度な萎縮を抑制すべく、その広告等において真に遵守すべき事項を明確化すべき

- 商品やサービスを展開するにあたっては、不当景品類及び不当表示防止法（1962年法律第134号）の規定により、当該商品やサービスが著しく優れたものであるかのように見せたり、事実と反して他社提供のものより著しく優れているかのように見せたりすることが禁じられている。
- 空気中の特定物質を捕集・除去する空気清浄機など、**健康への寄与を売りにする家電等を販売する際には**、加えて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（1960年法律第45号）の規定により、**その効能、効果や性能等について、誇大な広告・記述・流布を行うことも禁止**されている。
- 「効能効果等の表現の範囲」について、医薬品等適正広告基準（2017年9月29日薬生発0929第4号）では「医学、薬学上認められている範囲を超えてはならない」とされているが、**その判断については、「国内外の文献および専門家の意見などを参考にすること」**（「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等」2017年9月29日薬生発0929第5号）とされているのみ。
- 他方、**医療用医薬品については**、これに特化した形で**ガイドライン**（「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」2018年9月25日薬生発0925第1号）**が示され**、「**提供する情報は**、科学的及び客観的な根拠に基づくものであり、その根拠を示すことができる正確な内容のものである」必要があり、「その科学的根拠は、**第三者による客観的評価及び検証が可能なもの、又は第三者による適正性の審査（論文の査読等）を経たもの**」であることとされている。
- 同様の指針が示されていない**家電等の広告や販売においても**、リスク抑制・排除の観点からこれを**拠り所としがち**であり、したがって、その科学的根拠を示すことが困難である場合には、当該家電等の**健康上の効能効果等を示すことが憚られる傾向**がある。

- 家電等においてこうした指針が定められていないのは、あくまで医療用医薬品でのみこのような対応が必要であると判断されているためと推察されるところ、根拠条文を同じくするがゆえにその製造・販売元の事業者側の解釈がゆらぎ、このような形で過度に萎縮することのないよう、**当該ガイドラインはあくまで医療用医薬品の販売活動に限定して適用される旨を明示しつつ、家電等における健康上の効果効能等を明示する上で真に遵守すべき事項を明確化すべき。**
- なお、当該ガイドラインにおいて、「第三者による適正性の審査」の例として論文の査読があげられているが、「査読を経たものであっても、『第三者による客観的評価及び検証が可能なもの』でなければならない」（「[医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関するQ & Aについて](#)」2019年2月20日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課）とされており、**査読論文であっても、当該機器の製造・販売元の事業者側に属する研究者が共同執筆者として関与している場合、これを科学的根拠としてよいか判断がつかず、同様に効果効能等を広告等において示すことが憚られる傾向がある。**
 - ※ 特に製造業においては、新しい技術が開発された際、往々にしてその効果効能等を評価する方法が存在しないことから、その開発の主体がこれを編み出し、これに基づき実際の評価を行い、当該効果効能を証明するのが一般的であり、これを第三者に委ねるとなると、時間・費用両面で莫大なコストを要するため、スタートアップなど資金面で余裕のない企業の場合には開発そのものを断念せざるを得ない事態に直面することとなる。
- こうしたことも健康への寄与を売りにする家電等の広告や販売における過度な萎縮をもたらしているところ、この状況を是正すべく、**当該ガイドラインの解釈を明示しつつ、あくまで医療用医薬品の販売活動に限定して適用される旨を明確化すべき。**

【参考】関係法令等における規定①

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抄）

第5条 事業者は、**自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。**

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、**実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの**

二・三 （略）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第45号）（抄）

第66条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の**名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。**

2 医薬品、医薬部外品、化粧品、**医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。**

3 （略）

第68条 何人も、第14条第1項、第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の23第1項に規定する医薬品若しくは**医療機器**又は再生医療等製品であつて、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、**第23条の2の5第1項**（註：**医療機器**及び体外診断用医薬品の製造販売の承認）、第23条の2の17第1項（註：外国製造医療機器等の製造販売の承認）、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の**承認**又は第23条の2の23第1項の**認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。**

第68条の2 医薬品（第52条第2項に規定する厚生労働省令で定める医薬品を除く。以下この条及び次条において同じ。）**、医療機器（第63条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める医療機器を除く。以下この条及び次条において同じ。）又は再生医療等製品の製造販売業者は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、注意事項等情報について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。**

2 （略）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）（抄）

第228条の10の2 法第68条の2第1項（令第75条第14項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、**機構（註：独立行政法人医薬品医療機器総合機構）のホームページを使用する方法により行うものとする。**

2・3 （略）

【参考】関係法令等における規定②

○医薬品等適正広告基準（平成29年薬生発0929第4号）（抜粋） ※医薬品等：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品
第4（基準）

3 効能効果、性能及び安全性関係

（2）承認等を要しない医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

承認等を要しない医薬品等（化粧品を除く。）の効能効果等の表現は、医学、薬学上認められている範囲をこえてはならない。（後略）

○医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等（平成29年薬生監麻発0929第5号）（抜粋）

2（1）本基準のうち、「第4」の「1」から「3」までは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第66条第1項の解釈について示したものである。（後略）

第4（基準）（2）承認等を要しない医薬品等についての効果効能等の表現の範囲

（1）販売情報提供活動は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

効能効果等の表現が「医学、薬学上認められている範囲内」であるか否かの判断については、国内外の文献および専門家の意見などを参考にすること。

○医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン（平成30年薬生発0925第1号）（抜粋）

第1 基本的考え方

3 販売情報提供活動の原則

（1）販売情報提供活動は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

③ 提供する情報は、科学的及び客観的な根拠に基づくものであり、その根拠を示すことができる正確な内容のものであること。その科学的根拠は、元データを含め、第三者による客観的評価及び検証が可能なもの、又は第三者による適正性の審査（論文の査読等）を経たもの（承認審査に用いられた評価資料や審査報告書を含む。）であること。

○医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関するQ & Aについて（平成31年2月20日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課）（抜粋）

第1 3 販売情報提供活動の原則（1）

Q13 ③について、「第三者による適正性の審査（論文の査読等）を経たもの」とされているが、査読を経ていることが免罪符的に用いられ、科学的根拠が緩やかに解されてきた経緯を考慮すれば、査読を経たものであっても、「第三者」による客観的評価及び検証が可能なものでなければならぬと考えてよい。

A13 その理解で差し支えない。「論文の査読等」や「承認審査に用いられた評価資料や審査報告書」は、第三者による客観的評価及び検証が可能なものであることを前提として例示したものであり、第三者による客観的評価及び検証が可能とはいえない情報を提供することは認められない。

指定濫用防止医薬品の従来のネット販売の再開

指定濫用防止医薬品について、対面・ネット販売それぞれの良さを活かしつつ販売できるよう、従来のネット販売を再開すべき

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（2025年法律第37号）の一部が本年5月1日施行された。この法律の**改正事項**には、**濫用等のおそれのある医薬品（指定濫用防止医薬品）の販売に関する規制が盛り込まれており**、その対象として、風邪薬、咳止め、鼻炎薬、鎮静剤、痛み止めの一部など、**体調不良等の際に一般的に使用される多くの市販薬※が含まれている。**
 - ※ 対象市販薬の例：パブロン、ルル、ベンザブロック、ナロンエース、メジコン、ドリエル、トラベルミンなど
- そして、**濫用実態のある市販薬の入手経路としては対面販売の比率が圧倒的に高いにもかかわらず**、この制度改正により、**対面販売については履歴管理を求めないまま、ネット販売には対面との形式上の同等性が求められることとなり**、18歳以上の者への小容量の販売を除き、**ビデオ通話による服薬指導が義務付けられた**。また、18歳未満の者への大容量の販売については、対面販売・ネット販売ともに禁止されることとなった。
- しかし、ビデオ通話の導入はハードルが高く、**この法律の施行前の本年2月18日に新経済連盟が行った調査**では、**多くの医薬品ネット販売事業者より、指定濫用防止医薬品の販売を取りやめる意向**が示された。現に、その施行後、**当該医薬品のネットでの取扱い事業者数及び流通量は減少**している模様である。
- 濫用防止対策は必要である一方、**地方在住者を含む適正使用者による市販薬へのアクセスの確保も重要**である。今回の制度改正が、**濫用防止策としてどの程度効果があるのか**、また、**適正使用者による対象医薬品へのアクセスにどのような影響を与えるか**、医薬品販売事業者の取扱い状況や医薬品の市場価格の推移等も含めて**分析を行うべき。**
- その上で、**対面販売・ネット販売それぞれの良さを活かしながら指定濫用防止医薬品の販売を行えるよう、従来のネット販売を速やかに再開すべき。**

【参考】改正薬機法の概要

購入条件別の販売方法

18歳以上

- ✔ 小容量1個 → ネット販売可能 (※)
- 📺 大容量/複数個 → 対面/ビデオ通話のみ

18歳未満

- 📺 小容量1個 → 対面/ビデオ通話のみ
- ✖ 大容量/複数個 → 販売禁止

制度改正の重要ポイント

📺 対象医薬品

- ・対象医薬品の成分が増加（例：咳止めの一部、トローチ）
- ・「大容量」の基準は5日分超
（風邪薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬は7日分超）

⚠ ネット販売の大幅制限（対面orビデオ通話をしない場合）

- ・18歳未満は販売禁止、18歳以上も小容量1個を除き販売禁止
- ・年齢確認をしない場合はネット販売自体が不可に

(※) ネット販売は、年齢確認を行った上、18歳以上に5日分（風邪薬等は7日分）以下の用量の医薬品を1箱のみ販売可能。

暗号資産に係るレバレッジ上限の緩和

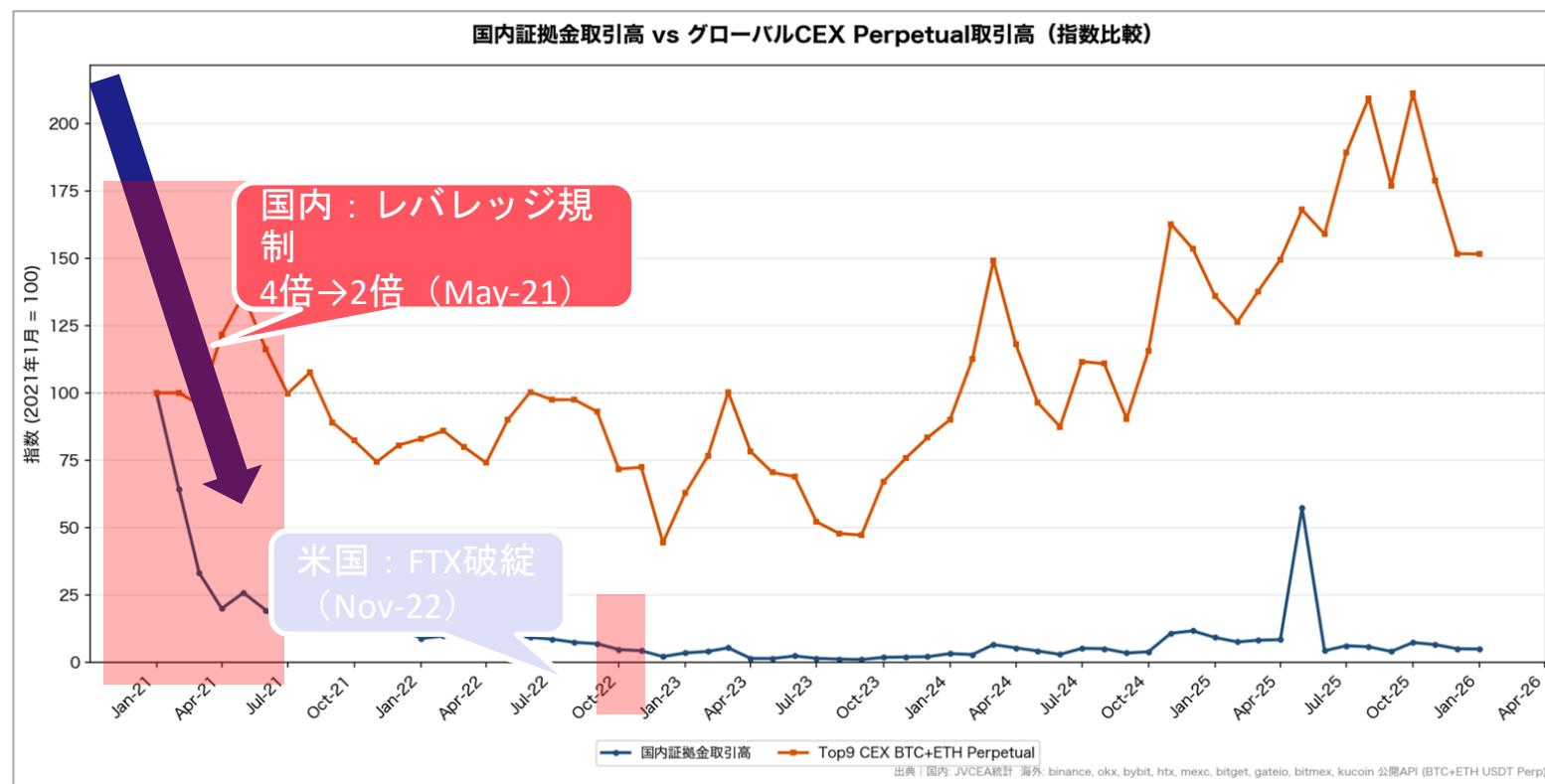
一律2倍とされている暗号資産に係るレバレッジの上限について、リスクに柔軟に対応しつつ、暗号資産の種類ごとの設定を可能とすべき

- 自主規制によりFX同様に25倍で運用されていた**暗号資産に係るレバレッジの上限**が、2019年10月に4倍、内閣府令の整備により**2021年5月には現行の2倍へと切り下げられたところ**、例えばビットコインの対日本円取引量はグローバルで約50%（2017年4月）から約1～3%（2023年4月）へと激減（「[暗号資産証拠金取引に係るレバレッジ改正要望](#)」2023年10月17日一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会）し、その後も**暗号資産証拠金取引高がグローバルでは右肩上がりで推移する中、国内では低迷を続けている**。

- 金融商品取引法（1948年法律第25号）にも位置づけられる※など、暗号資産はアセットクラスとして成長していることから、こうした低迷の裏で、**暗号資産証拠金取引の利用者は高リスクのオフショア市場に流出しているものと推定される**。

※ [金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律](#)（2026年法律第64号）の施行による。

- 暗号資産証拠金取引市場の健全性を取り戻し、かつ適切な保有・利用による**暗号資産の普及を促進するためにも、レバレッジの上限を、リスクに柔軟に対応しつつ、種類ごとに設定できるようにすべき**。



ライドシェアの全面解禁と自動運転の実装促進

移動におけるナショナルミニマムを確保するため、ライドシェアを全面解禁しつつ、自動運転の実装促進を図るべき

- 交通空白地帯が存在感を増すなど、構造的なドライバー不足等に起因する**移動の足に係る問題は深刻を極めている**。いわゆる**日本版ライドシェアが導入されてはいるものの**、内閣府規制改革推進室が本年5月・7月にまとめた調査※を踏まえても**問題の解決には至っておらず、現行の施策には制度的限界がある**。
※「移動実態に関する調査結果（生活者、旅行者）」（2026年5月）、「移動実態に関する調査結果（ホテル・旅館、飲食店）」（2026年7月）
- 供給過剰のおそれがある地域で供給が不足するなど、そもそも、**特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法**（2009年法律第64号）に基づく需給調整の仕組み自体が論理破綻に陥っている（「地域の足の確保とライドシェア推進に関する提言」2024年12月23日新経済連盟）。住民や来訪者への**適時適切な移動手段の提供はナショナルミニマムとして不可欠**であり、その解決に向けて**取り得る措置はすべて講じる必要がある**。
- **現状では海外で広く普及するライドシェアがこれを解決する最も有効な手段である**。「規制改革実施計画」（2026年7月21日閣議決定）において、「内閣府及び国土交通省は、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて…諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める」とされているが、新経済連盟では既に具体的な立法提案（「『ライドシェア新法』の提案」2018年5月8日）を行っている。昨年には国会でも**議員による法案提出**が行われており、**タクシー事業者以外の参入を認め、ドライバーへの業務委託を可能とし、デジタル時代の運行管理を導入すること等を盛り込む法律を一刻も早く整備し、その全面解禁を図るべき**。
- **そもそも、アメリカや中国が先行する自動運転サービスが導入されればこうした問題の根本的な解決につながる**。国土交通省の**自動運転社会実現本部**等で論点が示され、議論が進められているところ、「日本成長戦略」（2026年7月21日閣議決定）においても「**交通事故の削減、地域の足の確保、物流の輸送力不足の解消など**」を図ることのできる自動運転は「課題解決先進国として世界をリードする**戦略的投資領域として重要**」ともされていることから、**制度の設計や整備を早急に進め、その実装の促進を図るべき**。

08

施設運営関係

民泊市場の健全な育成のための民泊情報の管理・連携の強化

優良な民泊を保護し、民泊市場を健全に育成・拡大するため、住宅宿泊仲介業者等の側でも違法民泊を峻別して必要な対策を講じられるよう、官民双方での民泊に関する情報の管理・連携を強化すべき

- 「2030年の訪日客数6,000万人・消費額15兆円等の目標達成」（「[経済財政運営と改革の基本方針2026](#)」2026年7月21日閣議決定）や、「空き家の有効利用の促進」（「[住生活基本計画（全国計画）](#)」2026年3月27日閣議決定）を図るためにも、我が国における民泊市場の健全な育成や拡大は極めて重要である。
- しかしながら、住宅宿泊事業法（2017年法律第65号）等に基づく手続き等なしに営まれている民泊や、騒音等の迷惑行為等に対し適切な対応が迅速に行われない民泊（以下「**違法民泊**」と総称）が**一部で顕在化し**、地域によっては**住民生活に悪影響が生じるなど社会問題化しているところ**、これを受け、「[住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）](#)」（2026年7月15日健生衛発0715第1号・国不動第129号・観観産第78号）が発出されるなど、**現在、民泊規制の強化に向けた流れが加速している**。
- 他方、**民泊関連の条例をみると**、違法民泊のみならず、法令を遵守して適切に営業が行われている**優良な民泊までが対象とされてしまう**、エリア単位等での**一律の規制を課そうとする傾向**（P86参照）が散見される。行政による取締りに限界がある中でのこのような規制強化は、**結果として、違法民泊のみがはびこる事態へとつながりかねない**。
- **必要なのは、違法民泊を峻別し、即座に対応できる仕組みの構築である**。違法民泊を是正しつつ、優良な民泊を保護するためにも、政府により進められている**民泊制度運営システムの改修※等において**、その所在地で適用される規制など**民泊対象の住宅に係る各種情報を一元化するとともに**、API連携を図るなどして**民泊に関する情報の管理・連携を強化し**、行政のみならず、**民泊仲介サイトを運営する住宅宿泊仲介業者等の側でも自社が仲介等を行っている民泊について状況を把握し、必要に応じ対策を講じられるようにすることで**、**民泊市場の健全な育成を促進すべき**。

※ 観光庁「[令和7年度観光の状況・令和8年度観光施策](#)」（2026年7月10日）「[第Ⅲ部 令和8年度に講じようとする施策](#)」、「[国民の安全・安心のための取組（令和8年6月末時点）](#)」（[外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（第3回）](#)（2026年7月24日）資料2）ほか

➤ 具体的には、次の措置を講じるべき。

- ✓ 住宅宿泊仲介業者に対し、観光庁からは、住宅宿泊事業法に基づき届出が行われた住宅（以下「届出住宅」）等のデータが提供されるが、これには当該届出住宅の所在地に係る民泊関連の規制情報（区域規制、期間・曜日規制など。以下同じ。）が紐づけられていないため、民泊仲介サイトへの掲載に際し、サイト側で情報を突合するのに相当の支障が生じている。

各届出住宅の適切な掲載・運営を担保し、規制に抵触する事象等が生じた民泊に適切な対策を講じられるようにするためにも、行政の側で届出情報（所在地、住宅宿泊事業者の商号、連絡先など）と紐づけられた届出番号に更に規制情報を紐づけてデータベース化し、これらを一元的に管理しつつ、住宅宿泊仲介業者との連携を図るべき。

- ✓ また、不適法・不適切な営業を行う住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者の是正に向け、民泊仲介サービスを通じた当該事業者・業者に対する利用者の評価情報（レーティング等）に着目し、低評価の宿泊事業者・住宅宿泊業者等が自ずと明らかになることによる市場の自浄作用も活用すべき。
- ✓ その上で、こうした民間の取組から得られる情報や、個々の住宅宿泊事業者または住宅宿泊管理業者（以下「民泊運営事業者」）に係る行政に寄せられた苦情・行政処分の件数等を斟酌し、民泊運営事業者を公的に評価する制度を導入することで、民泊利用者や周辺住民が事業者の良し悪しを見分けられるようにするとともに、優良と評価された事業者が前述の一律的な規制について適用除外等の扱いを受けられるようにすべき。
- ✓ 加えて、各自治体がHP上で任意に開示している届出住宅に関する情報において、各届出住宅と当該届出住宅が受ける規制情報は直接紐づけられておらず、近隣住民等がそこで行われている民泊が適法か違法か容易に確認することは困難な状況にある。民泊運営事業者の情報やその連絡先が掲載されていない場合には、騒音等の迷惑行為の是正を求めることも難しい。

ついては、違法民泊を的確に捕捉し、民民での解決を促す観点からも、少なくとも、届出住宅の所在地に加え、当該所在地に係る民泊関連の規制情報、民泊運営事業者の情報やその連絡先について、一律での公表を促すべき。

➤ また、現在、関連する条例の規定内容やその運用において地域間の差が大きく、民泊運営事業者の全国展開やそれによるスケールメリットが働きにくい状況にある。優良な民泊運営事業者の事業の拡大により違法民泊を排除する観点からも、地域の実情を踏まえた対応と並行して、全国的な基準の明確化や優良事例の横展開を通じた条例やその運用の標準化を進めるべき。

＜参考＞

①運営事業者の駐在場所に関するルール（例）

	0分 ※建物内に常駐	徒歩10分以内	徒歩30分以内	10分以内	25分以内	30分以内
大都市部		大田区 (小中学校周辺)	大田区（その他）	千代田区、京都市		台東区、豊島区
その他	和歌山県 (集合住宅)	和歌山県 (戸建て住宅)			兵庫県	岐阜県

②事前周知の対象となる周辺住民の対象範囲（例）

	千代田区	豊島区	岐阜県	兵庫県
対象	敷地境界線から15m以内に存する建物の住民、所在地の地域関係者（町会等） ※努力義務	- 一戸建て：敷地境界線から20m以内に存する建物の住民 - 集合住宅：同じ共同住宅内の住民、当該共同住宅等の敷地境界線から20m以内の建物の住民 - 届出住宅が公道以外の私道等のみに接する場合：当該私道等に接する建物の住民	- 一戸建て：届出住宅の前後、両隣、斜め向かいの住民のほか、地元自治会等と相談 - 集合住宅：届出住宅と同一の階及び上下の同一位置にある住宅の住民のほか、管理組合等と相談 ※努力義務	地元自治会（事業予定住宅の所在地に属する自治会）に所属する住民

※各地方自治体の民泊関連のルールには、条例以外に、条例施行規則やガイドラインに規定されているものも存在

【参考】条例における関係規定の例

○千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例（平成30年3月13日条例第1号）（抄）

（住宅宿泊事業の実施の制限）

第6条 法第18条の規定に基づき、**家主居住型**に係る住宅宿泊事業は、**次に掲げる区域**において、**日曜日の正午から金曜日の正午までの間、その実施を制限**する。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区のうち、**文教地区**として定められた区域
- （2）都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、**ホテル又は旅館の用途**に供するための建築物の建築が制限されている区域
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校**の敷地境界線**からおおむね100メートル**の範囲内
- （4）子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号）で定める**保育等施設**（前号の幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く。）の敷地境界線**からおおむね100メートル**の範囲内

2 法第18条の規定に基づき、**管理者常駐型及び管理者駆け付け型**に係る住宅宿泊事業は、**次に掲げる区域**において、**全ての期間、その実施を制限**する。

- （1）**前項各号に掲げる区域**
- （2）**人口密集区域**（人口が密集しているものとして、別表に定める町丁の区域をいい、前項各号に掲げる区域を除く。）

3 届出住宅を構成する建築物の敷地が前2項に定める区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半がこれらの区域に属するときは、当該敷地はこれらの区域にあるものとみなして、前2項の規定を適用する。

○大田区住宅宿泊事業法施行条例（平成29年12月15日条例第45号）（抄）

（制限する区域等）

第2条 法第18条の規定により**住宅宿泊事業の実施を制限する区域**は、**次に掲げるとおり**とする。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる**第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域**
- （2）都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区のうち、**文教地区**及び**特別業務地区**
- （3）都市計画法第8条第1項第13号に掲げる**流通業務地区**
- （4）都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画のうち、大田区平和島地区地区計画、大田区東海三丁目地区地区計画、大田区田園調布地区地区計画、田園調布多摩川台地区地区計画及び大森西七丁目地区地区計画
- （5）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**小学校及び中学校**の敷地の**周囲100メートル以内**の区域

2 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の敷地が、前項の規定により制限を受ける区域の内外にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

3 **第1項第1号から第4号までに掲げる区域**での住宅宿泊事業の実施は、**全ての期間、これを制限**する。

4 **第1項第5号に掲げる区域**（前項に規定する区域を除く。）での住宅宿泊事業の実施は、**月曜日の正午から金曜日の正午までこれを制限**する。

5 前各項の規定は、法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合において営まれる住宅宿泊事業については適用しない。

二地域居住者の生活拠点における旅館業法上の許可等の免除

二地域居住者の生活拠点を確保するため、二地域居住先の自治体で登録を受けた者の滞在先については旅館業法に基づく許可等について不要とすべき

- 二地域居住者が二地域居住先において活動を行うにあたり、賃貸借の形はとらずに**現地の空き家等に有償で滞在し**、これを当該二地域居住者及びその家族の生活拠点とするケースも想定される。
- 他方、空き家等をこのように有償で提供する行為は旅館業法の「**旅館業**」に該当し得るため、保健所により**そのように判断された場合**、その提供者に「**旅館業**」の許可を受ける義務が生じるとともに、清掃など**宿泊者の衛生に必要な措置や、宿泊者名簿を備えての宿泊者情報の記録等**を行うことも求められる。また、地域によっては宿泊税が課される可能性もある。
- 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームが本年5月27日付でとりまとめた提言において「**ふるさと住民登録制度**」を活用するとされているところ、**こうした登録を行った者やその家族が生活拠点として滞在するケースにおいては**、現地の空き家等の有償での利用提供にあたり、**旅館業法（1948年法律第138号）に基づく許可等を不要とすべき。**

○旅館業法（1948年法律第138号）（抄）

第2条 この法律で「**旅館業**」とは、**旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業**をいう。

2 この法律で「**旅館・ホテル営業**」とは、**施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業**で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「**簡易宿所営業**」とは、**宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業**で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「**下宿営業**」とは、**施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業**をいう。

5 この法律で「**宿泊**」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

6 （略）

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。（略）

2～6 （略）

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2・3 （略）

第6条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 （略）

市街化調整区域における廃校の活用の促進

都市計画法上の特例措置等を講じ、市街化調整区域で生じた廃校のオフィス等としての活用を促進できるようにすべき

- 市街化を抑制するために設定される**市街化調整区域であっても**、病院、福祉施設、**学校、庁舎等の公益施設であれば整備（開発行為）が可能**であり、2007年11月30日※より前は、都市計画法（1968年法律第100号）第29条の許可（開発許可）すら不要であった。
※ 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（2006年法律第46号）の施行日
- 現在、学校の統廃合により**廃校が増加し、その再活用法が様々に模索**されている（「令和6年度廃校施設活用状況実態調査」2025年3月31日文部科学省）。しかしながら、市街化調整区域では**公益目的だからこそ整備することができた学校施設の公益目的外への転用は厳しく制限**されており、更地とする場合であっても、改めて開発許可が必要となるほか、その後その土地における開発行為には制約が課せられる。
- また、**他用途で使用する場合**、建築基準法施行令（1950年政令第377号）において学校では不要とされている**非常用照明**（第126条の4第3号）や**排煙設備**（第126条の2第2号）を**新たに設置する必要があるが**、構造上の制約もあり、これには**高額のコスト**がかかる。なお、家庭科室など既存の設備を利用する場合でも、転用後の用途によっては消防法（1948年法律第186号）や食品衛生法（1947年法律第233号）等への準拠も必要となる。
- こうした状況に鑑みると、**このままではその多くが手つかずのまま廃墟化**してしまう蓋然性が高い。しかし、国の事業により耐震補強がなされるなどして構造も堅固であるところ、これを**野晒しにしてその価値を棄損させ、外部不経済となることを放置するのは、経済的見地からも、また地域環境の維持の観点からも不合理**である。
- むしろ**これらを有効活用すべき**であり、少なくとも**オフィスであればそのままの環境で利用できる**と考えられる。いずれにしても、**最小限のコストで廃校を活用できるようにするためにも**、廃校後の施設の状況や利用形態等をみつつ、上記の設備を不要とするなど**都市計画法上の特例措置等を講じるべき**。

東京23区内に所在する大学の学部に対する収容定員規制の撤廃

イノベーションの源泉である大学の国際競争力、ひいては我が国の産業競争力や科学技術力等を減退させる要因になりかねない、東京23区内に所在する大学の学部に対する収容定員増を抑制する規制を撤廃すべき

- 教育・研究活動のグローバル化が進む中、我が国の大学も諸外国の高等教育機関との競争に晒されている。
- そのような中、進学による若者の東京流入を抑制すべきという地方の主張等を踏まえて制定された地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（2018年法律第37号）により、現在、来年度末（**2028年3月末**）までの時限措置として、**東京23区内に所在する大学の学部において定員増が抑制**されている。

※ なお、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令の施行について（通知）」（2023年6月9日府地事第386号・5文科高第386号）により、「**高度なデジタル人材**」の育成を目的とする**理学・工学関係の学部等**については**次の特例**が定められているものの、**7年以内に大学全体の定員を元に戻さなければならない**ほか、「**DXを学ぶ文系学部**」などは**定員増の対象外**とされるなど、厳しい要件が設定されており、活用は難しい。

- ・ 既存の学部・学科を削減しつつ、その削減数内で実施（スクラップ・アンド・ビルド）するものであれば、**学部・学科等の新設**が可能
- ・ AIやデータサイエンス、DXを担う「**高度なデジタル人材**」を育成する**学部・学科**であれば、**定員増**が可能
- しかし、これはいわば**国策により立地のみを理由に進学における選択肢や大学の主体的な経営・改革の自由を制限するものであり**、実際、該当する大学では**データサイエンス等の成長分野に関する学部の新設、文理融合を目指すキャンパスの再編などが妨げられている**。その一方、地方における自県就職率の向上や地方大学への進学率増加といった、**この規制が期待する効果は確認されていない**（次頁参照）。
- 10年間の時限措置であり、上記のとおり**期限は来年度末とされ、現在その延長について議論が行われているが**、東京23区には国内有数の大学が集まるところ、これらにおける人材育成や知財創出の妨げとなり、**国内の大学の国際競争力、ひいては我が国の産業競争力や科学技術力等を減退させる要因になりかねない本規制は速やかに撤廃すべき**。

【参考】東京23区の大学における定員増を抑制する規制による影響・効果

【23区の大学の声】

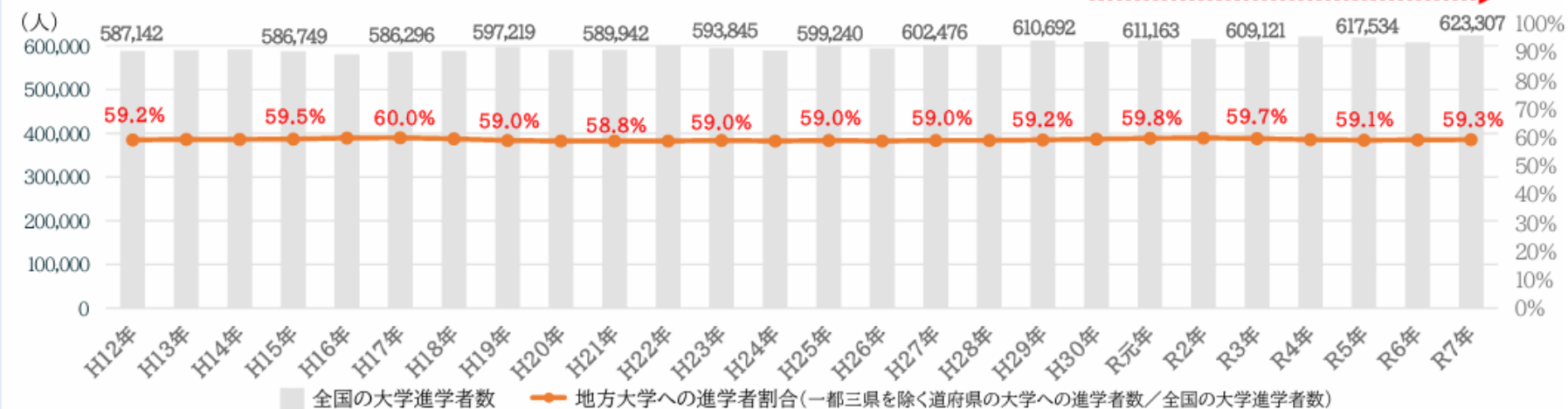
⇒大学改革に支障が生じているという声あり

- データサイエンス関連の学部新設を構想しているが、**既存学部の定員の削減がネック**となり実現できずにいる。
- 規制があることで、**文理融合で社会課題を学ぶ学部**の**23区内のキャンパスへの新設を断念**し、23区外のキャンパスに設置したが、学生の受け入れが難航している。
- 規制により定員を増やすことができず、**定員増による収入増加が見込めない**ため、新たなカリキュラムを作ろうとしても、教員の採用や設備投資がしづらい。

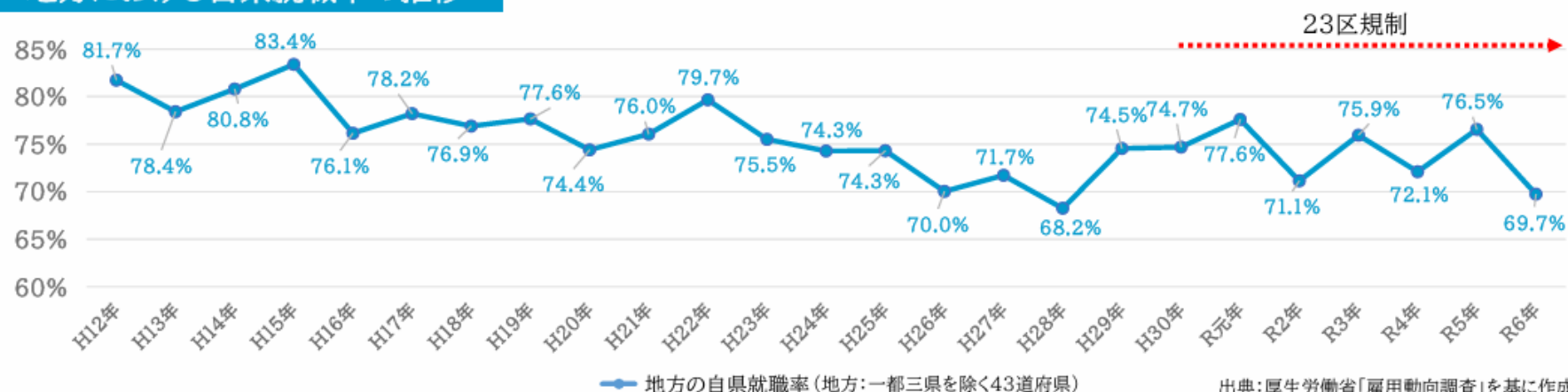
等

【地方大学への進学率・自県就職率】⇒共に規制による効果は見られず

地方大学への進学者割合の推移



地方における自県就職率の推移



【出典】東京都『東京23区の不合理な大学定員規制』ファクトシート（2026年6月）

株式会社立の通信制高等学校における運営環境の改善

構造改革特区制度を活用して株式会社が運営する通信制高等学校においても、その公益性に鑑み、学校法人が運営する通信制高等学校と同様に、

- ①通学形式で実施される面接指導（スクーリング）や試験について、特区の区域外にある施設でも行えるようにするとともに、学校設置者の種類を問わず、進展するデジタル技術に照らし実施可能なものはオンラインで行えるようにすべき
- ②税制優遇等の財政上の特例措置を受けられるようにすべき

- 構造改革特別区域法（2002年法律第189号）の規定により、学校教育法（1947年法律第26号）の特例として、株式会社による学校の設置が認められているが、これに基づき**株式会社が設置した通信制高等学校**においては、認定計画に記載された**構造改革特区の区域外での面接指導等の実施が禁止**されている（「[構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）](#)」2017年1月27日府地事第78号・28文科初第1401号）。
- しかし、**面接指導等の本質はどのような指導や学力考査等が行われるか**であって、学校側が必要な水準を担保することができるのであれば、その実施場所まで問われるべきではない。**学校法人が設置する通信制高等学校にはこうした制約はなく**、1校あたり14.3の面接指導等実施施設、23.1の学習等支援施設が設けられている（「[私立通信制高等学校実態調査（報告書）](#)」2026年1月23日全国私立通信制高等学校協会）ことから、法に基づく高等学校教育という公益性に鑑みても、これらと**同様に、域外の施設における実施も認められるべき**。
- また、コロナ禍での遠隔教育の実績や昨今のオンライン面談の普及等を踏まえると、面接指導や試験についても実技や実験等を伴うものを除きオンラインで実施できるはずであり、**設置者が株式会社であるかを問わず**、可能なものはオンラインで行えるようにするなど、**その実施にあたりアナログからの脱却を広く進めるべき**。

- 加えて、私立学校ではないため私学助成金が受けられなかったり、構造改革特別区域法において財政的支援の対象としないための読替え規定が置かれていたり、株式会社が設置する通信制高等学校は財政面でも厳しい環境に置かれている。
税制面においても、収益事業ではない教育活動からの収入にも法人税が課されるほか、学校法人に対し認められている営利事業に係る法人税の軽減税率や不動産取得税、固定資産税等の非課税措置、個人による寄付金に係る控除や法人からの寄付金に係る損金算入等を受けることができない。
- 株式会社自体は営利企業ではあるものの、経理を区分するなどして**学校法人が設置する通信制高等学校と同様の運営を行っている場合**においても同様の措置を受けることは、**運営費の工面等を通じ、そこで学ぶ生徒にも不利益が及びかねない。**
- ついては、**厳格な区分経理等を行う等の条件の下では、株式会社が設置する通信制高等学校においても、学校法人が設置するものと同様の財政上の優遇措置が受けられるようにすべき。**

09

設備運用関係

再エネ併設蓄電池の電力系統への接続の早期化

発電設備や蓄電設備の電力系統への接続手続きが長期化する中、既に電力系統に接続された太陽光発電設備に併設される蓄電池について、当該電力系統への接続を早期化するための措置を講じるべき

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの出力制御が全国に拡大している中、エネルギー安全保障の確保の観点からも、余剰電力の最大限活用に向けた蓄電池の増設は急務である。
 - 発電設備及び蓄電設備（発電設備等）の電力系統への接続に際しては、これを希望する事業者が一般送配電事業者または配電事業者（一般送配電事業者等）に「接続検討」を申し込み、当該一般送配電事業者等が、アクセス線のルート選定などを行う「技術検討」を踏まえ、3か月以内に回答することとされている（[電力広域的運営推進機関HP](#)）。
- 一方、現状では、系統用蓄電池を中心とする「接続検討」の申込みが急増しており、回答までに期間を1～2年要している。
- 既に電力系統に接続されている太陽光発電設備に蓄電池を併設する場合も、発電設備等の新設時等と同様に「接続検討」が必要とされており、同じく1～2年程度の待機が発生している。

しかし、当該蓄電池（再エネ併設蓄電池）のうち、

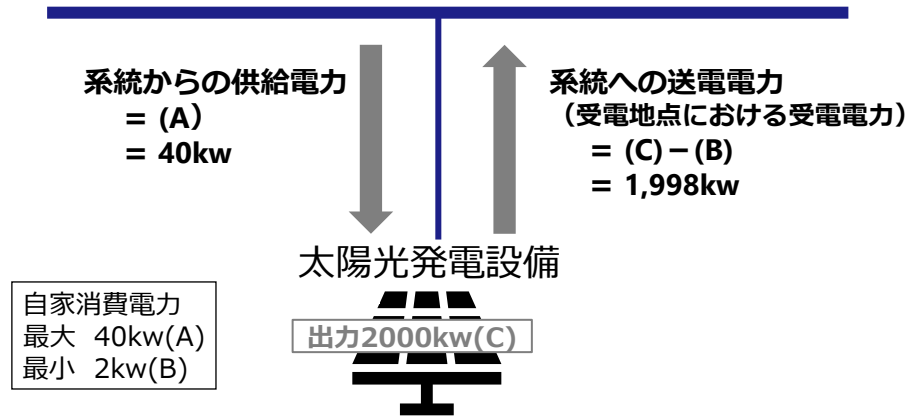
- ・ **電力系統への送電電力の最大値が既設の太陽光発電設備の設置の際の「接続検討」で承認された値を超えず、**
（併設される蓄電池との送電電力の合計を既設の太陽光発電設備が承認を受けた際の送電電力の最大値以下となるよう制御）
- ・ **電力系統からの、当該蓄電池への充電を目的とする電力供給を伴わないもの**
（併設される蓄電池への充電は太陽光発電設備の余剰分のみで実施）

については、電力系統への影響は既設の太陽光発電設備の「接続検討」で承認された範囲内にとどまるところ、これに大きな影響を及ぼす系統用蓄電池を併設する場合の「接続検討」と同等の審査を課す必要性は乏しい。

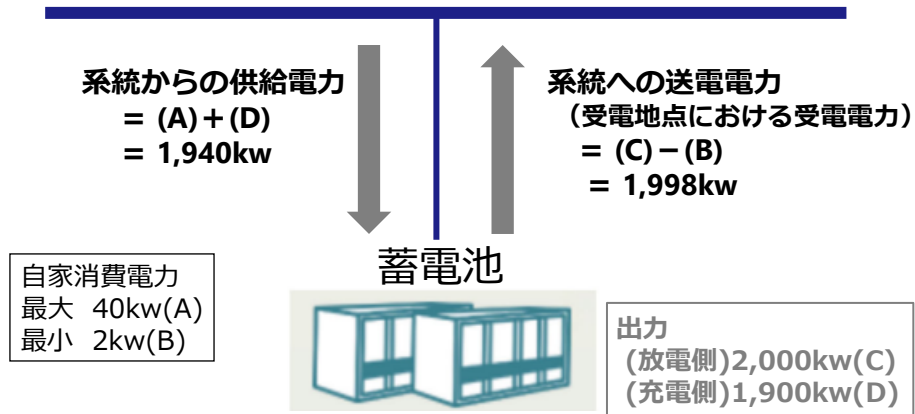
- こうしたことを踏まえ、**上記の条件を満たす再エネ併設蓄電池については、「接続検討」における待機を回避すべく審査を別ルートとするなどし、早期に電力系統に接続できるよう措置すべき。**

【参考】電力系統への影響（イメージ）

太陽光発電設備の新設

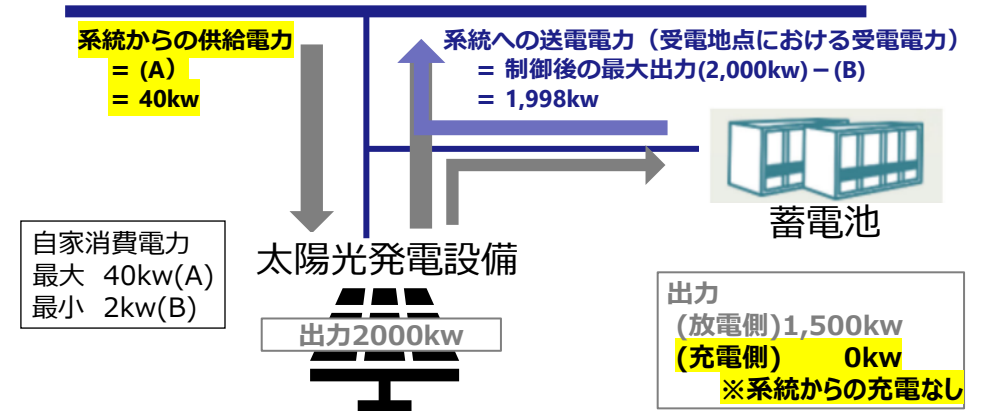


(参考) 系統用蓄電池の新設



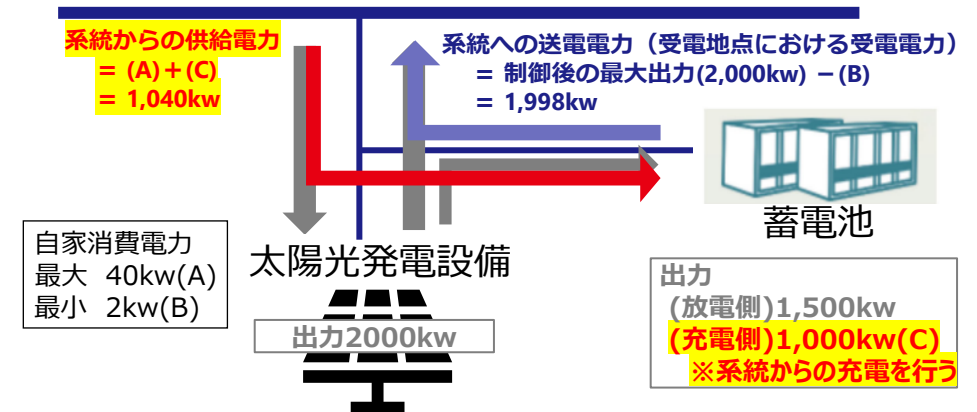
既設太陽光発電設備への再エネ併設蓄電池の追加

系統から蓄電池への充電を行わず、系統への送電電力を制御する場合は、
系統への影響は限定的（既設太陽光発電設備の受電電力・供給電力の範囲内）



既設太陽光発電設備への系統用蓄電池の追加

系統からの蓄電池への充電を新たに行う場合、仮に系統への送電電力を制御したとしても、
系統への影響は大きい（既設太陽光発電設備の供給電力の範囲外）



※ 電力広域的運営推進機関（OCCTO）HPに掲載されている「[系統アクセス手続きで用いる様式集](#)」のうち、
接続検討申込書の「[一般送配電事業者・配電事業者＞記載例（太陽光・蓄電池・蓄電池併設）](#)」に掲載の数字例を参考に、新経済連盟にて作成

火を使用しない環境に対応するための厨房設備に関する基準の見直し

厨房設備に関する基準について、火を使用しないため排気を必要としない設備に見合う装置にも対応したものとするとともに、条例ベースでの市町村の独自判断に委ねるのではなく統一化を図るべき

- 市町村が消防法に基づき「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」を条例（火災予防条例）で定める際に参照される「火災予防条例（例）」（1961年自消甲予発第73号。当時は「火災予防条例準則」。）における**厨房設備に関する規定は**、油脂の付着等に起因する「**ダクト火災を防止するために必要な構造等の基準**」として**整備されたもの**（「火災予防条例準則の一部改正について（通知）」1991年消防予第198号）。
- このため、条例で定められる当該**構造等の基準では**、火の使用を所与のものとし、**厨房設備には排気ダクト及び天蓋が附随することが前提**とされている。しかし、**現在は電磁調理器が普及しており**、これにより調理を行う場合、火を使用しないことから**一酸化炭素が排出されないため**、そもそも排気を要しない。つまり、少なくとも**排気ダクトを設置する必要はない**。
電磁調理器を使用する際にも油脂やにおい等が発生するが、空気清浄機と同様に、これらを除去し、**空気を室内で循環させる**、**天蓋とは異なる装置も開発され**、**無用な排気を行うことなく安全に調理を行うことが可能**となっている。
- こうした環境が整っているにもかかわらず、火を使用しない厨房設備にも排気ダクトや天蓋の設置が求められることがある。
しかし、**排気はむしろ室内の空調効率を下げる要因**ともなっており、通常であればエアコン1台で十分な広さの厨房においてこれを3台要するとの声もあるなど、**エネルギー効率に悪影響を及ぼしている**。加えて、無用な排気及びこれに伴うエアコンの過度の稼働は室内外で気圧に大きな差異をも生じさせる。
- また、条例ゆえ**基準の詳細な設定は各市町村に委ねられている**ほか、そこで定められる**基準の運用も各地の消防署の担当者の判断次第**という状況にある。**ある時期にある自治体で許可された装置が、別な時期あるいは他の自治体で同様に許可される保証が全くない**ことも、事業者にとって事業運営上の大きな障壁となっており、実際、全国どの自治体のエリアでも受け入れられる設備・装置を生産・提供できない事例が生じている。

➤ 火を使用しない厨房設備の設置は、本来、脱炭素の文脈からも推奨されるべきである。合わせて排気から空気の循環への転換を進めることで、エネルギー効率の改善にもつながることから、これを一般化させるためにも、**次の措置を講じるべき**。

- ✓ 排気ダクトや天蓋とは異なる、**火を使用しない厨房設備の使用を前提とした、調理の際に生じる油脂やにおい等を除去して空気を室内で循環させる装置に関する基準の整備**
- ✓ **時期や地域の違いにより許可の判断に差異が生じないようにするための、当該基準の全国統一化**。なお、将来的には、ガス機器において一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）により実施されている**JIA認証**のような、ノウハウの蓄積された専門の民間機関による認証制度を導入すべき。

【写真右】消防署の許可が下りない一部の地域を除き大手コンビニチェーンの店舗で広く使用されている、循環型換気フードと電磁調理器（フライヤー）の一体型設備のサンプル。油脂等が除去された空気は上部の換気口より室内に還元される。

【写真下】海外で販売されている中国製循環型換気フード（[KLEANLAND社サイト](#)より）。海外ではこうした製品が普及。



SPECIALLY DESIGNED FOR COMMERCIAL KITCHEN

- ① Stage 1 Filtration
- ② Stage 2 Filtration
- ③ UV Odour Eliminator
- ④ Exhaust Fan with Selectable Discharge Outlet
- ⑤ SUS Light Weight Deflector Plate
- ⑥ Digital Control Panel
- ⑦ Perforated Prefilter



公開空地でのキッチンカー展開の促進

災害時にも重要な役割を果たすキッチンカーの展開を促進するため、街角の公開空地での営業が広く認められるようにするとともに、単一の許可で全国での飲食店営業を行えるようにするよう、全国統一のルールを整備すべき

- **キッチンカーなど**、客がサービスの提供される場所に移動するのではなく、事業者が客の集まる場所に移動してサービスを展開する、**移動型の店舗・サービスが拡大している**。事業者側は初期投資や人手を抑えることができるほか、災害時に活用可能であることから、国も一定数の登録を目指している（「[第1次国土強靱化実施中期計画](#)」2025年6月6日閣議決定）。
- 東京ではビル一角の公開空地で恒常的にその姿を見ることができる一方、**他地域の公開空地ではその進出が進まない**。
- その原因として、**第一に**、建築基準法（1950年法律第201号）第59条の2を根拠とする「[総合設計制度](#)」の運用面での課題があげられる。同制度は、一定規模以上の建築物について、「敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）」を設置するなどして環境の整備改善を図り、特定行政庁※の許可を得ることで、その建築物の容積率や高さの制限、斜線制限を緩和できるようにするもので、これにより公開空地の整備も進んでいる。

※ 建築主事を置く市町村の長または都道府県知事

- 他方、**公開空地の利用に関するルールについて法令には定めがないため、一部の自治体が「総合設計制度」の取扱いに関する基準を条例で定め、その細目等において当該ルールを設けるなどしているが、その多くで、イベント等の地域に賑わいをもたらす活動など、あくまで公共公益のための行為に限り、一時的な占有・使用を認めるものとされている**。つまり、基本的には公開空地で**営利目的の活動を恒常的に行うことができない状況にある**。
- このような中、東京都では、例外として「[東京のしゃれた街並みづくり推進条例](#)」（2003年条例第30号）に基づき登録された**まちづくり団体による地域まちづくり活動のための活用を認めており**（「[東京都総合設計許可要綱実施細目](#)」2010年22都市建企第531号）、これに基づき**当該まちづくり団体による運営管理の下でキッチンカー等の営業が行われている**。
- 名古屋市を除きこうした緩和の動きは見られず、ルール未整備の自治体もある中、災害対応車両としての普及を拡大するためにも、**その展開を促進すべく、公開空地でのキッチンカーの営業を認める全国統一のルールを整備すべき**。

- また、キッチンカーで営業する上では、食品衛生法（1947年法律第233号）第55条第1項の規定により、都道府県知事または保健所を設置する市もしくは特別区の長より営業許可も受けなければならない。**営業エリアが複数の都道府県・市・特別区（以下「都道府県等」）の区域にわたる場合にはすべての都道府県等で「飲食店営業（自動車）」の許可を取得しなければならず、これも、モビリティを生かして広域でキッチンカー営業を行おうとする事業者の負担となっている。**
- 厚生労働省は、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（2019年12月27日生食発1227第2号）を発出し、**都道府県等の間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制等の調整が行われていることを前提に、1つの営業許可をもって複数の都道府県等の区域でキッチンカー営業を行うことができることを明示したものの、その後実際に当該運用が行われているのは大阪府と和歌山県の間のみ**に留まる。
- この問題は内閣府規制改革推進会議でも扱われ、「規制改革実施計画」（2025年6月13日閣議決定）において、厚生労働省は、昨年度中に、**この大阪府と和歌山県の間的事例を横展開すること等とされた。**これに基づき、**同省は本年3月、「自動車を用いた飲食店営業に関して複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能とする事例について」**（2026年3月27日健生食監発0327第3号）を発出し、**当該横展開を奨励しようとしている。**
- 本件も、その調整や実施が各都道府県等に委ねられているところ、**成功事例を横展開しようとするのであれば、むしろそこでの調整内容を標準化して全国統一のルールとして整備し、**災害時にも頼りとなる、モビリティを強みとするキッチンカーの性質を生かせるよう、**単独の営業許可により全国各地で営業できるようにすべき。**
- そして、**これら2つのルール整備により、災害時にどこにでも駆け付けられる足場ともすべく、全国のあらゆる公開空地でのキッチンカーの展開を促進すべき。**

【参考】条例や細目等における関係規定の例①

【東京都】

○東京都総合設計許可要綱実施細目（平成22年8月31日22都市建企第531号・最終改正令和6年3月29日5都市建企第1378号）（抜粋）

第24 公開空地等の一時占用等

1 公開空地等の一時占用

(1) 次のアからウまでに掲げる基準に適合するものについては、公開空地等を一時占用することができる。

ア 行為

次のいずれかに該当する行為であること。ただし、営利目的で行う行為を除く。

(ア) 地域の活性化に寄与する行為

(イ) 許可を受けた建築物、その敷地内にある工作物等に係る建設行為又は管理行為

(ウ) その他の公共公益に資する行為

イ・ウ （略）

2 公開空地等の活用

(1) 以下に掲げるものは、1の規定にかかわらず、公開空地等を活用することができる。

ア 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第39条に基づき登録されたまちづくり団体による地域まちづくり活動

イ （略）

(2)～(4) （略）

○東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年3月14日条例第30号）（抄）

（まちづくり団体の登録）

第39条 知事は、個性豊かで魅力のある街並みの形成を促進するため、この条例に基づき街並み景観づくりその他の地域の特性をいかし魅力を高める規則で定めるまちづくり活動（以下「地域まちづくり活動」という。）を主体的に行う団体をまちづくり団体として登録するものとする。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、次条第1項の規定により拒否する場合を除き、規則で定めるところにより登録簿に登録し、当該団体にその旨を通知するものとする。

一 団体が実施しようとしている活動が、地域まちづくり活動に該当すると認められるとき。

二 団体が特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人格を有するとき。

三 その他地域まちづくり活動の内容に応じて規則で定める要件に該当するとき。

4 前項の規定による登録の有効期間は、3年とする。

【参考】条例や細目等における関係規定の例②

【名古屋市】

○名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕（令和5年2月名古屋市住宅都市局）（抜粋）

第一章 総則

第2. 定義

（1）オープンスペース

「第3. 対象制度」の各号に掲げる制度により、本基準を適用する建築物の敷地内に整備される空間のうち、市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間をいう。

（2）～（7）（略）

第3. 対象制度

（1）・（2）（略）

（3）建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計制度

（4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく総合設計制度

（5）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく総合設計制度

（6）（略）

第三章 運営基準

2. 活用基準

オープンスペースは、以下の基準により、その一部を占有して活用することができる。

（1）活用内容

次のいずれかに該当するものであること。

①憩いや安らぎ、交流や賑わいを生み出し、まちの魅力・活力の向上に寄与するもの

②公共公益に資するもの

（2）活用形態

活用の形態を以下のとおり区分すること。

①同一の活用者による常設的な活用（以下「常設活用」という。）

②不特定の活用者による一時的な活用（以下「一時活用」という。）

（3）・（4）（略）

【参考】条例や細目等における関係規定の例③

【仙台市】

- 仙台市総合設計制度取扱い基準（仙台市都市整備局建築宅地部建築指導課）（抜粋）
（公開空地の一時使用）

第24 公開空地は、原則として他の目的に使用してはならない。ただし、公共公益に資する行為、建築物等の維持管理のために必要な行為、地域の活性化に寄与する行為等についてはこの限りでない。

2 （略）

【横浜市】

- 横浜州市街地環境設計制度（昭和48年12月（令和8年4月改正）横浜市）（抜粋）

第5章 公開空地の一時使用

1 次に掲げる基準に適合するものについては、公開空地を一時占用して使用することができるものとする。

（1）使用する場合

次のいずれかに該当するものであること。

- ア 賑わいの創出や憩いの空間形成等、地域のまちづくりに資するもので市長が認めた行為（略）
- イ 短期間のイベント、コンサートなど地域の活性化に寄与すると認められる行為
- ウ 建築物又は公開空地の維持管理のための修繕工事及びそれに伴う仮設工事、その他の管理行為
- エ その他公共公益に資する行為

（2）（略） 2・3 （略）

【大阪市】

- 公開空地等の維持管理について（大阪市計画調整局建築指導部建築企画課）（抜粋）

6. 公開空地の一時占用について

（前略）整備された公開空地は原則として他の目的に使用することはできません。ただし、営利を目的とせず、かつ、次のいずれかに該当する一時的な占用行為又は地区計画の区域内において別途定められた公開空地の占用に関する基準、ガイドライン等に適合する占用行為であって、市長がこれを承認する場合についてはこの限りではありません。

- ア イベント、リクリエーション活動など地域の活性化に寄与する行為（具体例：町会の催し、ミニコンサートの実施など）
- イ 当該敷地内施設の維持管理のために必要な行為（具体例：マンションの改修工事に伴う仮囲い設置など）
- ウ その他の公共公益に資する行為（具体例：公共的自転車駐車場の設置など）
- エ 屋内に設けられる公開空地の場合で、管理上必要とされる深夜等における閉鎖行為

トレーラーハウス導入促進のための制度の見直し

災害時にも活用できるトレーラーハウスの導入を促進すべく、制度面においても必要な見直しを行うべき

- 「**国土強靱化計画**」（2023年7月28日閣議決定）において「**トレーラーハウス、コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等…被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図る**」とされるなど、住宅や宿泊施設、店舗など様々な用途で重宝されるトレーラーハウスは、自律分散型インフラとしての活用のみならず、災害時にも活用できることから、**その導入を促進することは重要である。**
- こうしたことから、「災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度を創設し、平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする」とともに、2030年時点で1,000台にするという**登録車両数の目標が掲げられている**（「**第1次国土強靱化実施中期計画**」2025年6月6日閣議決定）。
- これを実現するためにも、「随時かつ任意に移動できる」かどうかの**判断基準を明確化するなど、自治体ごとに割れる判断を統一化できるよう制度面でも必要な見直しを行い、トレーラーハウス導入促進のための環境整備を図るべき。**

【参考】トレーラーハウスの取扱い

※【参考】[神奈川県ホームページ](#)より

	車両	建築物
定義	右記の定義に該当しないもの ➤ 随時かつ任意に移動できる かどうかポイント	日本建築行政会議の定める「車両を利用した工作物」の定義 ※に該当するもの
法定耐用年数 （償却期間）	4年（「車両」扱いの場合）	31年（「建物」扱いの場合） ➤ 「器具備品」に該当するコンテナは7年
税目	自動車税	固定資産税
環境整備として 必要なこと	国税庁による、トレーラーハウスの「車両」としての扱い及び法定耐用年数に関する 統一見解 の表明	法定耐用年数の短縮 （任意で移動可能な「器具備品」に該当するコンテナと同程度に）

10

医療・介護関係

電話再診の位置づけの明確化

診療報酬では認められているものの医療法上の位置づけが不明確な電話再診について、一定の条件では確実にこれを行えるよう位置づけを明確化すべき

- 診断書や処方箋は、医師の診察なくして交付はできないこととされている（医師法（1948年法律第201号）第20条）。
- 他方、診療は直接対面して行われることが基本とされてきたところ（「[情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について](#)」1997年健政発第1075号）、**コロナ禍においては、「非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によって活用される**よう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する」（「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策](#)」（2020年4月7日閣議決定）**よう措置**され、これに基づき、初診からこれを行うことができるようルール（「[新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて](#)」2020年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課）が定められた。
- このように解釈により運用されてきた**遠隔診療について**、本年4月1日からは**医療法に位置付けられている※**が、「映像及び音声の送受信」（第2条の2）と定義されたことから、**対象はオンラインによる診療のみ**と解される。
※ [医療法等の一部を改正する法律](#)（2025年法律第87号）の施行による。
- 他方、「[医科診療報酬点数表に関する事項](#)」（「[診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）](#)」（2026年3月5日0305保医発第6号）別添1）により、**診療報酬において、再診以降であれば、電話による場合であっても、「治療上の意見を求められた場合に、必要な指示をしたときには、再診料を算定できる」とされている。**しかしながら、上述のとおり**医療法上の位置づけは不明確**な状況にある。
- AGA等の進行性のある症状、月経困難症等の慢性的な症状では服薬の継続が重要であるところ、映像を併用しての服薬指導には抵抗を感じてしまう患者が一定数存在することから、こうした**特定のケースにおいては、一定の条件の下で電話での再診が認められることを明確化すべき。**

精神療法におけるオンラインでの診療に関する規制緩和

精神療法におけるオンライン診療で課されている

- ①処方上の制約を撤廃すべき
- ②患者への精神保健福祉に携わる専門職の陪席を不要とすべき

- 診療所が少ないため予約が取りにくい地域や診療所が存在しない地域に住む患者、引きこもり等の症状により外出が難しい患者等に対しては、対面での診療が困難なことから、薬剤の処方を含め、診療を初診からオンラインで行わざるを得ない。
- しかし、一昨年6月21日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」において「オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する」とされたにもかかわらず、**厚生労働省の「[オンライン診療の適切な実施に関する指針](#)」（2018年3月策定・2026年4月一部改訂）では向精神薬等について初診での処方が禁止され、「『[オンライン診療の適切な実施に関する指針](#)』に関するQ & A」（2018年12月作成・2026年4月最終改訂）において、2度目以降の診療（再診）もオンラインで実施した場合の処方も初診と同等に扱うことが妥当とされている。**対面の診療で向精神薬の処方を受けていた患者が上記の地域に転居し、オンライン診療に切り替えた場合であっても、その初回は初診の扱いとなるため、以前の処方を継続して受けることはできない。
- その理由として、オンラインでは症状の把握が難しいことや濫用等の懸念があげられているが、少なくとも**再診の患者についてはオンラインでも状態を把握等できることからこうした制約を撤廃すべき**であり、**最低限、対面での診療を行った医療機関からの紹介状を持っている場合には向精神薬の処方を可能とすべき。**
- 加えて、**[本年度の診療報酬改定](#)**において、医療DXや地域包括診療等の見直しの観点から**処方薬の把握や管理の手段における電子処方箋システム**の活用が盛り込まれ、当該システムにより**重複投薬等のチェックを行うことも可能となったことから、これを活用する場合には、オンラインでの初診・再診のいずれにおいても向精神薬の処方を行えるようにすべき。**

- また、昨年5月28日に公表された「[規制改革実施計画のフォローアップの結果について](#)」において「『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における情報通信機器を用いた精神療法の活用に向けた研究』の成果も踏まえた上で検討会での議論を継続し、令和7年までの新たな指針の策定・公表に向けた検討を進めていく」とされたことを受け、同年12月26日に厚生労働省は「[情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針](#)」を取りまとめたが、ここでは、**オンライン診療時、患者への「精神保健福祉センター、保健所及び市区町村の医師、保健師、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理士等の精神保健福祉に携わる専門職」の陪席が求められている。**
- しかし、引きこもり患者の場合は**家族であっても遠ざけられるケース**が多く、このような患者への介助者の陪席は実際には困難である。また、地域によってはこうした**専門職員が患者の近隣にいなかったり、いたとしてもオンライン診療のために患者の元へ訪問する余裕がないケース**もある。上記指針は、事実上、こうしたケースにおいて患者の精神療法へのアクセスを**閉ざすもの**となっている。
- 何より大切なことは、医師が患者にアクセスし、対面での診療に誘導できるまで状況を改善させることにある。
- ついては、「英米等においては初診精神療法をオンライン診療で実施」され、また、「精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されている」こと（「[規制改革実施計画](#)」2024年6月21日閣議決定）等をも踏まえ、**初診を含め、精神保健福祉に携わる専門職による介助を伴わずに医師が直接診療を行う形式（D to P型）でのオンラインでの精神療法を認めるべき。**

在宅でのD to P with Nにおける看護師による医薬品の保管・運搬の解禁

在宅患者に対し行われるD to P with Nにおいても調剤が可能となるよう、看護師による医薬品の保管・運搬を訪問診療や往診の際にも行えるようにすべき

- 従来、患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）を実施する際の看護師の補助行為に医薬品の扱いは含まなかったことから、院内処方用の薬剤を持参しても医師の指示に基づき調剤することができず、その場での患者への処方も行われていなかったところ、**本年7月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」**において、「**オンライン診療受診施設において診療の補助行為を行う**」場合については、「前提となる**医薬品及び医療機器の看護師等による一時的な保管・運搬を、医師・医療機関の管理責任の下、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限の条件の下で可能であることを明確化すること**」とされた。
- しかし、この場合であってもあくまで**対象はオンライン診療受診施設における診療とされ、訪問診療や往診は含まれていない**ため、こうした施設への通院もできず、在宅での療養を余儀なくされている患者はD to P with Nでは調剤を受けることはできない状況に置かれたままに留められる。
- ついては、**看護師等が医薬品等を一時的に保管・運搬できる場合に訪問診療や往診を加え、在宅でD to P with Nを受診する際にも調剤を受けられるようにすべき。**

PTP包装のイメージ



医師雇用時の医師免許証提示等のオンライン化

診療所に勤務する医師の届出に際し求められる医師免許証の提出等について、マイナポータルにおける資格確認で代替できるようにすべき

- 医療法及び関係法令の規定により、診療所の開設時には必要事項の届出が必要で、その変更の際にも同様の手続きが求められる。届出事項には医師の氏名が含まれるところ、この項目については確認が必要であることから、**非常勤務医を含め、医師を雇用する際には当該医師の医師免許証の提示またはその写しの提出**も求められている。
- 地域の医療ニーズを満たすため、非常勤務医は複数の診療所をカバーしなければならず、勤務する診療所の数だけこうした手続きを行う必要がある。

規則上は原本の写しでも良いとされているものの、偽造対策のため原本の提示が求められることが多い。しかし、医師免許証は表彰状並みの大きさで作成されており、当該届出の度に持参するのは困難である。

また、写しでの対応が可能な場合においても、都道府県によっては保健所等の公的機関による原本照合印が求められる。

- 一方、一昨年よりマイナポータル上で資格確認ができるようになっており、**来年度以降に医師も対象に加えられる予定**である。なお、マイナポータルからは、改ざん対策を施したPDF形式でのデジタル資格者証の取得も可能とされている。
- ついては、少なくとも、**医師免許証の提示やその写しの提出に代わり、マイナポータルで資格確認を行うことができる制度とすべき**。更には、マイナポータルを活用することで、開設時の届出や届出内容の変更についてオンラインで行える制度としていくべき。

通所介護サービス施設における人員配置等の柔軟化

介護報酬の算定にあたり重視する評価をADL（日常生活動作）の改善や事故発生件数等のアウトカムとすることにより、通所介護サービス施設において人員配置等（看護職員の勤務場所や常勤職員の労働時間等）を柔軟に設計できるようにすべき

- 効率的・効果的な介護サービス提供の促進のため、**介護報酬において、加算・減算にサービスの質の評価を反映させる仕組みが導入されている。**評価の視点は①**人的配置等の「ストラクチャー」**、②**事業者と利用者間の相互作用等の「プロセス」**、③**サービスによりもたらされた利用者の状態変化等の「アウトカム」**に分類されるところ、現状では①**ストラクチャー**及び②**プロセス**（サービスの実施内容）を**中心**とした評価が行われている。
- 一方、本年7月21日に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」においては、ICT機器の活用等を前提に人員配置基準等の緩和を行う「**特例介護サービスの新たな類型**」について、対象地域を「**中山間・人口減少地域**」に過度に限定しないことや、介護サービスの質（アウトカム等）が確保されているかの検証・評価の在り方を検討することが盛り込まれている。
- **通所介護サービス施設においても、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（1999年厚生省令第37号）第93条に基づき従業員の員数や配置に関するルールが設けられているところ、この検討に合わせ、柔軟な人員配置や採用等を行えるよう、次の措置を講じるべき。**
 - ✓ **看護職員について、事務作業以外の業務についてもオンラインで実施**できるようにすること。
 - ※「[介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について](#)」（2024年3月29日老高発0329第2号・老認発0329第5号・老老発0329第1号）において、「書類作成等の事務作業については（略）テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がない」、「利用者を直接処遇する業務及び直接処遇に関わる周辺業務は…原則として、テレワークでの実施は認められない」とされている。
 - ✓ **常勤の生活相談員や介護職員について、非常勤の当該職員がカバーすることで、勤務時間が週32時間を下回る場合においても常勤の要件を満たす**とみなせるようにすること。
 - ※「[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について](#)」（1999年老企第25号）において、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」は「32時間を下回る場合は32時間を基本とする」とされている。

1 1

その他



不適切なローカルルールの見直し

地域的差異を設けることの合理性に乏しいローカルルールについて見直しを行い、標準化や全国統一のルール整備を推進すべき

- 地域社会における複雑化した諸課題の解決には、画一的な対応ではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められており、2014年に取りまとめられた「[個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～](#)」（2014年6月24日内閣府地方分権改革有識者会議）では、今後の地方分権改革が目指すべきミッションとして、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことが掲げられたところ。
- 他方、ビジネスサイドではデジタル化により全国一律での事業・サービス展開が可能となっているなか、こうした各地域におけるルールのばらつきは、事業者の過大な負担となり、場合によっては事実上の参入障壁として機能することもある（「[ローカルルール見直しに係る基本的考え方](#)」2023年6月1日内閣府規制改革推進会議）。
- また、人口減少が進む中、財政の健全性の観点からも地方行政には更なる効率化が求められており、本来地域的差異を設けることの合理性に乏しい独自ルールの維持・制定は、地方公共団体自体にもかえって負担になりかねない。
- 地方自治・地方分権の精神は尊重されるべきではあるものの、こうした独自ルールの存在により、事業者・地方公共団体双方、ひいては国全体に生じる外部不経済を解消するため、行政手続きや法令の解釈など、本来的に地域的差異を設ける必要のないルールについては全国で共通化されるよう見直しを行うべき。
- そもそも、各地方自治体にその制定が委ねられているゆえこのような不適切なローカルルールが生じるところ、こうした領域においては、かつて地方自治体ごとに条例により制定された個人情報保護ルールが個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）に統合された例に倣うなどし、国が責任をもって標準化や全国統一のルール整備を推進すべき。

➤ 例えば次の事項について、標準化や全国統一のルール整備を行うべき。

- ✓ 指定納付受託者の指定に係る手続き（「指定納付受託者の指定に係る手続きの標準化」（本提言P65）参照）
- ✓ 民泊に関する規制の内容及びその運用（「民泊市場の健全な育成のための民泊情報の管理・連携の強化」（本提言P85）参照）
- ✓ 排気ダクトや天蓋とは異なる、火を使用しない厨房設備の使用を前提とした、調理の際に生じる油脂やにおい等を除去して空気を室内で循環させる装置に関する消防法に基づく基準（「火を使用しない環境に対応するための厨房設備に関する基準の見直し」（本提言P96）参照）
- ✓ 公開空地の利用に関するルール（「公開空地でのキッチンカー展開の促進（本提言P98）」参照）
- ✓ キッチンカーにより単独の都道府県等の許可をもって複数の都道府県等で飲食店営業を行うことのできるルール（「公開空地でのキッチンカー展開の促進（本提言P99）」参照）
- ✓ トレーラーハウスに係る「随時かつ任意に移動できる」かどうかの判断基準（「トレーラーハウス導入促進のための制度の見直し（本提言P103）」参照）
- ✓ 地方公共団体における調達関連手続き（総務省[地方公共団体の調達関連手続きの共通化・デジタル化に係る実務検討会（第1回）](#)における[新経済連盟資料](#)参照）※

※ 現在、[同検討会](#)において引き続き議論が進められている。

規制対応コストの削減に向けた規制自体への総量規制の導入

規制対応コスト削減の観点から、スクラップ・アンド・ビルドの導入と合理化を図り、規制自体の総量を規制すべき

- 法令の制定や改正により**規制は新設・強化される一方**であり、事務処理を含めその**対応コストも増加の一途**をたどっている。
- 他方、**主要国では、こうしたコストが純増することのないよう**、費用対効果を計測することでその定量化・可視化を図り、規制の新設・強化に**スクラップ・アンド・ビルドを導入**するとともに、デジタル化による**手続の簡素化を進め**、規制に係るプロセスを含め**規制自体の総量規制が図られているところ、我が国でも同様の措置を講じるべき。**

国等	制度	実施時期	主な特徴	削減効果	最新動向等
英国	1-in/1-out → 1-in/2-out → 1-in/3-out	2010～17年	新規規制導入時に2～3件の既存規制を廃止（コストベース）	2010→15年：約100億GBP（約2兆円）削減	2025年3月更新の財務省レポートによると、英国経済の規制対応コストはGDP比3～4%、毎年約700億GBP（約14兆円）に上る由 2025年1月の政府調査によると、デジタル化により公共部門のサービスで年間約450億GBP（約92兆円）以上の効率化が見込まれ、うちAIの導入等を通じた簡素化・自動化によるコスト削減は360億GBP（約7.2兆円） 2023年5月に「Smarter Regulation」白書を公表し、規制を必要最小限のものとする、規制ありきではなく最後の手段とする等の方向性を提示
カナダ	1 for 1	2012年～ （2015年 法制化 ）	新規規制1件ごとに同等コストの規制を廃止	2012→25年：9,160万CAD（約105億円）削減 ※差引276件の規制純減	規制システムの近代化を進める中で、州横断でデジタル化による簡素化を推進 行政手続負担軽減法に基づき、国家財政委員会は年次報告を毎年作成 2024-25年度報告によると、新規規制による追加分1,790,083CADから廃止された既存規制分11,861,269CADを差し引いた行政対応コストの純削減額は年間10,071,186CAD（約11.7億円）
ドイツ	1-in/1-out	2015年～	省庁単位で運用し、連邦レベルの報告義務削減に注力	N.A.	2023年の改正オンラインアクセス法により行政サービスのデジタル化等が義務化され、政府への報告書の提出等の手続を簡素化中
アメリカ	1-in/2-out、 10-to-1	2017～20年、 2025年～	次頁参照 “Massive 10-to-1 Deregulation Initiative”	2025年：2,118億USD	- トランプ政権第1期に「1-in/2-out」ルール導入（続くバイデン政権で廃止） - 第1期には99.8億（'17）、234.3億（'18）、134.7億（'19）USD削減 - 第2期に「10-to-1」（＝10 for 1）ルールの形で復活
OECD	－	－	規制影響評価の活用と高度化、 影響の事後評価等を提唱	－	- OECD指標を用い、EU諸国における“よりよい規制”に向けた進捗を評価 - 規制の質の向上・改善に向け、新技術の導入やデジタルツールの活用を推奨

【参考】トランプ第2期政権における規制改革「10対1ルール」

【全体像】

2025年1月31日、大統領令（Executive Order）を発出するとともに、公式ファクトシートを公表し、次の政策を提示：

「新しい規制を1件導入すること、既存の規制を10件廃止する」という強力な「10対1ルール」を導入

- ✓ 大統領令：“[Unleashing Prosperity through Deregulation](#)”
- ✓ 公式ファクトシート：“[Fact Sheet: President Donald J. Trump Launches Massive 10-to-1 Deregulation Initiative](#)”

【施策の具体的な内容】

① 10対1の規制削減義務

各省庁が新たなルール、規制、ガイダンスを導入するとき、**最低でも10件**の既存の規制等を**廃止**または**廃止候補**として特定する義務。

② 規制コストの「ゼロ未満」ルール（規制予算制）

2025会計年度：新規規制による追加コストと廃止された既存規制のコストを相殺し、最終的に「ネットでマイナス（ゼロ未満）」に維持しなければならない。

③ 予算管理局（Office of Management and Budget: OMB）による統一的なコスト管理

OMB長官は、各規制のコスト見積もりや評価方法を標準化・統制し、規制予算を管理。

【背景と意義】

① 過剰規制への懸念

バイデン前政権による「**1.7兆USDの規制費用**」が**アメリカ経済や中小企業に悪影響**を及ぼしたと指摘。過剰規制が起業意欲や消費者選択を阻害し、インフレやエネルギー価格の上昇にもつながっていると主張。

② 第1期政権での実績

トランプ政権第1期（2017–2021）では「2対1ルール（新規ルール1件につき2件削除）」を導入し、**実際には5.5件前後の規制が廃止された実績**があると強調。

【これまでの実績】

上記大統領令の下、**2025会計年度に129対1**（緩和646件（うち廃止218件）に対し新規5件）という実績をあげ、**2,118億米ドル相当のコスト削減**を果たしたと強調（“[Regulatory Reform Results for Fiscal Year 2025](#)”）。

